

2R-98

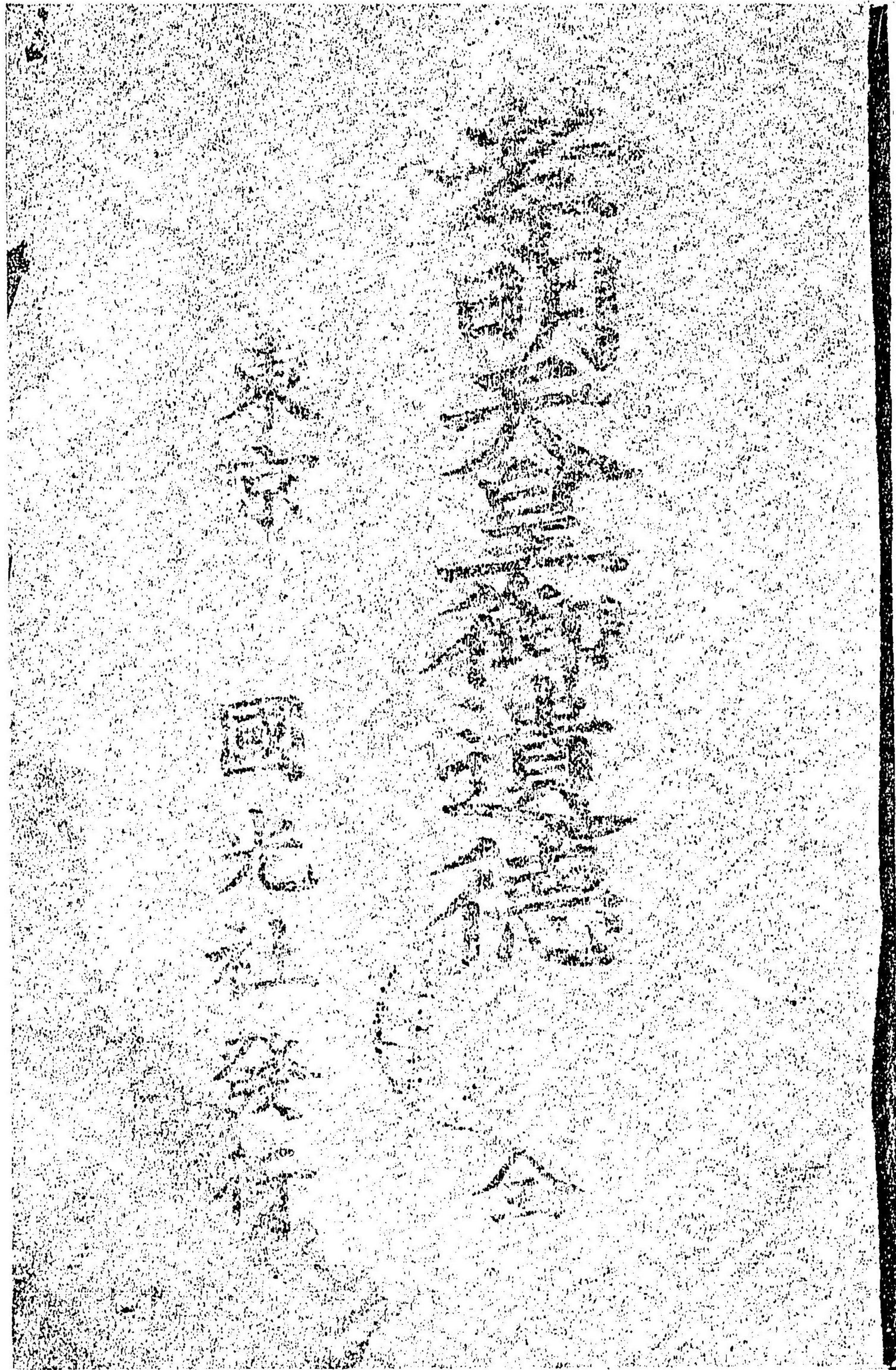
孝明天皇御遺德

全

東京

國光社發行







孝明天皇御遺德

全

東京 國光社發行



ぬはたまのよんごせ

あはれさしあはれさ

ゆきとせりさる

國民のこゑ

國語教書





## 序言

一、茲て按ずるに、皇考 孝明天皇陛下は曠世の英皇なり、不幸にして其事蹟尙溷晦に屬し、爲に臣子未だ聖徳を詳かにせざる者、往々にして在り、是れ頗る憾むべしと爲す。予之を時勢に致へ之を偉業に察し、常に切々陛下の聖徳を欽仰し奉る。謂らく微を顯し幽を闡き、以て聖徳を發揚するは即ち國民の本分なりと。此に於てか汎く遺聞を拾ひ、普ねく逸事を討ね、輯りて一卷と爲し之を公刊して以て世に問ふ。庶幾くは或は聖徳の萬一を發揚するを得む乎。

二、此書先づ御一代の章を掲げ記するに編年體を以てし、以て御降誕より崩御に至るまでの事歴を明かにす。次で聰明、夙成、慷慨、孤憤、撫御、裕達、忍耐、仁愛等の章を設け、逸事遺聞を各章に配置し、以て 聖徳を發揚せむことを期す。而して予の私かに意を致したる所は此逸事遺聞の章に在り。



三、予は此書を編するに方り、大に其材料を蒐集するに苦辛せり。夫れ先皇陛下の明德大に内に輝きて然かも未だ外に現れざる所以のものは、職として記録の以て徴すべきもの極めて渺きに由らすむはあらず。記録既に多からず、予將た何れの所にか材料を得む。幸にして當年常に天威に咫尺したる公卿及禁中に奉事したる官人の尙ほ今日に存するあり、此等公卿及官人の實歴談は實に先皇陛下の聖徳を説示するものにして、此書の材料は大半之を此實歴談に得たり。又先皇陛下の宸翰を拜誦せば、以て御性行の一斑を窺ひ奉ることを得へく、憂國愛民の叙慮躍如として紙上に存するを見る、是れ亦書の有力なる材料なり。又公卿有司の日誌私集等は概ね表面の事實を記するに過ぎずと雖も、採て以て材料に供したり。而して此等諸般の材料を求むるに方りては、伯爵東久世通禧氏、子爵福羽美静氏、及び史談會幹事寺師宗徳氏等の力を借ること頗る多しと爲す。

四、然りと雖も、先皇陛下の規模廣且大、當年常侍の雲客を以てするも

其真相を窺ひ奉ること能はず、何ぞ況や吾儕後年に生れたる草野の巨子をや。故に此書録する所亦或は聖徳の万一をたも發揚するに足らざるものあらむ。

五、凡そ貴顯の御事を記せむと欲せば、最も莊嚴鄭重の筆を以てせざるべからず。予不文、且其筆や即ち蠲野。故に此書記する所定めて多く體禮を失するあらむ、偏へに讀者の寛恕を請ふ。

六、御名聖旨等は本來闕字擡頭の書法に據るを例とすと雖も、今省略に従ふ、謂らく敬に於て決して欠くる所なしと。

七、此書本と叙事を主として評論を省かむことを期したりと雖も、稿脱するの後に及むて之を閲すれば、評論頗る繁に失するに似たり、是れ蓋し著者の癖遂に之をして然らしめたる乎、後日改訂の期なきにあらざるへし。

八、卷頭の詠歌は即ち先皇陛下の御製なり、愛民の意掬すへし、乃に特に擇て東久世伯の染筆を請ひ、以て之を卷頭に掲ぐ。



序言

四

九此書謹て之を九重の上に獻納し奉らむとす幸に尊き御方の 敬覽を  
辱ふすることを得は眞に微臣の至榮なり。

先皇陛下の三十年靈祭を執行せらるゝの年、

明治三十年春王正月

工藤武重謹記

# 孝明天皇御遺徳

## 目次

孝明天皇陛下の御一代……………(自六〇

一、聰明……………(至七〇)

- 不世出の英皇
- 天皇の御宇の如く内外多事なりし時は古來未だ曾て無かりし事
- 當時の諸侯伯は其臣下の力を借て國事に盡瘁せしも 天皇は多くの輔弼者を有し給ふ能はさりし事
- 當時公卿及諸藩の情態
- 天皇大に言路を開き給ひし事
- 幕府朝廷を結束し奉りたる事
- 幕府廢帝の典例を探查せし事
- 天皇國難を以て躬ら責め遂に讓位の御決心ありし事

目次



- 天皇の宮門外に出て給ひしは治世中僅かに二三次に過ぎざりし事
- 蒙古の來襲と黒船の渡航及び建武の中興と明治の維新との比較
- 明治維新は 先皇 今上兩陛下の大成し給へる偉業なる事

### 二、夙成

(自七四)至七〇

- 梅檀は二葉より馨し
  - 和氣清麻呂の誠忠を感じ給ひし事
  - 『徳若萬歳』謎語の解答
  - 武將を指揮するの御遊戯
  - 將軍上洛の用具に感憤し給ひし事
  - 御幼時の御希望は登極の後に及びて着々貫徹し給ひし事
- ### 三、慷慨(上)醜夷掃攘
- (自七五)至八〇
- 國安を祖厓山陵等に祈り給ひし事
  - 加茂石清水行幸は維新大業の關鍵なる事
  - 攘夷の術を講し給ひし事

### 四、慷慨(下)皇權回復

(自八八)至八八

- 無謀の攘夷を厭はせ給ひし事
  - 徒らに外國を嫌忌し給はざりし事
  - 外政刷新の大御心より攘夷論を是認し給ひし事
  - 假條勅許御遺憾の事
  - 幕府に憤慨し給ひしは一日の故にあらざる事
  - 幕府の無能を看破して之に依頼するの念を絶ち給ひし事
  - 幕府を眼中に措き給はざりし事
  - 公武一和論
  - 皇妹降嫁を嘆かせ給ひし事
  - 交外内治の權は明治以前既に朝廷に復歸せし事
  - 天皇は單り維新大業の基を啓き給ひしのみならず亦大半之を遂行し給ひし事
- ### 五、孤憤
- (自八九)至九五
- 天皇と愛を共にするの朝紳極て少かりし事
  - 深夜密かに國事を議し給ひし事
  - 嘉永安政の無禮講



- 朝紳時ありて女装徒歩して入闕したる事
- 祈禱に託して僧侶を召し之に國事を諮ひ給ひし事
- 密かに宸翰を朝紳に賜ふて國事を諮ひ給ひし事
- 近衛家に賜りたる宸翰百餘通近日發見の事
- 某公卿の述懐
- 御信任を蒙りたる朝紳
- 青蓮院宮及び近衛公三條公等に嚴誹を加へたるは  
叙思にあらず從て聖徳の累を爲すに足らざる事
- 近衛公を慰め給へる宸翰の大意
- 當時柔弱の公卿 天皇の風を聞て起ちたる事

六、撫御

(自九五至一〇七)

- 攘夷と討幕との輕重
- 天皇漸次幕府の權を殺さ給ふて全然之を討滅し給はざりし事
- 諸侯に倚賴し給ひし事
- 天皇と薩藩
- 島津齊彬に密勅と勅詠とを賜ひし顛末
- 天皇と長藩并に長藩の榮枯

- 征長は叙思にあらざりし事
- 天皇と水戸藩
- 天皇と會津藩
- 天皇か會津藩に倚り給ひしは薩長を牽制せむとの大御心なりし事
- 天皇決して一二藩に偏賴し給はざりし事

七、豁達

(自一〇七至一二四)

- 言路洞開
- 有司聰明を壅蔽し奉りたる事
- 草莽處士の建言を許し給ひし事
- 特に「御假建」なるものを設けて民間の忠言を徵し給ひし事

- 真木和泉奉る所「勢字」の建言を嘉納し給ひし事
- 廣く諸侯伯の意見を徵し給ひし事
- 先朝の政治は最美の立憲政治なる事

八、忍耐

(自一二四至一三四)

- 供御の料を多く上らざるは幕府の政略なる事
- 先朝の財用は特に御困難なりし事



- 禁裡荒廢の事
- 御飲食の非薄なりし事
- 酒を嗜み給ひし事并に酒肴乏しく且つ不味なりし事
- 献上物を賞味あらせられし事(實例二件)
- 御料の酒は粗薄なりし事
- 故岩倉公所司代を詰責せし事
- 御膳献立(圖解)
- 本途直段の事
- 十兩以下の金錢に窮し給ひし事
- 供御の料總額并禁裡御臺所費總額
- 幕府及諸藩等より金穀献上の事
- 錦の御旗を製するの費乏しくして緞子の御旗を以て之に代用せし事

(自二三四至二四〇)

九、仁愛

- 勅諭中憂國愛民の什頗る多き事
- 幕府又は諸藩より献上せる金穀を公平に臣下へ配與し給ひし事

十、雜事

(自二四〇至二四三)

- 惻愷の御心
- 忠恕の御心
- 三條公 天皇の忠恕に感泣せし事
- 山陵をを修補し給ひし事
- 山陵奉行戸田忠至殊恩を蒙る事
- 天皇を山陵に葬り奉りたる事
- 古實を重し給ひし事
- 剛毅に渡らせ給ひし事
- 天皇と朝紳との和氣
- 鑒識を具へ給ひし事
- 日記を認め給ひし事
- 御体格魁梧なりし事
- 御舉動活潑なりし事

目次終



孝明天皇御遺徳

工藤武重謹著

孝明天皇御一代



皇考孝明天皇は、仁孝天皇第一の皇子なり。天保二年辛卯六月十四日申刻を以て御降誕あらせられ、熙宮と稱し奉る。(同廿日御命名) (御母は權典侍藤原雅子、故權大納言藤原實光<sup>正親</sup>の女、同七月十四日初めて御參内、父皇に御拜謁あらせらる。翌天保三年壬辰十二月十四日御髮置。四年癸巳十二月十八日御色直。六年乙未六月二十一日准三宮藤原祺子の御養子と爲り、儲君に立たせ玉ふ。同年九月十八日名を統仁と賜ひ、親王宣下あり。天保八年丁酉九月十六日花御殿に移らせらる。同十二月二十七日御深會木。十年己亥三月二十六日御紐直。同年六月七日御讀書始、侍讀從二位清原在賢<sup>船</sup>奉仕す。天保十一年庚子三月十四

孝明天皇御一代



孝明天皇御一代

二

日立皇太子。天保十五年即弘化元年甲辰三月廿七日紫宸殿に於て御元服。東宮傅内大臣藤原忠熙近加冠の役を奉し、東宮權大夫權中納言源建通我理髮の役を奉す。此日詔して曰く

皇太子統仁天性聰敏神姿溫柔行修仁孝專履明王之道德茂元良愈慕聖代之風臣庶皆仰春秋亦至是以正擇嘉辰嚴齊盛服同禮容於舊典行冠事于今日宜對萬邦之望以揚兆民之歡夫天下爲父後者六位以下賜爵一級天保十二年以往租稅未納咸從免除又高年八十以上及鰥寡孤獨不能自存者量數給物普告中外俾知此意主者施行

天保十五年三月二十七日

弘化三年丙午正月二十六日 仁孝天皇不豫 二月六日遂に崩御す。

十三日 皇太子統仁親王踐祚あらせらる。時に御歳甫めて十有六。

關白藤原政通應左大臣藤原濟信修右大臣藤原尙忠九内大臣藤原忠熙近

等并に故の如し。正月二十六日詔して關白政通を攝政に准す。

弘化三年丙午三月四日 仁孝天皇を葬る、廢朝五日。閏五月十日皇

妹和宮御降誕。(母は前新興侍藤原經子)

六月二十日 皇祖母新清和院欣子内親王崩す。七月二十三日新清和

院を葬る、廢朝五日。

二十二日圓照寺文成有栖川幟仁親王の女、光格天皇の御養女薨す。

十月廿七日一品公紹介道親王論王去十九日薨去の報あり、今日より廢

朝三日。

弘化四年丁未三月十四日國母准三后藤原祺子皇太后宣下。

四月二十六日左大臣齊信病に依り本官隨身兵仗を辭す。同日薨す、廢

朝三日。

五月三日入道邦家親王伏の男陸宮親王良 仁孝天皇の御猶子とせ

る。

六月十五日右大臣尙忠を左大臣に、内大臣忠熙を右大臣に、權大納言

藤原家厚花院山を内大臣に任す。

八月四日上総太守幟仁親王有二品に叙し、中務卿に任し、隨身兵仗

孝明天皇御一代

三



孝明天皇御一代

を賜ふ。

九月二十三日即位の禮を行ふ。宣命に曰く、

現神止大八洲國所知須天皇我詔旨止其萬宣布勅命乎親王諸王諸臣官人等天下公民衆聞食止宣布掛畏彼平宮爾御宇須倭根子天皇我詔旨止其萬宣布此天日嗣高座之業乎掛畏彼近江乃大津乃宮爾御宇須天皇乃初賜比定賜留倍法隨爾仕奉止仰賜比授賜比授賜留倍恐矣受賜利進毛不知仁退毛不知恐矣坐止佐久宣布大命乎衆聞食止宣布然仁天下治給留倍君者良弼乎得氏平久安久治賜布物仁在毛所聞留倍朕雖淺劣親王等乎始氏王臣等乃相穴比奈扶奉乎事爾依氏仰賜比授賜留倍食國乃天下乃政者平久安久令有止所念行留倍是以彌殫忠誠之心氏天皇朝廷乎衆助仕奉止宣布天皇我勅命乎衆聞食止宣

弘化四年九月

十一月一日入道慈性親王輪王一品に叙す。

十二月御生母宰相典侍藤原雅子を従三位に叙し、藤大納言局と稱す。

十三日國母 皇太后宮藤原祺子院號宣下、新朔平門院と稱す。即

夜崩す。十九日より廢朝七日。

十二月二十四日一品入道濟仁親王和薨す、廢朝三日。

二十七日内大臣家厚本官并右大將を辭す、權大納言藤原輝弘内大臣

兼右大將に任す。

嘉永元年戊申正月十七日准三宮入道高濱三薨す。廢朝三日。

二月九日癸丑權大納言藤原實堅大の武家傳奏を免し、權大納言藤原

實萬三を以て之に代ふ。同日參議左中將藤原定祥野議奏に任す。十

一日内大臣兼右大將輝弘の本官并兼官を免し、權大納言實堅を以て之

に代ふ。

十八日入道尊應親王一二品に叙す。

二十八日嘉永と改元す。

二十一日内大臣實堅本官を辭す。權大納言兼左大將藤原輔綱内大臣

に任す、左大將故の如し。

孝明天皇御一代



孝明天皇御一代

六

二十三日睦宮見伏に名を貞教と賜ふ、親王宣下あり。

四月六日入道邦家親王見伏の男豊宮仁和尚嘉、仁孝天皇の御養子とならせらる。

二十八日貞教親王見伏元服、兵部卿に任し、五月二日三品に叙す。

八月五日入道邦家親王見伏の男滿宮有通院能久親王、仁孝天皇の御養子とならせらる。

九月二十二日關白政通太政大臣内舍人加員隨身等を辭す、之を允す。

十月十八日中務卿熾仁親王有賴の男歡宮仁孝天皇の御猶子とならせらる。

十一月二十一日大嘗會を行ふ。

十二月七日左大臣尙忠の女藤原夙子を従三位に叙す、同十五日夙子入内、翌十六日夙子を以て女御と爲す。

嘉永二年己酉二月十六日歡宮有西に名を熾仁と賜ひ、親王宣下あり。

三月十五日熾仁親王元服、太宰帥に任す、翌十六日三品に叙す。

十一月廿七日權中納言藤原雅久飛鳥議奏を辭す、右衛門督藤原光政丸議奏に任す。

十二月十九日入道三品教仁親王妙法院牛車宣下。

嘉永三年庚戌二月廿七日御生母藤原大納言局藤原雅子准三宮宣下、親待賢門院と稱せらる。

三月五日御外祖父故權大納言藤原實光正親町に左大臣を贈る。

五月幕府酒井若狹守忠義の京都所司代を免し、内藤紀伊守信親を以て之に代ふ。

六月一日御筭始、參議左中將藤原公績四奉授。

十一月四日皇女御降誕、一宮と稱せらる。(母は女御藤原夙子)

十二月十七日皇子御降誕、即夜夭亡せらる。(母は新典侍藤原仲子)

嘉永四年辛亥三月十五日贈正三位民部卿和氣清麿に正一位を贈り、神號を賜ふて護王大明神と云ふ。

五月十四日權中納言定祥議奏を辭す、右大將源基豐朝議奏に任す。

孝明天皇御一代

七



七月十二日皇妹和宮を熾仁親王川有へ許嫁の旨仰出さる。

八月廿日入道教仁親王院妙法一品に叙す。

十二月幕府内藤紀伊守信親の京都所司代を免し、脇坂中務大輔安宅を以て之に代ふ。

嘉永五年壬子三月十二日滿宮院世梶井宮を相續し、同二十三日入道尊

應親王院一乘青蓮院を相續す。尊應親王名を尊融と改む。

六月十四日第一皇女一宮に名を順子と賜ひ、内親王宣下あり。同十

日順子内親王薨去、廢朝三日。

同年八月十二日入道尊超親王院知恩一品に叙す。同廿一日薨去、廢朝三日。

九月二十二日未半刻皇子御降誕あらせられ祐宮と稱し奉る。同二十九

日御命名(御母は權典侍藤原慶子也)

十二月二日權大納言雅久和歌天仁遠波を授け奉る。

九日入道教仁親王院妙法薨す、廢朝三日。

十四日入道尊融親王院世天台座主宣下。

嘉永六年癸丑五月七日辛亥女御從三位夙子を正三位に叙し三宮に准す。

六月十五日幕府より夷船浦賀に入津せるを言上す。是れ米國使節彼理の來航を報するなり。此より先き米露英佛の諸國使を我國に派して互市を要めたること比年絶へず、而かも幕府か外船の來航を朝廷に奏したるは之を始とす。

天皇深く外患を憂ひ、幕府の飛報達するの日直ちに有司に勅し、七社七寺に國安を禱らしめ給ふ。次て十二月三日二十二社并に伊雜宮以下十一社に祈願し給ふ、爾後屢々此事あり。(以後一々之を錄せず)

七月廿六日征夷大將軍徳川家慶去廿二日薨去の報叙聞に達す、廢朝五日。十月廿三日徳川家祥家後改定を以て征夷大將軍に任す。

十二月十九日權中納言光政議奏を辭す、權中納言藤原正房小路議奏に任す。

安政元年甲寅三月三日幕府米國と和親條約を締結す、之を和親條約の



孝明天皇御一代

十

始とす。尋て他の列國と條約を結ぶこと一に米國の例に準ず。

四月六日皇宮炎上。天皇下鴨社内に遷御。次で聖護院宮に幸す、准三后及び祐宮隨行あらせらる。

十二日桂宮を以て假皇居に定められ、十五日遷幸。

十六日幕府井伊掃部頭直弼に命じて京都を守護せしむる旨を上申す。

三十日前權大納言藤原俊明城武家傳奏を辭す、前權大納言菅原聰長東城之に代る。

七月十二日權大納言源建通久議奏に任す。

二十七日前權大納言雅久三部抄和歌を授け奉る。

閏七月十八日諸臣質素を旨とすへきを令す。

九月十八日露艦大坂近海に入る、幕府之より大坂京都の守護を嚴にす。

二十日加茂臨時祭を行ふ、外船畿内の近海に入り、國家漸く將に多事ならむとするを以てなり。

二十七日安政と改元す。

十二月十六日 皇子祐宮御色直。

二十三日諸國に勅し寺院の梵鐘を毀て大砲小銃を鑄造せしむ。

二十八日將軍家定金一萬兩を献す。

去年米國使節彼理渡來してより以來、外船の我沿海に出沒するもの概ね虛月なく、幕府亦屢々之を上言す。天皇痛く 聖慮を惱ませられ、屢々上下の神祇に國運の長久を祈り玉ふ。

安政二年乙卯三月二十七日前大僧正亮深大亮寺先住を三宮に准し牛車を聽す。二十九日准三宮亮深薨す、廢朝三日。

此月密勅を島津薩摩守齊彬に賜ふ。

十月二日關東地大に震ふ。

十一月廿三日桂皇居より新造の内裏に遷幸あらせらる。

十二月三日前内大臣源通明久薨す、廢朝三日。

安政三年丙辰七月六日御生母新待賢門院藤原雅子薨す、廢朝五日。

八月八日關白政通常職及藤氏長者太政大臣等を辭す、之を允す、政通



辭表を捧ぐるに前後八次、此に及びて始めて允さる。勅して三宮に准し、爵邑兵仗等を賜ふ。此日左大臣尙忠を以て關白藤氏長者と爲し、隨身兵仗等を賜ふ。

十二月九日准三宮政通に太閤の稱を賜ふ。

十五日入道覺醇親王<sup>四</sup>二品に叙す。

安政四年丁巳正月四日關白尙忠左大臣を辭す。右大臣忠熙を左大臣に、

權大納言藤原經久<sup>御大炊</sup>を右大臣に任す。

十八日右近衛大將基豐議奏を辭す。參議左大辨藤原俊克<sup>城坊</sup>を以て之に

代ふ。廿八日前權大納言藤原實久<sup>本議</sup>奏を辭す。二月五日權大納言藤

原公純<sup>寺大</sup>を以て之に代ふ。八日右大臣經久職を辭す。内大臣輔熙を

以て之に代へ。右近衛大將基豐を内大臣に任す。

四月二十七日右近衛大將實萬武家傳奏を辭す。前權大納言藤原光成<sup>旗</sup>

を以て之に代ふ。五月十一日參議藤原恭光<sup>松</sup>議奏に任す。同十五日内

大臣基豐職を辭す。右近衛大將實萬を以て之に代ふ。

五月二十八日前權大納言雅久伊勢物語を授け奉る。

二十九日前内大臣基豐薨す。廢朝三日。

七月二十三日權中納言光政へ伊勢物語を傳へ賜ふ。

此月幕府脇坂中務大輔安宅の京都所司代を免し、次て本多美濃守忠民を以て之に代ふ。

十月廿一日米使登營して將軍に謁す。此より先き幕府米露開諸國の爲

に長崎箱館等の諸港を開き、且つ米使引見を豫め奏聞したるを以て、

八月三十日奏聞宸襟益々安からず。

米使登營の意、幕府に迫て修交通商の條約を得んとするにあり。其要

ひる所の目、事態頗る重く、幕府自ら之を決する能はず。乃ち同年十

二月大學頭林健を遣はし、入朝狀を奏して締約の勅允を乞はしむ、

朝議報せず。蓋し幕府が國事に關して、勅裁を乞ひたるは實に此に助

まる。皇權回復の端先づ此に啓く。

安政五年戊午正月廿六日攝籙公卿に勅して米國の事を議し、各封事



を上らしむ。

同月幕府再び締約の勅允を乞はんと欲し、閣老堀田備中守正篤をてし上京せしむ。二月九日正篤入朝し、具に幕旨を奏して締約の勅允を乞ふ。二十三日武家傳奏并議奏等正篤の旅館に赴き太閤關白の命を傳ふ。曰く墨夷の事國家の重事なり、宜しく三家以下諸侯伯の議を問はし、重ねて之を朝廷に白せど。正篤直ちに之を幕府に通ず。三月六日幕府唯々事情の切迫せるを辭とし、速く勅答を下し賜はらむことを奏請す。九日左大臣以下に勅して幕府に下すべき勅答を議せしむ。二十日堀田正篤復た入朝す、此日小御所に於て關白以下列座、左大臣忠烈、勅答を正篤に授け、速かに關東に還て將軍に復命すべきを命ず。

墨夷之事 神州之大患國家之安危に係り誠不容易奉始 神宮御代々に被爲對恐多被思召東照宮以來之良法を變革之儀者國人心之歸向にも相拘永世安全難量深被惱 叙慮候尤往年下田開港之條約不容易之上今度假條約之趣に而者御國威難立被思召候且諸臣群議にも今度

之條々殊に御國体に拘り後患難測之由言上候猶三家以下諸大名へも被下臺命再應衆議之上可有言上被仰出候事

正篤快々として憚ひす、四月三日暇を乞ふて關東に還る。蓋し幕府其祖先已來施政の全權を委任せらるゝに關せず、特に奏して外交の勅允を請ひたる所以のものは、敢て慎重以て國事を理めむとするの意なきにわらずと雖も、實は勅允を假りて以て志士の群議を遏せむと欲してなり。不幸にして一再の使者皆な要領を得ずして還り、志士の攘夷論爲に益々囂々を致す。此に於てか幕府已むことを得ずして書を米國大統領に送り、以て締約の期を緩ふせむことを要む。

三月十七日前權大納言聰長武家傳奏を辭す。

二十一日内大臣實萬本官を辭す、權大納言藤原忠香<sup>一</sup>内大臣に任す。

二十七日 先皇御養子豐宮<sup>仁和寺</sup>親王宣下、名を嘉彰と賜ふ。

五月一日權大納言正房武家傳奏に任す、同十日權大納言藤原忠能<sup>山中</sup>儀奏に任す。



六月十二日 皇女御降誕、富貴宮と稱せらる。(母は准三宮藤原夙子)

十七日 勅使を 伊勢大神宮に遣し國家安康を祈らせらる今夜より勅

使歸京に至るまで毎夜東庭に於て神宮を遙拜せらる。

廿三日石清水及加茂に奉幣使を遣し國家安康を祈らせらる。

幕府先きに己むことを得ずして 勅命を奉し、締約の延期を米國に要

むと雖も、米國毫も之を省みず、而して米使の來て我國に在る者締約

を促かすこと益々急なり、幕府遂に其脅迫に怖れ、六月十九日仮條約

を締結し、後ち二十七日に及んで始めて之を朝廷に奏す。幕府の放恣

を難するの聲此より天下に喧し。(當時幕府より在京の有司に送りたる

書狀如左)

亞墨利加條約之次第先達而別段御使を以被仰進候處深く被惱御慮候

御次第被仰出候段御尤の御儀に付再應御三家以下諸大名に赤心御尋

に相成今少々にて存意書も揃候間其上篇と御勘考の上御決定可被遊

思召にて精々御取急被爲在候折柄今般魯西亞亞墨利加兩國之船渡來

申立候趣者英吉利佛蘭西之軍艦近日渡來可致尤清國に十分打勝其勢

に乘し抑懸候事に付應接方御面倒に可相成と御案思申上候併假條約

之通御承知に相成關印も相濟候は、英佛には如何様にも申諭御迷惑

に相成不申様取計可申旨亞國使節申立候に付御勘考被遊候處如何程

御迷惑に相成候とも朝廷に御申上濟に相成不申候ては御取計難被遊

御儀乍去忽爭端を開萬一清國之覆轍を踐候様之儀出來候ては不容易

御儀に付井上信濃守岩瀬肥後守於神奈川關印致し使節へ相渡候誠無

御據御場合に付右様之御取計には相成候得共朝廷にて御配慮之段は

實以御尤之御儀に付此後之御取締方沿海之御手當等充實に相成被安

御慮候様可被遊思召に候委細之儀は猶追々可被仰進候得共先此段可

被遊奏聞候事

翌廿八日幕府に勅して三家若くは大老の上京を促かす、外國の處分に  
關してなり。

七月廿七日准三宮政通内覽を辭す。



八月十六日征夷大將軍德川家定去八日薨去の由上聞に達す、今日より廢朝五日、

此月勅を德川中納言慶篤に賜ひ、亦毛利太膳大夫慶親に賜ふ、九月四日關白尙忠内覽を辭す、左大臣忠熙代り任せらる。

十七日關老間部下總守詮勝上洛す、朝廷彙に幕府に勅して三家若くは大老の上京を促かす、幕府言を左右に托して應せず、此に及びて僅かに詮勝をして上洛せしむ、詮勝直ちに吏を洛中に派して志士の國事を議する者を逮捕す、幕府尋て所謂安政の大獄を起す、

廿五日嘉彰親王仁和寺入寺得度、名を純仁と改む、

廿七日滿宮符逆召還せられ、輪王寺附弟とならせらる。

此月幕府再び酒井若狹守忠義を京都所司代に任す、

十月十九日左大臣忠熙内覽を免せられ、關白尙忠再ひ之に代る、

廿四日間部詮勝入朝して外交の事を奏す、

同日德川家茂を以て征夷大將軍に任す、

二十五日先皇御養子滿宮輪王寺親王宣下あり、名を能久と賜ふ、十一月

二十三日能久親王入寺得度、公現と改む、

十一月二十三日前内大臣實堅去十一日薨去の報あり、廢朝三日

十二月二十三日前内大臣實萬洛外に屏居す、

三十日間部詮勝參内、歸府の暇を乞ふ、

安政六年正月十八日前權大納言正房武家傳奏を辭す、二月九日權中納言俊克方傳奏に任す、十四日侍從正三位藤原雅典飛鳥議奏に任す、

正月二十二日 皇女御降誕、壽萬宮と稱せらる、(母は衛門内侍紀子)

二十八日左大臣忠熙右大臣輔熙等本官を辭す、内大臣忠香左大臣に、

前内大臣家厚右大臣に、權大納言藤原齊敬條内大臣に任す、

四月二十二日准三宮政通前左大臣忠熙前右大臣輔熙前内大臣實萬等願に依り落飾を許さる、同日前權大納言聰長永塾居を命せらる、

廿七日准三宮政通隨身兵仗を辭す、

六月三十日幕府五國條約の成るを奏す、



七月四日入道覺蔭親王院 梶井宮に移轉、名を昌仁と改む。

十日前右大臣經久薨す、廢朝五日。

八月二日第二皇女富貴宮薨す。

十五日幕府特に關白尙忠に祿千石を加増し、十六日前權大納言光成に白銀五十枚を贈る。

九月七日、之より先き掃部頭井伊直弼幕府の大老に任し、威權を擁して人言を沮め、水戸前中納言齊昭及一橋刑部卿慶喜等を飼す、今日之を奏す。

十六日前大臣輝弘去九日薨するの報あり、廢朝三日。

十九日幕府金五千兩を獻す。

廿七日入道尊融親王院 天臺座主を辭す、入道昌仁親王院 之に代る。

十月四日入道前内大臣實萬所勞に依り本第に歸住するを許し、且つ其謹慎を免す、五日危篤に依り從一位に叙す、六日薨す、廢朝三日。

十五日幕府堂上以下へ金二萬兩を贈る。

十七日江戸城燒失す。

十一月廿七日二品入道雄仁親王院 一品に叙す。

十二月七日二品入道尊融親王院 隱居永整居を命せられ、相國寺中へ移らる。

十七日二品入道純仁親王院 一品に叙す。

二十八日入道准三宮政通入道左大臣忠熙謹慎を免せらる。

萬延元年庚申三月三日幕府の大老井伊直弼刺殺に罹る。

十八日萬延と改元す。

閏三月十六日第二皇子祐宮御深曾木、廿八日御紐直。

六月十九日權大納言公純職奏を辭す。

廿二日權大納言藤原實愛正親町三條 之に代る。

七月十日第二皇子、祐宮儲君に御治定准三宮の御實子仰出さる。

八月八日權中納言恭光職奏を辭す、十一日正三位源通熙世久 之に代る。

廿六日太宰帥熾仁親王右願 願に依り皇妹和宮御縁組延期となる。



廿七日邦家親王の男隆宮院知鳳 今上御養子とならせらる。

廿八日邦家親王の男泰宮院聖殿 今上御養子とならせらる。

九月十五日邦家親王の男敦宮院妙法 今上御養子とならせらる。

廿八日儲君祐宮親王宣下あり、名を睦仁と賜ふ。

十月九日幕府奏して皇妹和宮の降嫁を請ふ。此より先き外國の事起りてより、公武の間自ら相睽離し、爲に煩る諸政の進路を妨碍す。此に於てか公武一和の論漸く東西に起り、幕府は和宮を將軍家茂に得て以て公武の間を融和せむとす。今年八月廿六日太宰帥熾仁親王奏し請ふて和宮婚儀の期を延へたるが如きは、實に此事情の存したるを以てなり。幕府爾後堂上の公卿に頼て屢々皇妹降家を請ひ、今日に及びて始めて公然之を願ひ奉る。十八日遂に勅して之を允さる。爾後公武一和の論益々盛にして、而して公武亦一時一和せむとするの傾向あり。

十月十五日乙亥入道公現親王院知恩 二品に叙す。

十一月廿九日 今上御養子隆宮院知恩 親王宣下あり、名を博經と賜ふ。十

二月廿九日 博經親王入寺得度、名を尊秀と改む。

十二月三日文秀院照 今上御養子とならせらる。

文久元年辛酉正月十八日成淳院中宮 今上御養女とならせらる。

廿八日幕府より和宮降嫁 勅許に付攝家堂上地下官人に金一萬五千兩を賜る。

二月十一日内廷の黄金五十枚を散して窮民を恤み玉ふ。

十九日文久と改元す。

四月十九日皇妹和宮内親王宣下あり、名を親子と賜ふ。

五月一日第三皇女萬宮薨す。

九日勅使を伊勢大神宮に遣す、今日より勅使歸京に至るまで毎夜清涼殿前庭に於て 神宮を遙拜あらせらる。

三十日近來慧星出現に依り七社七寺に無事を祈らせらる。

八月十日幕府に勅して夷族の伊勢國神三郡及志摩國に上陸するを禁せしむ。



十月八日皇女御降誕、理宮と稱せらる。(母は衛門内侍藤原紀子)

二十日親子内親王和宮將軍家茂に降嫁す。(今日御發輿、十二月十一日關東御入城、翌二年二月十一日御婚禮終る)

十一月九日前權大納言馳長危篤に依り永蟄居を免す。

十二月二十八日右近衛大將建通、議奏を免す。

文久二年壬戌正月元日春日神社鏡墮つ、改め掲ぐ、三月四日復た墮つ、復た改め掲ぐ。

正月四日右大臣家厚本官を辭す、内大臣齊敬右大臣に任じ、權大納言建通内大臣に任す。共に大將故の如し。

十五日浪士閣老安藤對馬守信正を途に傷く。

廿八日參議左中將藤原定功野宮議奏に任す。

内外多事、公武一和の論益々勢を逞ふす。和宮降嫁以後、幕府陽に皇室を尊で衆心を懷け、又陰に金錢物品を公卿に賜りて其歡心を買ひ、朝幕の間多少感情の和融を致す。遂に四月七日に及びて、公武一和以て變

夷を掃攘せむか爲に皇妹和宮を大樹へ降嫁せしめ給へるの、叙慮仰出さる。

夷狄月々猖獗御國威日々逡巡之儀深被惱宸衷段々關東御往復有之終に七八ヶ年乃至十ヶ年内には是非々々以應接征討之内何れにも必可及拒絕旨言上依之暫御猶豫有之右期限には斷然可有掃攘に付武備充實海軍訓練は勿論之事第一全國一心一同に不相成候ては變夷壓倒せられかたき儀に候間先被開國中一和之基源度叡慮に付願のまゝ、以皇妹大樹に被配偶公武御合体を宇内に被表候深重之、聖慮遐邇に布告し海内協和御國威更張之機會不相失様屹と可回遠略儀と被思召候事是より先き幕府外國と條約を締結するや世の外國を憚ひざる者痛く幕府の舉措を非議し、幕府を以て到底爲すあるに足らざる者と爲し、各其藩を脱して京畿に集り、交々公卿を要して遊説する所あらむとす、其聲言する所頗る激越に亘る。四月十四日朝廷諸臣に命じて此輩浮浪の徒と面接するなからしむ。此日島津和泉久光上京す、詔して浪士を鎮撫せしむ。



十五日島津久光近衛第に在り、朝廷勅して權大納言忠能<sup>山中</sup>權中納言實義<sup>三</sup>等を遣し、久光の上言を聴かしむ。形勢茲に復た變し、爾後朝廷の政治多くは久光の建言より來る其建言の結果として著しく朝政の面目を改めたるものは、實に幕府の因循を詰責せるの一事と爲す。

五月二十二日左衛門督源重徳<sup>大</sup>勅書を帶ひて關東に赴く、久光隨行す。勅書に曰く

朕惟方今時勢夷戎恣猖獗幕吏失措置天下騷然萬民欲墮塗炭朕深憂之仰耻祖宗俯愧蒼生而幕吏奏曰近來國民不協和是以不能舉膺懲之師願降嫁皇妹於大樹則公武一和而天下戮力以掃攘夷戎故許其所請焉幕吏連署曰十年内必攘夷戎朕甚喜之抽誠祈神以待其成功昨臘和宮入關東也使千種少將岩倉少將諭天下大赦之事且告曰國政仍舊大概委於關東至如外夷之事則我國一大重事也係其國體者咸問朕而後定議或使二三外藩臣預聞夷戎之處置幕吏對曰宸意事甚重大難遽奉行請暫猶豫既而頃日列藩有獻謀議者如薩長二藩殊親來奏事且山陽南海西國之忠士既

蜂起密奏云幕吏奸佞日多正議委地而蔑王家陸夷戎物貨濫出國用乏耗萬民困弊之極殆至受夷戎之管轄不日而可知也矣冀舉旌旗奉鸞輿於函嶺誅幕府之姦吏或曰爲除太平浸潤遊惰之弊誅京師之姦徒又曰不顧下攘夷之令於五畿七道之諸藩如其衆議畢雖出于忠誠愛國之至情事甚激烈使喻薩長之輩鎮壓其他召幕老吏久世大和守往復歷日未告唯諾先行昨臘所喻之大赦夫大樹猶弱何失之有有但幕吏因循偷安撫馭失術如是則國家傾覆可立而待也朕日憂懼焉所謂偷一日之安忘百年之患聖賢之遺諭可鑑矣當內修文德外備武術斷然建攘夷之功於是斟酌衆議執守中道欲使德川興祖先功業天下之綱紀因策三事

其一曰欲令大樹率大小名上洛議治國家攘夷戎上慰祖神之震怒下從萬民之歸嚮啓萬民和育之基比天下於泰山之安

其二曰依豐太閤之故典使沿海之大藩五國稱五大老爲咨決國政防禦夷戎之處置則環海之武備堅固確然必有掃攘夷戎之功

其三曰令一橋刑部卿撥大樹越前々中將任大老職輔佐幕內外之政當不



受左衽之辱此萬人之望恐不違朕意決于此三事是故下使於關東蓋欲使幕府選三事其中之一以行是以周詢群臣無所忌憚各啓沃心丹宜奏議言朝廷は外幕府の因循を詰ると共に内臺閣の更迭を行ひ、着々として外國の事を處理せしむとす。四月三十日入道准三宮政道入道前左大臣忠烈等の參朝を聽し、入道前右大臣輔熙の謹慎を解き又其參朝を聽し、尊融入道親王の永蟄居を免し、門跡隱居を命じ、參朝を聽す。故入道前内大臣實萬既に薨去せるを以て特に物を繼嗣に賜ふて其幽魂を慰む。尋て五月廿九日政通忠烈輔熙等に還俗を命じ、六月廿三日關白尙忠の官を辭するに及びて忠烈を以て之れに代へ、以て、臺閣の基礎を鞏固にす。是れ亦恐くは久光建言の結果ならずむをあらす。幕府果して朝命を奉すべきや否や未だ知るべからず、朝廷私かに之を疑ふ、公武の感情復又疎隔し來る。四月十七日命を廷臣に下し、宮中に於て和宮を呼ぶに御臺所の稱を以てするなからしめ、六月二十一日幕府知宮降嫁に助力せる公卿殿上人女官等の祿を増さむとするに方り

オレ

て、内勅を下して各之を辭せしむ。以て公武の間自ら疎隔あるの情態を知るべし。

五月七日入道昌仁親王堀天台座主を辭す、入道慈性親王輪王を以て之に代ふ。二十二日慈性親王准三宮宣下。

二十七日 皇太子御讀書始。

此月幕府中納言徳川慶頼の將軍後見を罷む。

六月幕府酒井若狹守忠義の所司代を免し、酒井雅樂頭忠續をして京都を守護せしめ、假りに所司代の事を行はしむ。

七月十六日毛利慶親入京し、十六日學習院に於て傳奏に謁し、國事を上言す。

廿四日少將掌侍藤原芳子、及び衛門掌侍藤原紀子に退出を命じ、八月

廿日左少將有文千左中將源具視岩中務大輔藤原敬直路小に落飾蟄居を

命じ、廿一日權大納言藤原忠能山同實愛三親町に差扣を命じ、廿三日

參議源通熙世に差扣を命じ、廿五日内大臣兼右近衛大將源建通我に落



飾盤居を命す。閏八月三日忠能實愛の差扣を免し、五日通熙の差扣を免す。尋で閏八月廿五日前關白左大臣尙忠に浴飾謹慎を命じ、九月二十五日尙忠、建通、有文、具視、敬直、芳子、紀子等の浴中に住居するを禁す。是れ皆な朝意に反して意を幕府に寄せたるの嫌に依る。七月二十九日入道尊融親王青蓮院再住を命せらる。八月四日近時彗星出現に依り諸社に無事を祈らせらる。九日故入道前内大臣實萬に右大臣を賜る。十日第四皇女理宮薨す。閏八月五日從一位光成廣橋武家傳奏を辭す。六日光成を以て大臣に准す、同夜薨す、三日廢朝。九日島津久光初て參内す、劔を賜ふ。同日幕府松平肥後守容保を京都守護職に任す。十四日勅使左衛門督重徳關東より還り、幕府朝命を奉すべきを復命す。此より先き幕府徳川慶喜を舉げて將軍後見職と爲し、松平慶永を以

て政事總裁職に任す、皆朝命に違ふなり。爲に姑らく攘夷の期を緩ふす。

十八日諸臣に勅して攘夷の意見を上らしむ。

廿三日天臺座主入道慈性親王輪王辭退す、入道昌仁親王井堀再補。

九月三日入道尊融親王香蓮國事扶助を命せらる。

廿一日權大納言公純内大臣兼右近衛大將に任す。

廿八日參議通熙議奏を辭す。

此月幕府牧野越前守忠恭を以て京都所司代に任す。

十月七日權中納言實美議奏に任す。

朝廷疊に幕府の衷情を諒し、姑く攘夷の期を緩ふしたりと雖も、爾來諸臣に勅して攘夷の意見を上らしめ、薩長土の藩主亦交々上京して建言する所あり、朝臣草莽多く攘夷の説を主唱するを以て、十二月十二日權中納言實美右少將公知姉小を關東に下し、速かに攘夷の期を決せしむ。



十九日兵部卿貞教親王伏見二品に叙し、隨身兵仗を許す、廿五日親王薨す、廢朝三日。

廿九日島津久光の獻米一萬石を諸臣に頒ち賜ふ。

十一月七日參議左中將定功武家傳奏に任す、二十七日參議左中將公誠阿議奏に任す。

廿八日今上御養子敦宮伏見家を相續せらる。

十二月十二日朝廷新たに國事御用掛を置き、右大臣齊敬以下十餘名之に任す。

二十三日皇姉淑子内親王桂宮を相續せらる。

同日勅使權中納言實美右少將公知關東より歸洛し、幕府勅命を奉するを復命す。

二十五日國事多端なるを以て明年諸般の朝禮を省略するを令す。

文久三年癸亥正月廿三日關白忠熙本職を辭す、内覽隨身兵仗等元の如し、前右大臣輔熙關白に任じ、藤氏長者に補し、隨身兵仗牛車を許す。

二十七日權中納言忠能同實愛議奏を辭す。

二十九日入道尊融親王前國事輔佐の職に在るを以て特に還俗を命す、尋て二十七日中川宮の稱を賜ふ。

此月徳川慶喜以下尾張長門因幡土佐宇和島の各藩主陸續參朝し、各國事を上言す。

二月二日故正四位上島津齊彬に從三位權中納言を贈る。

八日權中納言實徳正親等十二人連署して意見書を上り、幕府の因循説を採用すべからざるを論ず。

去年冬朝廷權中納言實美等を關東に遣し、疾く攘夷の期を定むべきを命すと雖も、幕府徒らに朝命を奉じて毫も其實を擧げず。此に於て今月十日朝廷再び實美等を慶喜の旅館に遣し、大に幕府の因循を詰り、速かに攘夷の期を定めしむ。慶喜春岳容保容堂等交り勅使に應對す。越て十四日始めて答書を上る、曰く

大樹公上洛濟在京日數十々日御治定相成候間二月廿一日出帆候海上



孝明天皇御一代

三十四

往反風波之障等無御座候得者四月中旬之内攘夷期限と相成申候尤歸着之日より二十ヶ日餘り御猶豫被下度儀者先夜も奉申上候通之儀にて右之日積に相成候事

二月十四日

(署名宛名略す)

十二日權大納言源忠禮廣正三位松平信篤長議奏に任す。

十三日去年九月洛外退居の命を蒙りたる者に再び嚴命を達す。房子紀子共に剃髮を命せられ、尙忠九建通我有文千具視岩敬直宮等自今深重に謹慎すへきを命せらる。

十八日在京諸藩を召して攘夷の詔勅を賜ひ、且つ神宮警衛を命す。

三十日諸藩臣及草莽志士の建言を許す。令に曰く

攘夷拒絶之期限於一定者國國之人民戮力可勵忠誠者勿論之儀候先年來有志之輩以誠忠報國之純忠致周旋候儀叙感不斜候依之猶又被洞開言語雖草莽微賤之言達叙聞忠告至當之論不淪沒壘塞樣との深重之思召候間各不韜忠言學習院に參上御用掛之人々は可揚言被仰出候間亂

雜之儀無之様相心得可申出候事

連日從已刻限申刻於九の日二十六日者自午刻限申刻

二十二日神武天皇山陵修補奉告使を發す、二十四日山陵を遙拜あらせらる。

二十三日左衛門督重徳の官を免し、落飾蟄居を命す、去年勅を奉して關東に使し、私かに勅書を矯めたるの罪に坐するなり。同日侍從公愛松高に差扣閉門を命す、關白の意見を諸藩に洩したるの罪に坐するなり。

三月四日 勅使を伊勢の神宮に發す、六日 勅使を四條天皇以下泉山の山陵に發す、廿四日 勅使を神武天皇及神功皇后の山陵に發す。皆皆叙慮を奉告して醜夷掃攘を祈るなり。

七日將軍徳川家茂始て參朝す、朝命に應ずるなり。

十一日 天皇加茂に幸す。

四月廿五日前關白忠熙内覽隨身兵仗を辭す。

十一日 天皇石清水に幸す。

孝明天皇御一代

三十五



十六日參議左中將公誠議奏を辭す、十七日權中納言實則德大議奏に任ず。幕府屢々朝廷の督促を蒙ると雖も容易に攘夷の期を定めず、將軍既に上洛すと雖も何の決する所なし。此を以て 天皇石清水に幸するの日將に節刀を家茂に賜ふて斷然攘夷を決行せしめむとす。然かも此日家茂病と稱して従はず、慶喜をして代り受けしめむとすれを慶喜既に去る、上下切齒皆幕府の不禮を悲り其怯懦を罵らざるはなし。此に於て朝廷の幕府を督責する益急なり、四月二十日家茂已むことを得ずして始めて攘夷の期を以開す、曰く來五月十日を期し必ず攘夷を決行し、以て宸襟を 安むと奉らむと。

攘夷期限之事來五月十日無相違拒絕決定仕候旨及奏聞候猶列藩々も布告可致候事

四月二十日

家茂

二十二日家茂奏して攘夷の期を緩ふせむことを請ふ。蓋し當時關東の情勢到底攘夷を決行する能はざりしを以てなり。儘かに二日前攘夷の

山崎

期を奏して早く既に此反覆の請を爲す、天下此に及びて益々幕府の所置を非議するに至る。

二十五日新貨鑄造を詔す、文曰文久永寶。

五月二十日右少將公知暗殺せらる、特に參議左近衛權少將を贈る。

先きに島津久光の從者英人を生麥に斬る、英使幕府を脅かして償金を要む、朝廷幕府に命じて斷じて此請を斥けしむ。關老小笠原長行政て朝命を念とせず、五月九日償金を英使に輸して局を結ぶ、六月二日勅して長行の官位を削ぎ、之を大坂に禁錮す。

五月廿八日侍從藤原公業註四私かに吉野に出奔す、

六月十一日二人差扣を命せられ、八月十二日差扣を免せらる。二人出奔の本旨は攘夷親征を請はむとするに在り、左に公業の上申書を掲ぐ

不堪苦心犯御規則不容易儀深恐入奉存候依之存意被尋下之旨謹奉候  
追々御時勢及切迫深被惱 宸襟攘夷之儀度々武臣に被 仰付候得共  
毎度期限相違仕唯々被惱 宸襟候而已何共恐入奉存候儀不安寢食苦

孝明天皇御一代

三十七



心仕候次第此上は恐多儀に候得共、御親征之儀歎願仕候より外無致方と存吉野山に参向仕於、山陵之御前執、神筮衆徒等に相語ひ、後醍醐天皇之御歎願と稱し、御親征之儀一向奉願度覺悟に有之若亦難被爲在、御親征御時宜も候得は直に、後醍醐天皇醜夷御征討之趣を以掃攘夷戎之決心仕左候得者天下之人力戮力戮攘夷之功候半と恐多も妄犯御規則不容易儀深々恐入奉存候何卒御憐愍之御沙汰偏宜奉願候事

公業

六月二日尊融親王中攘夷の先鋒たらしむことを請ふ。

三日家茂参朝して暇を請ひ、九日發程海路江戸に歸る。

十六日長門國監察使として左少將公董正親を發遣す。

二十一日權大納言俊克武家傳奏を辭す、翌日權中納言雅典武家傳奏に任す。

二十三日毛利慶親金一萬兩を献す、諸臣に頒ち賜ふ、此月幕府稻葉美

濃守正邦を以て京都所司代に任す。

七月十七日紀州加多浦海岸防禦監察使として右近衛中將基敬東を、播州赤石浦海岸防禦監察使として侍從隆調四條を各々發遣す。

十九日家茂米十五萬俵を献す、諸臣に頒ち賜ふ。

三十日松平容保の練兵式を、天覽、次て諸藩の練兵式を、天覽あらせらる。

八月八日列聖の山陵を遙拜あらせらる。

十六日太宰帥熾仁親王有栖を鎮西鎮撫使に任す。

當年の形勢、幕府到底征夷の重任に堪へざるや明けし、此に於てか志士の胸中幕府に倚らすして夷狄を掃ふの策を講ずるに忙はし、長藩の外艦を下ノ關に砲撃せる、薩藩の英艦と鹿兒島灣に戦ひたる、或は尊融親王之自ら攘夷の先鋒たらしむことを請ひたるか如き、或は侍從滋野井公壽等の私かに吉野に出奔したるか如き、是れ皆な幕府を度外に措て攘夷を斷行せむとするものならざるはなし、時に諸脱藩志士の朝廷



に於ける勢力頗る強盛にして、百事概ね其方寸に出づ。長門藩固と攘夷親征の議を執り志士亦依て之を懲慝す。此に於てか其立つ所の地位を利し、連りに親征の議を献して朝廷を動かす。朝紳亦長藩及志士の議に賛する者多く、交り上言して親征の已むへからざるを説く。天皇之を納れ給ひ、遂に八月十三日に及むて大和行幸を詔す。曰く

爲今度攘夷 御祈願大和國 行幸 神武帝山陵春日社等 御拜暫 御逗留 御親征軍議被在其上 神宮 行幸事

幕府固より既に頼むへからすと雖も、然かも親征は重事なり、此を以て朝紳中痛く親征の輕舉たるを憂ふる者ありと雖も、勢頗る猖獗にして復た之を遏むへからず。薩藩亦親征を不可とし、守護職等と謀て朝議を翻へさむことを期し。尊融親王を推して首領と爲し、經營甚た力む。十八日黎明尊融親王以下公武諸臣參朝し、殿に宮門を警戒し、勅使を派して長藩の境町門守衛を解き、勅して大和行幸を止む。

夷狄 御親征之儀未其御機會に無之 叡慮候處矯 宸衷御沙汰之趣施

行相成候段全 思召に不被爲有候何れ 御親征者可被爲有候得共先 此旨更被 仰下候尤於攘夷 叡慮者少も不被爲替候 行幸暫御延引 被 仰下候事

行幸を中止したるは決して攘夷を中止したるにわらず、故に此日攘夷の嚴命を幕府に下し、且つ諸藩に令して曰く、

今般 行幸暫御延引被 仰出候得共於攘夷者早可遂成功累年之 叡慮候依之勤 王之諸藩不待幕府之示命速可有掃攘之由 叡慮被 仰下候事

朝議大和行幸を以て長藩詔を矯むるに出てたりと爲し、長藩の境町門守衛を罷めて其藩兵を本國に逐ふと共に、復長藩に與みせる朝紳の禁闕に出入すを止め、又參政國事寄人の官を廢す。朝紳中親征の議に賛したる七卿、權中隆言季知三條 同實美三條 左少將通禧東久世 修理權大夫基修壬生 侍從隆訶四條 右馬頭賴德路小 主水正宣嘉澤此日長州に脱走す。二十日在京諸藩を召して長藩を處置するの事を議し、次で二十九日毛



利慶親父子の入京を止む。九月十七日長藩使を遣し奉勅の始末を上言し、爾後使者屢々上京して藩主父子の冤を訴ふ、朝議省せず。關白輔熙素と攘夷親征の議を執る、此を以て八月十八日の變生するの<sup>事</sup>後、屢々上書して骸骨を乞ふ、允さず、二十八日始めて差扣を命せらる。

二十四日權大納言忠禮權中納言實則正三位信篤等議奏を免し、遠慮を命せられ、大藏卿隨資<sup>國</sup>右中將基敬<sup>東</sup>左中將實<sup>滋野</sup>左少將實梁<sup>本橋</sup>右中辯博房<sup>萬里</sup>侍從光德<sup>丸</sup>等差扣を命せらる、皆攘夷親征の議に贊したるに由る。

同日長州に脱走せる七卿の官爵を削る。

八月二十三日長州監察使公董を召還す、公董歸途脱走人と同宿せるの故を以て十月七日差扣を命せらる。

二十四日權大納言實德權中納言光愛<sup>原柳</sup>右衛門督胤保<sup>廣</sup>等議奏に任ず、二十六日大僧正大谷光勝<sup>東本</sup>金一萬兩を献す。

二十七日尊融親王<sup>中</sup>元服す、名を朝彦と賜ひ、彈正尹に任ず。

二十九日入道重徳<sup>徳</sup>居を命せらる。翌元治元年正月還俗を命せられ、前左衛門督と稱す。

九月四日大宰相熾仁親王<sup>右相</sup>を攘夷別勅使に任ず、十月七日幕府の請に依り暫く東下を止む。

十二日去月の變あるにより將軍家茂特に酒井雅樂頭忠績を遣し、天機を伺ひ奉る。

十九日右大臣齊敬内覽宣下。

二十四日關白輔熙の差扣を免す。

攘夷親征の議止むでより廟廊の上復又公武一和の論再燃す、十月十一日勅して家茂及慶喜を徵し、又國主の上洛を促かす、十五日島津久光<sup>○</sup>徵に應じて入京し、大に當世の要務を建言す。

十六日侍從公愛<sup>基</sup>閉門を免せらる。

十一月七日左大臣忠香本官を免す、同日薨す、二十五日より廢朝三日。



利慶親父子の入京を止む。九月十七日長藩使を遣し奉勅の始末を上言し、爾後使者屢々上京して藩主父子の冤を訴ふ、朝議省せず。關白輔親素と攘夷親征の議を執る、此を以て八月十八日の變生するの<sup>辭</sup>後、屢々上書して骸骨を乞ふ、允さず、二十八日始めて差扣を命せらる。

二十四日權大納言忠禮權中納言實則正三位信篤等議奏を免し、遠慮を命せられ、大藏卿隨資東右中將基敬東左中將實野左少將實梁橋右中辨博房高侍從光德鳥等差扣を命せらる、皆攘夷親征の議に賛したるに由る。

同日長州に脱走せる七卿の官爵を削る。八月二十三日長州監察使公董を召還す、公董歸途脱走人と同宿せるの故を以て十月七日差扣を命せらる。

二十四日權大納言實德權中納言光愛柳右衛門督胤保橋等議奏に任ず。二十六日大僧正大谷光勝東金一萬兩を献す。

二十七日尊融親王中元服す、名を朝彦と賜ひ、彈正尹に任ず。二十九日入道重徳蟄居を命せらる。翌元治元年正月還俗を命せられ、前左衛門督と稱す。

九月四日大宰帥熾仁親王右相を攘夷別勅使に任ず、十月七日幕府の請に依り暫く東下を止む。十二日去月の變あるにより將軍家茂特に酒井雅樂頭忠續を遣し、天機を伺ひ奉る。

十九日右大臣齊敬内覽宣下。二十四日關白輔親の差扣を免す。攘夷親征の議止むでより廟廊の上復又公武一和の論再燃す、十月十一日勅して家茂及慶喜を徵し、又國主の上洛を促かす、十五日島津久光徵に應じて入京し、大に當世の要務を建言す。

十六日侍從公愛東閉門を免せらる。十一月七日左大臣忠香本官を免す、同日薨す、二十五日より廢朝三日。



十五日江戸城焼失。

十二月八日神武天皇の山陵を遙拜あらせらる。

九日朝彦親王中に隨身兵仗を賜ふ。

二十三日關白輔熙本官を免す。右大臣齊敬關白に補し、左大臣に任す。内大臣公純右大臣に任じ、權大納言兼左大將忠房内大臣に任す。大將舊の如し。

二十七日前權大納言實愛權中納言有容六參議右中將公誠前參議通熙議奏に任す。

元治元年甲子正月九日前勸修寺入道濟範の幽閉を解き、伏見家に復籍し還俗せしむ。尋で十八日山階宮の稱を賜ふ。二十七日名を晃と賜ひ、今上御猶子と爲し、親王宣下あり。翌二十八日晃親王元服し、常陸太守に任す。尋で二月七日入道邦家親王伏亦還俗を命せられ、翌三月十七日式部卿に任じ、二品に叙し、隨身兵仗等を賜ふ。

正月十六日島津三郎久光從四位下に叙し、左少將に任す。翌日久光入朝して恩を拜す。特に天杯を賜ひ、又鞍馬を賜ふ。

十五日將軍家茂去年十一月の朝命を奉じ諸侯を率て入京し、廿一日參朝。天顏を拜す。天皇親しく國政を諮ひ給ふ。二十七日家茂再び參朝す。勅して醜夷掃攘橫濱鎖港の事を斷せしむ。

二月十四日家茂復參朝して前日の勅旨に奉答す。其文に曰く、  
去月二十七日拜見被仰付候。宸翰之。教旨者御即位以來。皇國之災禍を悉く。聖躬之。御上に御反求被爲在候。勅諭にて誠以恐懼感泣之至奉存候幕府借從前之過失を自反仕候得者多罪之至奉存候家茂、不肖之身を以徒に重任を辱め紀綱不振内外之禍亂相踵き頻年奉惱宸襟候而已ならず去春上洛之節攘夷之。勅を奉ずと雖も其事實遂に難被行横濱鎖港之談判すら未だ成功之期限も難量折柄再。命に依り上洛仕候上は極めて逆鱗に觸れ嚴譴を可相蒙素より覺悟仕候處意外之宸賞を奉蒙候而已ならず至仁之。恩諭を以て臣家茂并大小名を



赤子の如く、御親愛將來を御勸誠被爲在候條、臣家茂一身之上に取り、海岳之鴻恩實以可奉報答様も無之候、自今以後萬事之舊弊を改め、諸侯と兄弟之思を爲し、心力を合、臣子之道を盡し、勉めて太平因循之冗費を省き、武備を嚴にし、内政を整へ、生民を蘇息致し、攝海防禦は勿論、諸國兵備を充實仕、洋夷之輕侮を絶ち、砲艦を嚴整して、遂に廣徳之大典を興起致し、御國威を海外に輝耀すべき之條件等、彌以勉勵仕、乍恐宸衷を奉休、憩度奉存候事に、御坐候、乍併、廣徳妄舉仕間敷との、叡慮之趣者、堅く遵奉仕、必勝之大策相立候様可仕奉存候、尤横濱鎖港之儀者、既外國にも使節差出候儀に、御坐候得者、何分にも成功仕度奉存候得共、夷情も難測候得者、沿海之武備に於ては、益以奮發、勉勵仕、武臣之職、掌固守仕、大計大議、悉く國是を定め、宸断を奉仰、皇國之衰運を挽回して、外は皇神之靈に報ひ奉り、下は先祖之遺志を繼述仕、度奉存候、是則臣家茂之至誠懇禱に、御座候、依之此段御請奉申上候、臣家茂誠恐、誠惶頓首謹言

臣家茂

御請

古奉答中、横濱鎖港の事稍々明瞭を缺くの故を以て重ねて勸問を下す、

家茂奏して曰く、

去る十四日差上候、勅答書之内、横濱鎖港之一條御請振不分明被、思召候由、度々内々、御沙汰之趣承知仕候、然る處、彌鎖港仕候見込にて、已に外國へ使節差立候儀に、御座候間、是非共成功仕候心得に、御座候、尤再度蒙、聖諭候無謀之攘夷仕間敷と之趣奉畏候、就ては、彌沿海之武備充實致候様可仕奉存候、依之此段申上候以上

上

臣家茂

家茂後屢々参明して、聖諭を蒙る。是より先き、朝廷新たに参興の職を置き、徳川慶喜、松平慶永、松平容保、島津久光、稻葉正邦、山内豊範、伊達宗城等を擧げて之に任し、尋て家茂亦在京の侯伯に國是を問ひ、公武一和以て外國に當らむとす。此に於て四月二十日勅して、諸政を家茂に委任す。公文左の如し、



幕府之儀者 皇國を治安せしめ外者夷狄を征伏可致職掌候處泰平打  
 續上下遊惰に流外夷囂暴萬民不安終に今日之形勢とも相成候事故癸  
 丑年以來深被惱 叙慮是迄種々被 仰出候儀も有之候處此度大樹上  
 洛列藩より建議も有之候間別紙之 聖慮を以先達而幕府之一切 御  
 委任被遊候事故以來政令一途に出人心疑惑を不生様被遊度 思召候  
 就而は別紙之通相心得急度職掌相立候様可致事  
 但國家之大政大議者可遂 奏聞事

(別紙)

一横濱之儀者是非共鎖港之成功可有 奏上候事

但し先達而被 仰出候通無謀之攘夷者勿論致間敷事

一海岸防禦之儀者急務專一に相心得實備可致候事

一長州處置之儀者藤原實美以下脱走之面々並宰相之暴臣に至迄一切

朝廷より御指圖者不被遊候間御委任之御廉を以十分見込之通所  
置可致事

但先達被 仰出候奉 御旨意所置可致事

一方今必用之諸品高價に付萬民難澁不忍次第早々致勘辨人心折合之  
處置可致候事

越て二十九日家茂參朝して諸政御委任の大命を拜す。此に及びて朝廷  
幕府の間自ら輯睦す。五月二日家茂闕下に拜辭し、七日發程江戸に還  
る。

正月二十二日權大納言俊克武家傳奏に任す。

二月十五日幕府松平容保の京都守護職を免し、更に軍事總裁と爲し、

松平慶永を京都守護職に任す。

二十日元治と改元す。

二十四日諸陵寮を再興す。

三月二十五日徳川慶喜に禁裡守衛總督攝海防禦指揮を命じ、將軍後見  
職を罷む。

四月二十七日前關白忠熙國事掛を辭す。



此月幕府松平越中守定敬を京都所司代に任ず。

五月某日太宰帥熾仁親王權大納言藤原道孝九國事掛を拜す。

八日 神武天皇山陵奉幣使を發す、天皇遙拜おらせらる。

六月二十四日權大納言藤原家信大炊等三十八人結黨連署して攘夷を幕府に督促すべきを建言す、幕府疊に攘夷の勅命を拜してより未だ其實を舉げざるを以てなり。

長藩嘗て朝議を蒙りてより、屢々使を京師に遣し、有司に頼て宛を朝廷に訴ふ、朝議省せず。六月二十七日長藩の家老書を携へて伏見に來り、將に上京して請ふ所あらむとす。朝廷大に九門の警戒を嚴にし、公卿有司諸藩主に勅して今日に處するの策を議せしむ。七月十五日長

州藩士に命じ速に其本國に歸らしむ。長藩士應せず、進んで京師を侵し、砲を放て宮闕を騒がす。諸藩討て之を卻く。二十四日遂に長州征討を勅す。十月十二日大納言徳川慶勝を以て征長總督と爲し、諸藩の兵を率て西下せしむ。毛利慶親父子一意恭順を表し、先に禁闕を犯し

たるの首謀を刑して罪を謝す。慶勝之を容れ、且つ敷事を約し、明年

二月二十七日京師に凱旋す。

七月二十六日權大納言俊克武家傳仁を辭す。

二十七日中務卿熾仁親王有栖太宰帥熾仁親王同前關白輔熙父子の國事

御用掛を免し、其參朝を禁す。右大將家信大炊權大納言實徳正親同資

宗日前權大納言忠能中權中納言實麗橋本左少將基文山石甲斐權介時厚平右

兵衛權佐基正石右少辨經理寺大夫安仲五等の參朝を禁す。八月七日

少納言爲榮五の參朝を禁す。十一月二十二日勾當掌侍藤原房子に退職

を命す。或は云ふ是れ皆な長藩に通するの嫌疑あるに依ると。八月十

四日補熙父子の嫌疑を解き、十二月二十二日資宗の嫌疑を解き、慶應

元年三月十五日家信の嫌疑を解く。

先きに長州へ脱奔したる五卿七卿中小跡頼徳他邦に寓す屢々書を朝廷に捧げて攘夷斷行を促かし、且つ情を陳して寛典に従はむことを請ふと雖も、朝廷之を允さず、今年七月の變あるに及びて朝廷益々此輩を



遠け、尋て征長の師を班すの時に際して、總督に命して各藩に分置せしむ。

八月三日參議右中將公誠議奏を辭す。

九月十一日奉幣使を神宮に發す。

十五日石清水放生會を水ふ。

十七日奉幣使を石清水に發す。

十月七日神嘗祭中荷前調絹の廢典を興す。石清水賀茂臨時祭從來隔年

之を行ふ。自今改めて毎年之を行はる。北野臨時祭を再興す。

十日朝彥親王中自今賀陽宮と改む。

十二月五日二品入道公現親王輪王一品に叙す。

二十九日權大納言實德議奏を辭す。

慶應元年乙酉二月十四日立米百石を神宮へ奉納せらる。

十八日春日祭に近衛使參向の舊典を興す。

十九日中宮寺成淳今上御養女、伏見貞敬親王女薨す。

三月五日鶴川慶篤に謹慎を命す。藩内に黨與を生して之を制する能はざるの罪に坐するなり。

四月七日慶應と改元す。

廿四日吉田祭を再興す。

我

長藩主曩に恭順を表し、征長總督乃ち師を班す。其後に及びて藩内端なく二黨を生し、激派遂に勝を占て朝幕に抗せむとす。二月二十二日

勅して將軍家茂の上京を促かす。以て長藩の所置を決せしめむと欲す

ればなり。閏五月廿二日家茂入朝す。勅して長藩父子の亡狀を詰責せ

しむ。家茂拜して退き、直ちに大坂城に入り、大に軍議を凝す。九月

十六日家武大坂より上京し、廿一日參朝して長州征伐の事を奏し、二

十三日復た大坂に赴き、進軍將に日なからむとす。此より先き英米佛

蘭の使節連りに幕府に迫て兵庫開港を促かし、且つ前來假條約の勅允

を得むことを請ふ。幕府時に長征の議に專にして復た外交を省みず、

此に於て各國の使節艦を攝海に進め、屢々書を以て來り促かす、曰く



幕府若し自ら事を決する能はずは、吾儕請ふ京師に赴て之を弁せむと、閣老阿部正外等外使に面接し、百方制論すれども聴かず、正外等已むことを得ずして遂に兵庫開港を請す、報京師に達す、物情洶然たり、十月四日家茂表を上て軍職を辭し、且つ條約の勅允を請ふ。公卿有司在京の諸藩に勅して大に群議を凝さしむ、議論紛出、可否容易に決せず。五日家茂俄かに入朝して條約勅允を請ひ、慶喜等連署して亦之を請ふ。朝議遂に僅に開港に決し、始めて條約に勅允を與ふ。然かも兵庫開港は斷じて之を允さず。御沙汰書に曰く、

情熟考候に官武之議論透聽處實以不容易義時刻を移し候ては取戻不相成及場合左候得心從神宮連綿之皇胤忽廢絶候ては朕一分之義にては決て無之於朕代右様之所置候ては實以申譯無之恐懼不過之候且萬民塗炭之苦患は眼前左候得は是迄又不忍見聞實以痛心候此上は一橋始申出候に任せ候外無之實に差向難狀止次第推參察(姑く原文)にて可承服事

條約之儀 御許容被爲在候間至當之所置可致事大樹々

別紙之通被 仰出候に付ては是迄之條約面品々不都合之廉有之不應

叙慮候に付新に取調相伺可申諸藩衆評之上御取極可相成事

兵庫之儀は被止候事

五月二十二日祇園社臨時祭を再興す、

九月十一日神嘗祭中の闕典を再興す、

廿六日閣老阿部豊後守正外及松前伊豆守崇廣に謹慎を命じ、十月四日其官爵を削ぎ國邑に屏居せしむ。專斷以て兵庫開港を請したるを以てなり。

八月二十七日外船攝海に入るを以て九門の警戒を嚴にす、

十月六日彈正尹朝彦親王加國事扶助を辭す、攘夷の 叙慮を貫徹する能はざりし罪に任するなり、勅許を得ず、

家茂其捧くる所の辭表遂に勅允を得ずして依然軍職に任す、然かも幕府の權之より全く衰ふ、十月七日幕府に命じて諸藩を京師に召集せし



む、以て異國の處置を議せしめむと欲すれむなり。十五日命を幕府に傳へて曰く、

祖宗以來御委任厚く御依頼被爲在候得共方今宇内之形勢を考察し建白之旨趣尤に思召候間尙天下と共に同心盡力いたし皇國維持可奉安宸襟御沙汰候事

右事件外夷一條者衆議を盡し其外諸大名伺被仰出等は朝廷於兩役取扱自餘之儀は召之諸侯上京之上御決定可有之夫迄之處支配地市中取締等は先此迄之通にて追而可有御沙汰候事

十月十五日

嘉永癸丑以來幕府の權隱然漸を追て削減せられ、此に及びて朝命を以て公然其權を滅殺す。皇權回復の事殆ど全く其功を奏したりと云ふべし。十一月十五日大原野社祭典を再興す。

廿七日泉涌寺を以て諸寺の土席と定む。

條約の紛議論なく長州問罪の議を中絶す、今や條約の事僅かに局を結

ぶ、此に於てか長州問罪の議再燃す。慶應元年十二月幕府大小監察を遣し長藩を詰責せしむ。二年丙寅正月廿二日慶喜入朝して毛利父子所置の事を奏す。曰く毛利氏の封十萬石を削らむ。曰く藩主慶親に落飾退隱を命せむ。曰く其嗣子後ち元徳に永蟄居を命せむ。曰く曩に禁闕を侵したる三老の後嗣を絶ち、且つ奇兵隊の首領十餘人を檻致せしめむ。勅して之を允す。五月一日幕府老中小笠原長行等を遣はし命を長藩に傳ふ。一藩此命を聞て忿悲措かず、益々兵備を講して敢て命を奉せず。六月七日將軍家茂に勅して長藩を征せしむ。家茂命を奉じ、漸次兵を防長の境に進む。兩軍迭に勝敗あり。七月家茂病む。病漸く篤し。八月八日勅して徳川慶喜をして家茂に代り長藩を征せしむ。十八日慶喜征長總督を辭す。蓋し長藩再征の舉や各藩の見て以て不可とする所、兵氣自ら旺なる能はず、爲に官軍屢々敗るゝを致す。慶喜の總督を辭する此れが爲なり。既にして二十日家茂遂に薨す。勅して師を班す。



慶應二年丙寅二月九日 今上御養子泰宮附弟名を智成と賜ひ 親王宣下あり。二十四日親王入寺得度、名を信仁と改む。

四月七日松尾祭を再興す。

二十二日皇姊淑子内親王一品に叙し、准三宮宣下あり、座次准后夙子の上座と定む。

此月三條實美以下を筑前より大坂へ護送す。

六月四日關白齊敬繁務に依り年々米五百俵を賜ふ。十八日前關白忠熙の勤功を賞し終身米三百俵を賜ふ。

七月二日故藤原朝臣眞喜子に従一位を贈る。

十八日將軍家茂病あり、勅使權中納言雅典を遣し之を慰問す、八月三

十日家茂薨す、廢朝三日、

二十日前右大臣家厚薨す、廢朝三日、

三十日參議左大辨經之中御前左衛門督重德等二十二人結黨建言す、

九月四日關白左大臣齊敬當職を辭す、彈正尹朝彦親王國國事扶助を辭

す、共に勅許を得ず、

九日伊勢石清水に奉幣す。

十八日常陸太守晃親王山國事御用掛を辭す、勅許を得ず、

十月十二日前權大納言實愛議奏を辭す、廿一日權中納言右衛門督長順

室業議奏に任す。

廿七日常陸太守晃親王山前權大納言實愛參議左大辨經之前左衛門督重

德等二十三人勅隨を蒙る。

十二月五日徳川慶喜を以て征夷大將軍に任す、

十二日入道尊秀親王院知恩二品に叙す。

十二月十五日 天皇不豫なり、廿九日辰刻遂に崩す、(實は二十五日夜

戌刻崩御)寶算値に三十有六、大行天皇と稱し奉る。慶應三年丁卯三十

七日大行天皇を泉涌寺後山の山陵に葬り、後月輪東山陵と號す。二月

十六日諡を上りて孝明天皇と稱し奉る、詔云、

隆者顯德表行聖經之遺訓而王者之大猷也恭惟孝明天皇聰明敏智而功



孝明天皇御一代

六十

烈光于四海寬裕温柔而仁風行於千歲睿開川流神襟關郁父老堯舜先德  
稻光憲章文武君道方被於是蔑物不得其所靡國弗蒙其恩嗚呼哀哉晨輻  
解鳳早銷神躬于壤未曉蓋俄重既散靈魂於天溥追惟盛德爭有大號爰奉  
尊諡恭稱孝明天皇仰願傳大名於後昆與磐石長不朽耀餘威於萬邦與日  
月共無疆普告天下俾知朕意主者施行

慶應三年二月十六日

一、聰明

恭て按するに我朝神孫業を創め統を垂れ給ひてより、列聖相繼ぎ固く  
遺訓を守り、綿々延々万世に亘て革らず。時あつては乃ち非凡の英主  
出て、以て皇業を恢張し、以て國威を宣揚せらる。天智天皇の如き、  
桓武天皇の如き、若くは、後三條天皇、若くは、後醍醐天皇、其不  
世出の英主たるや史家夙に定評あり。近くは、皇考孝明天皇の如き  
は、肇國已來稀に見る所の、聖皇なりと云はざるへからず。  
國家時に治亂盛衰なき能はずと雖も、然かも、天皇の御宇の如く内  
外の多難一時に騷りたること前古未だ曾て之れあらず。之を外にして  
は異人漸次船を寄せて皇國を覬覦し、之を内にしては幕府徒らに政權  
を握て其實力を欠く。之に加ふるに昇平の久しき、國を擧げて皆な文

聰明

六十一



弱に流れ、國外の事の如き曾て夢想たも及はず。天皇實に此時を以て九五の位を踐み給ふ。爾後外船の來航日を追て繁く、此に始めて攘夷論なるもの出づ。然かも幕府、力微にして攘夷を斷する能はず、此に於てか次て討幕論を生ず。夫れ我國の歴史、外寇を以て非常の事變と爲す、況むや文恬武熙の日に際して突如此事變に會するをや、又況むや敵の兵艦武器我に優ること數十等なるに於てをや。且つ夫れ討幕亦甚た重事なり、徳川氏衰へたりと雖も覇を稱ふること爰に二百五十年、祖先定むる所の秩序尙は依然として存す、式微なる皇室の力を以て之を仆すと固とに容易の業にあらず、況むや鎌倉以來七百年因襲の封建制を撤して王政の古に復せむとするの大規畫に於てをや。攘夷討幕、此に一あるも以て國家非常の重事と爲さるへからず。而して此二個の重事、時を同ふして並ひ發す、是れ豈に古來稀に見る危難の秋にあらずや。天皇此際に處して夙夜に愾志を惱ませられ爲に外は異國の侮を禦き、内は王政復古の基を啓き給ふ、天錫英智群倫

に抽つる者にあらずむは鳥を能く此の如けむ。外國の事起るに及むて、四方の侯伯相尋て策を朝廷及幕府に獻し、奮て國家の爲に盡瘁せし者尠しとせず。然れども是れ敢て其侯伯自己の意見に出づるにあらずして、多くは皆な其臣下の畫策助言に出づ。願ふに當時達識一世を歴するの侯伯之れなきにあらずと雖も、若し其臣僚の在るにあらずむは、恐くは羽翼を具へざるの鳥と擇ふ事なげむ、況むや他の滔々たる凡俗の輩に於てをや。當時諸侯伯の情態寔に此の如し然かも、天皇臣僚の輔弼を望み給ふの愾慮實に切なりと雖も遂に得給ふこと尠く、萬機概ね宸斷に出たり。嘗試に、天皇の左右を見よ、夫の公卿なる者、門地徒らに貴くして毫も意氣識見を有せず、或は吟詠に耽り、或は管絃に溺れ、若くは或は手工以て日常の生活を計るに惟れ専らにして、天下國家の事の如きは曾て之を顧みず、何ぞ復た天皇を輔弼し奉りて以て時艱を救ふに邁あらむや。天皇既に公卿に倚賴し給ふこと能はず、然らむ則ち外藩の力を借て以て大事を處せむ



乎、是れ亦能くすへからざるを奈何せむ。抑も徳川氏殿に 皇室を  
 扞蔽し、其政治に容喙せらるゝを防ぐに意を注ぐこと祖先以來の遺法  
 なり。此を以て先づ 皇室と諸侯との間に一大溝渠を鑿ち、 天皇  
 公卿の洛外に出づるを制限し、又諸侯伯の容易に京師に入るを許さず。  
 例へば西國の諸侯江戸に參勤せむとして途近畿を過ぐるに方りては特  
 に京師を避けて伏見に次するを例とす。若し京師に入らむと欲せむ、必  
 らず之を所司代に告げて其許諾を受けざるへからず。諸侯此煩勞の道  
 を盡して僅かに京師の地を踏むことを得ると雖も、禁闕に入るの一事  
 幕府斷して之を禁す。此を以て入京の諸侯僅かに姻戚の公卿を訪ふて  
 一場の情話を試むることを得るに過ぎず。而して諸侯の入京するに方  
 りては、所司代必らず吏を派して具さに其行動を監視したるを以て、諸  
 侯概ね其煩を厭ひ、力めて京師の地を履むを避けたりと云ふ。事情既  
 に此の如し、 天皇如何ぞ外藩の力に倚り給ふことを得へけむや。然  
 りと雖も當時必しも一人の輔弼者なかりしにあらず。蓋し君側の公卿

概ね皆な平凡なりしと雖も、中に或は意氣識見兩なから秀てたる者なき  
 にあらず、是れ 天皇の私かに倚賴し給ふ所なり。而して當時 皇  
 室と外藩との聯絡存せざりしと雖も、 天皇私かに公卿を介して一二  
 有力の藩主に倚賴し給ふ。爾かく輔弼者を有し給ふと雖も、其數の極  
 めて少きは宛かも曉天の星の如し、然かも能く縱容として祖宗以來未  
 嘗有の大事を斷し給ふ。之を如何そ夫の濟々多士の畫策助力に依て始  
 めて起ちたるの侯伯と日を同ふして語るべけむや。

幕府爾く朝廷と諸藩との間に溝渠を設けたりと雖も、後ち夷情益々切  
 迫するに及むで、 天皇宸衷より斷じて此溝渠を撤し、諸藩主に謁を  
 賜ふて親しく國事を諮訊あらせられ、且つ大に言路を開て草莽處士の  
 建言を許し給ふ。然りと雖も根本の大策に關しては先帝の御胸中夙に  
 成見あり、而して特に侯伯處士の意見を徵し給へる所以のもの、蓋し以て  
 大策を實施するの方術を購じ、且つ以て細大の政事一も遺漏なからむ  
 ことを期せむとの大御心に外ならず。凡そ聖人は必ずしも深く輿論を



問はず、而して其爲す所期せずして自ら輿論に合ふ。當年の政一に宸  
 断に出たりと雖も、亦能く輿論の精粹に歸するものと謂ふべし。  
 國家有事の日に當りて諸侯伯の京都に出入するの路を塞きたる既に非  
 舉なり。幕府の朝廷を扞蔽して其政治に近くを遏めたるは單り此の如  
 きのみに止らず、供御の費を上るを吝みたるは即ち其財政を枯らして  
 政界に躍飛するを得ざらしめむか爲なり、京都守護職を置きたるは名  
 は外國に備ふと云ふと雖も實は、皇上朝紳の舉措を看守せむか爲な  
 り。凡そ幕府の干渉は細大至らざる所なく、甚しきは則ち、皇上の  
 弓馬槍術を演し給ふを遏め奉るに至る。想ふに此の如きの不便は凡流  
 に卓逸するの傑士たも且つ堪へず、然かも、先皇克く之を悉ひ、偏  
 へに社稷を以て憂と爲し給ふ、其襟度の寛宏なる、殆ど測るへからざ  
 るなり。後年幕府内は攘夷の勅命を朝廷に蒙り、外は開港の督促を洋  
 使に受け、然かも力微にして一も之を断する能はず、進退爲に全く窮  
 し。此を以て有司端なく聖意の確乎として復た勵かざるを忌み奉り、密

かに承久の故事典例を探查するの説を傳ふに至る。不臣暴戾此に至て  
 極れり。事會聖聰に達す、天皇宜ふらく「朕唯祖宗を辱しめず又黎  
 民を安むすることを得ば則ち足る、一身の禍福朕に於て何かあらむ」と。  
 爾後内外の事情連りに障碍を爲し、聖旨容易に貫徹する能はざるに及  
 びて、躬ら以て其不徳の罪に歸し、屢讓位の御決心を股肱の朝臣に漏  
 らさせられたりと云ふ。嗚呼國難を以て自ら責め給ふこと既に畏し讓  
 位以て國家民人を慮らせ給ふに至りては、聖徳廣大眞に感泣の外なきな  
 り。

天皇の治世凡二十年、其間宮門の外に出て給ひしこと僅かに二三次に過  
 ぎず、安政元年四月皇宮炎上し、天皇災を避けて聖德院に又桂宮に  
 遷り御す、天皇の宮門外に出て給ひしは實に之を始とす。次て文久  
 二年三月加茂に幸し、翌四月石清水に幸す、天皇の洛外に出て給ひ  
 しは治世中唯此二事あるのみ。夫れ人智の開發は見聞の多少に伴ふ、  
 天皇の外出し給はざること此の如く、謁を諸藩主有志者に賜ふこと容



易ならざる。亦彼の如く、常に孤り九重雲深き所に御座して遠く萬田の外を洞見し、着々策を畫して後昆の爲に國安民福の基を啓き給ふ、即ち天皇の神智は到底常人の窺測し奉ること能はざる所なり。古云冕旒目を蔽ふと雖も而かも無形に視、絳繅耳を塞くと雖も而かも無聲に聽くと、夫れ之を謂ふ哉。

願ふに黒船來航は猶ほ弘安の元寇の如く、王政復古は猶ほ建武の中興の如き乎、而して事態の重大なるは遙かに之れに勝り、之を處するの困難も亦決して弘安建武の時の如くならず。夫れ元寇や事態小なるにあらずと雖も、當年の士氣は嘉永安政の時の如く爾く衰へず、而して忽必烈の兵力は歐西列國聯合軍の如く爾く旺ならず、況むや當時人智頗る單純にして、外國を處するの道唯戰闘ありて復た所謂外交なるものあるなし。乃ち蒙古來襲の事、之を黒船の來航に討照せむ、事態の輕重、處理の難易、固より日と同ふして語るべきにあらず。乃ち天皇の此際に處して能く外侮を禦き、以て祖宗以來の國光を失墜し給

はざりしは、是れ豈に蒙古擊退の跡に譲らむや。世人徒らに蒙古擊退の壯快なるに眩し、毫も歐西の黒船を處理するの苦辛を思はず、是れ蓋し漫に皮相の事迹に拘泥して時勢に難易あるを知らざるに坐するのみ。若し夫れ明治維新の難きは建武中興の難きよりも難し、徳川氏衰へたりと雖も北條氏の如く爾く甚しからず、人心の嚮背亦其歸を同ふせず、勢力尙存して人望未だ離れざる徳川氏を遇すること既に至難の業たり、況むや外國の事件目前に存するの日に方りて此大業を企つるに於てをや、亦以て其困難の決して建武中興の比にあらざるを知るべきなり。抑も後醍醐天皇の英明を以てして、建武中興の業僅かに成ると共に端なく、再び武臣の跋扈を來して中興の大業を雲霧に歸す。若し夫れ大政維新の鴻業、天皇の治世に於て其効を完ふせられざりしと雖も、嗣皇今上の御宇に及びて大に光輝を發す。情ら明治維新の成る所以を討ぬるに、今上陛下の御盛徳に依るは固より論ずるなきのみ、然れども天皇の曩きに規畫經營して訓を後嗣に垂れ給ふ



に依らずむ心をあらず。恭て思ふに 天皇陛下と 今上陛下とは之を同一體の御方と見奉るべし。明治維新の盛業は此の御兩方の大成し給ふ所なり。嗚呼 天皇陛下、古來未だ曾て有らざる多難の時に際して、六合に君臨し給ひ、外は異國の侮を禦き、内は王政復古の基を啓き給ふ、其盛徳大業前古將た孰れか之れに比するを得む。然りと雖も恭て之を 天皇の天錫に按ずるに、此大任に堪へ給ふこと蓋し奇しむを須むざるなり。烏そ 皇祖の神靈此偉傑を降して、我大八洲の時艱を救はしめ給ひしにあらざるなきを知らむや。

## 二、夙成

謚に稱す梅檀は二葉より馨しと、天皇の御英明に渡らせらるゝことは御幼少の時に於て早く既に其兆を示し給へり。

天皇尙は儲位に在すの時、一日關白政通和氣清麻呂の書を齎して父仁孝天皇の御覽に供し奉り、盛に清麻呂の誠忠を稱す。儲皇時に御年十二三、父皇の側に在りして清麻呂の書を熟覽し給ひ且つ政通の弁説を傾聴し、大に感憤あらせられたる所あるものゝ如し。既にして登極の後、嘉永四年三月に及びて、詔して特に清麻呂に正一位を贈り且つ護王大明神の神號を賜ふ。夫れ王權を攘みたる徳川幕府全盛の日に方りて、嘗て 皇室を傾けむと企てたる妖僧を面折せし清麻呂に贈るに此爵位神號を以てせらる、是れ實に裕道名教を振勵する所以の美舉、亦以て千古の盛事なりと云ふべし。後年王霸名分の論辯然として興り遂に幕府を覆へして再び王政の盛を見るを得たる所以のもの、烏くむそ知らむ清麻呂贈位の事大に天下の尊王心を鼓勵して此に至れるなるを。抑も亦 天皇特に清麻呂の靈を慰め給へる所以のもの、蓋し誠忠清麻呂の如き者を得て王權を幕府より回復せむとの大御心に出てたるにあらざるなきを知らむや。而して此事遠く儲皇たりし日に



感憤あらせられたるに因するを知らば亦以て 天皇の御英明なる御幼時よりして既に超凡にあらせられたるを知得すべきなり。

當時謎語の遊戯盛に禁中に行はれ、女濡等日夕之を考慮解題するを以て樂と爲す、儲皇亦之を好み給ふ。一日女洗より新題を東宮に呈す、其題どくは『靈御萬歳』と云ふ、東宮之を解して『德若萬歳』と爲し、直ちに之を女洗に返進せらる。女洗大に之に御感あり物を進せられて賞し給ふ。是れ御年甫めて七八歳の時に於ける御遊戯に過ぎすと雖も、然かも他年明德能く四海を治め、復た皇威萬歳の基を發さ給ふ。即ち『德若萬歳』の語、蓋し亦意味なきの言と云ふへからざるに似たり。

右謎語解答の賞として女洗より人形傀儡也を進せらる。其數凡て五十二、内二人を頭領と爲す。儲皇之を得て大に喜はせられ、一人の頭領を由良紀伊守と名け、他の頭領を松坂陸奥守と呼び給ひ、殘餘五十の人は之を兵士に擬し、大將一人に兵士二十五人を隸し、兩々相敵して戰鬪の狀を演し給ふこと常なりしと。嗚呼是れ他年王權を回収して親

しく諸侯を指揮し給へるの前兆なるなからむや。夫れ當時外國の事未だ起らずして朝幕の來往自ら繁ならず、況むや 天皇御年尙幼冲に在して未だ詳かに武臣の姓氏職名を知り給はず。故に傀儡を人に擬して遊戯し給はむとならば、蓋し宜しく其擬人に名くるに廷臣の職名を以てし、某大臣と云ひ若くは某納言と云ふべきなり。然かも然らず、特に由良紀伊守松坂陸奥守の名稱を設けて以て武將に擬し給ふ。即ち天皇の武將を指揮すること此傀儡を易置するか如くならむとするの御希望は、御幼少の御時より累積し來りたること、恐察し奉る。果然後年漸次幕府の權を削り、諸侯を京都に徵して親しく之を督厲し、遂に大政復古の基を啓き給ふ。天皇宿昔の御志、此に至て始めて報ひたりと云ふべし。

徳川氏世々定禮に泥み、朝覲の典久しく中廢す。嘗て寛永年間三代將軍家光の朝覲したる後、累代復た一人の上洛して天機を奉伺する者なし、御庫中に家光上洛當時の用具を藏す、精巧美麗を極む。天皇儲



位に在すの日、關白政通之を庫裡に出して上覽に供す、儲皇一々之を點檢し給ひ、顧みて政通に宣ふらく「復た將軍の上洛を見るを得むかき」と。當時、皇室式微、幕府跋扈す、雖れか復た將軍の上洛を夢想する者あらむ、然かも儲皇乃ち之を望み給ふ。想ふに儲皇の意、唯將軍上洛の儀容を見て耳目を娛せしめむとするに在る乎、將た親しく詔を將軍に下して以て天下に號令せむとするの大御心に出でたる乎、今固より之を付度する能はずと雖も、後年國家多端なるに及びて詔して將軍を徵し、遂に文久三年將軍詔を奉じて始めて參朝し、爾來屢、此事あり。夫れ文久の寛永を距ること約二百年、此に及びて復た朝覲の盛典を興す。即ち、天皇御幼時の御希望此に始めて達せられたりと云ふべし。

嗚呼幕府の威權赫々たるの日に方り、誰か將軍の上洛を想ふ者あらむ誰か諸侯を指揮するを期する者あらむ、誰か古忠臣を喚ひ起して世間勤王の志を鼓舞せむとするの遠慮を懷く者あらむ。然かも、天皇賢髮にして此遠大の希望を抱き給ひ、登極の後に及びて着々之を諸政の上に實踐し、寶祚甚だ長からざるも遂に能く宿昔の希望を貫徹し給へり。所謂梅檀の芳は初生の兩葉よりすと、眞に世の知言と云ふべし。

### 三、慷慨(上)醜夷掃攘

異艦我近海に出沒するの報一たび聖聽に達してより、天皇痛く宸襟を惱ませられ、屢勅使を神宮及び列聖の山陵に派して聖旨を奉告し、又丹誠を抽して諸國の神社佛寺に祈り、以て四海靜謐天下泰平寶祚長久万民娛樂の慶福を求め給ふ、此の如きもの、天皇の世を終るまで概ね虚月無し。特に加茂及び石清水に行幸し給へる事の如きに至りては、即ち、天皇の常に國家民人を以て憂と爲し給へるの至誠を表白する所にして、爲に天下の人心を鼓舞作興したるの効蓋し鮮少に



あらず、皇上爾く社稷の爲に聖躬を勞し給ふ、臣民たる者誰か敢て安然として國家の安危を冷眼に付し去るを得べけむや。凡そ當時文弱の頽風を挽回して大に士氣を發揚したる所以のもの、蓋し聖天皇躬を以て之れに先んじ給へるの効に依らずむあらず。即ち他年大政復古の原動力は實に加茂石清水行幸の事に萌すと云ふも決して謬言にあらずなり。

然りと雖も徒らに天佑をのみ維れ待て毫も人事を盡さざるが如きは蓋し眞正愛國者の事にあらず。此を以て天皇常に力めて祖厖山陵社寺に攘夷を祈り給ふと共に、又精を盡して攘夷の道を講し給ふ。夫れ無謀の攘夷家は其目的唯攘夷に在り、而して曾て其目的を達する所以の術を講せず、以爲らく「我れ何の備ふる所なしと雖も、攘夷の軍一たび起らば則ち伊勢の神風直ちに醜虜の船艦を覆へさむ」と。當年盛に攘夷を唱へたる者、上公卿諸藩より下草莽の志士論客に至るまで、恐くは唯、此天佑をのみ待みたる者多きに居らむ。天皇の敎旨決して此

の如く淺薄ならず、無謀の攘夷は常に之を厭はせられ、必らず軍備を充實して而して後に攘夷を決行すべしとの成見を確守し給ふ。夫れ當年の情、舉國皆な外國を憎まざるはなし、然りと雖も我れ多年邊隅の孤島を鎖して桃源の眠を貪り、武器戦法爲に一着を外國に輸す。然るに世人徒らに外國を憎むの念切にして毫も彼我の戦闘力を較するに遠あらず、相率ひて漫りに鎖國攘夷を叫ぶ。天皇の聰明なる、夙に彼我強弱の勢を審かにし給ひ。力めて無謀の攘夷説を抑へて偏へに軍備充實に聖慮を傾け給ふ。屢勅して諸臣の節約を勵まし給へるは是か爲なり、幕府の内政改革を催かし給へるは是か爲なり、或は沿岸防禦を命し、或は軍艦整備を命し、或は梵鐘を毀て大砲を鑄るべきを令せらる、皆な攘夷の術を諭し給ふにあらずはなし。恭て按ずるに、聖意無謀の攘夷を不可とし給へるは幾多の宸翰之を証し、特に幕府に下し給ふ所の聖諭に於て反覆丁寧に此意を致し給ふ。元治元年二月將軍家茂攘夷の勅命に答へ奉りたる上書中に云へるあり、曰く



『乍伊磨德安舉仕間敷との 叙慮之趣者堅く遵奉仕必勝の大策相立候様可仕奉存候』又曰く『尤再度蒙 聖諭候無謀之攘夷仕間敷との趣奉畏候就ては彌以沿海之武備充實致候様可仕奉存候』願ふに當時朝廷の攘夷を幕府に迫るや太た急なり、幕府因循決せず爲に復び家茂を徵す、此の如きの時に際して尙且つ無謀の攘夷を誡め給ふこと此の如きものあり、亦以て 叙慮の在る所を窺ひ奉るに足るべきなり。

鎖國攘夷は當時朝廷に於ける終始一貫の政見なり、此を以て世人或は天皇を以て絶對的に外國を忌み給ふものと爲す、誤れり矣。恭て按するに 天皇は必しも徒らに外國を憎惡し給ふものにあらず、若し其道を以て交らむ夷人必しも遠くるを要せずとの達識を有し給ふ、但爲に祖宗の國體を汚さむらむことは常に軫念し給ふ所なり。夫れ和と云ひ戰と云ひ共に先づ我地步を占めざるべからず、戰固より實力に待つと雖も、和亦戰の決心を以てするにあらずむと、一時の少康將た何の益かある。外國の脅迫を蒙り、已むことを得ずして之と和議を結

ぶが如きあらむ、其祖宗を辱しむること夫の戰敗れて國家を危ふするの不幸と孰與れそや。而して當年幕府の政、自屈自侮、唯、外國の命を聽て以て一日の安を偷む。此を以て外侮益増長し、我の地步爲に愈下る。凡そ此の如くにして幸に贏ち得たるの和は、遂に祖宗の國家を擧げてこれを外人厭くなきの慾に資せずむを已まず。是れ 天皇の深く軫念し給ふ所、即ち其屢攘夷を幕府に促かし給へる所以のもの、必しも徒らに外國を忌み給へるが故にあらずして、蓋し因循なる外政を刷新して以て皇國の地步を占めむとの 大御心に出すむはあらず。不幸にして外國の要請益急を加へ、而して幕府及諸藩亦連りに條約の勅允を請ひ奉り、遂に慶應元年十月に及むで枉て勅允を與へ給ふに至る。夫れ 天皇夙に彼我強弱の勢を審にし、無謀の攘夷は斷して之を避け給ふ、故に和議固より遂に已むべからずと雖も、然かも外國の脅迫を受けて之と交を締するが如きは常に最も宸襟を惱まし給ふ所、不幸にして内外情勢切迫して遂に 叙慮を貫徹し給ふこと能



はす、其御遺憾果して如何そや。恭て當時下し賜ふ所の詔勅を捧讀するに、字々總て血、句々悉く涙、吾儕唯、天皇の御胸中を恐察し奉りて歎歎大息するのみ。

#### 四、慷慨(下)皇權回復

幕府跋扈、上は皇室を侮蔑し奉り、下は民人を抑壓し、國內に對しては漫に威權を弄し、外國に對しては詭譎惟れ事とす。天皇の幕府に憤慨し給ふこと蓋し一日の故にあらざるなり。幕府外國の爲に下田箱館の二港を開きたること既に、御旨に反す、次で敢て勅命に逆ひ、專斷以て假條約を結びたるが如きは、天皇の最も幕府を忌み給ふ所なり。然りと雖も、天皇の幕府を忌み給ふ所以のものは、敢て單り其不臣なるか故のみにあらず、蓋し又其無能なるを看破

し給へるを以てなり。情ら當年の形勢を按ずるに、幕府が勅允を蒙らずして假條約を結ぶの所爲也、不臣の罪固より逃るべからずと雖も、然かも亦已むべからざるの事情に出づ。當時米使登營して將軍に謁し、連りに禍福を説て開港を促かし、從來我に交誼ある和蘭の使節亦之を贊す。幕府若し米使の請を聴かずは、恐くは隣國支那の覆轍を踏まむこと亦未だ知るべからず。幕府此の如き事情の逼る所と爲り、遂に勅許を得るに違おらずして專斷以て假條約を結ぶ、其苦辛寧ろ諒すべきものあつて存す。然りと雖も幕府既に征夷の重任を負ふ、宜しく平時に當りて武事を講じ、以て不虞の變に備ふべきなり。事此に出でず、昇平の久しきに亘れて端なく亂を忘れ、武備爲に全く弛廢す。此を以て一旦船の來航するに及びて狼狽措く所を知らず、遂に外使の脅迫を蒙て假條約を結ぶに至る。乃ち當年の事情より之を論ずれば、締約の事實に已むべからざるに出でたりと雖も、此の已むべからざるを致したる所以のもの、其罪一に幕府の怠慢に在りと云はざるべからず。天



皇幕府に信頼するの御心を絶ち給へるは、實に其職務を怠りて征夷の重任に堪へざるを以てなり、夫の違勅の不臣を責め給ふが如きは抑も末なるのみ。

爾く、天皇は幕府を無能として之に信頼し給はず、故に若し機に乗すべきあらむ之を討滅して以て王政を古に復せむとするの宏謀を抱き給ふ。然りと雖も當時外國の事目前に存し、容易に藩内の争鬭を許さず。此を以て、天皇は敢て進んで討幕の事を畫し給はずして、唯、有力の諸藩に倚て内外の大事を親裁し、幕府の如きもの全く之を度外に措き給ふ。會、公武一和の論國內に湧き、毛利氏君臣の如き盛に之を唱へ、以て朝廷の議を動かす。願ふに公武一和の論決して不可ならず、若し眞に兩者相和して以て外國に當ることを得む、策蓋し之に過ぐるものあるを見ず。當時大老井伊直弼既に死し、幕府の主従亦朝廷に對して恭順を表し、公武一和の實を擧ぐることを蓋し難からざるの風あり、朝議是よりして漸次公武一和の論に傾く。而して此論の趨く所

端なく皇妹和宮降嫁の議と爲り、幕府の之を請ふ事再三に及ぶ。天皇はじめ断じて此請を斥け給ふ。公武一和論を唱ふるの諸臣強て之を請ひ、青蓮院入道尊融親王最も力を盡し、皇妹を大樹に降嫁するにあらずむと公武一和の實遂に擧ぐる能はざるを説て切に宸断を請ひ奉らる。天皇遂に枉て僅かに之を允し給ふ。此時、天皇痛く之を悲み給ひ、涙滂沱として御衣爲に濕ひたりと云ふ。夫れ、皇妹和宮内親王は義きに既に有栖川熾仁親王に許嫁の約あり、今其約を破て之を將軍家茂に嫁するが如きは、天皇の友情断じて忍び給ふ能はざる所なり。且つ夫れ幕府は、皇室の臣隸なり、宜しく常に朝命を奉じて以て外交の事を決すべきのみ。然かも幕府往々にして朝命を拒み、今や皇妹を得む則ち敢て公武一和の實を擧げむとす、故に之を裏面より論すれば、即ち皇妹を得る能はずは朝命を奉せすと云ふに歸す、嗚呼其不臣無禮果して如何そや。抑も亦之を朝廷より論すれば、威令以て幕府を駕馭する能はずして、必ず其瞞心を買ふにあらずむは、



之をして朝命を奉せしむることを得ず、是れ豈に益、皇威を墮すものにあらずや。天皇當初、皇妹降嫁を幕府に許し給はさりし所以のもの、蓋し皇威の消長を慮らせられたるに由るならむか。不幸にして俗論遂に勝を占め、敢て皇妹を以て世の所謂政略結婚の犠牲に供するの免るへからざるに至る。友愛の至情に富み且つ皇威を擴張せむとの宏願を懷き給へる。天皇の御胸中、當時果して如何にましまし、ぞ、吾儕臣子今に及むて之を追懷するも、轉た血涙の滂沱たるを禁する能はず。

世人皆稱す、『慶應三年幕府政權を朝廷に奉還して王政此に始めて古に復す』と、蓋し此論や見の頗る淺きものたるを免れず、知らずや政治の實權は、天皇の御宇に於て業既に朝廷に復せるを。夫れ幕府は其祖先以來政治の全權を朝廷に受く、故を以て開國鎖港の權一に其手裡に存し、固より以て朝裁を仰くを須ひざるなり。然るに安政四年米使の威壓を蒙るに及むて、屢使を京師に遣して條約締結の勅允を請ふ、此

所爲や即ち祖先以來受托の外交權を朝廷に奉還したるものと云はざるへからず。是れ單り理論を以て爾く推斷するを得へきのみにあらず、當年の實迹亦明かに之を証す。安政四年幕府一たひ締約の勅允を請ふてより、朝廷屢、外交の事に關して命令を幕府に下し、又常に之を監督し、而して幕府は其從來敬して政治外に遠けたる朝廷の命令監督を受けて甘じて被治者の地位に立つ。敢て多言を費すを要せず、朝廷屢、勅使を關東に下し、若くは將軍親藩閣老等を京師に召し、之に命ずるに醜夷掃攘横濱鎖港等の事を以てし、而して幕府常に之を奉じて敢て或は反抗する無し、當時幕府か朝命を實際に行ふ能はざりしは即ち其力微なるか故にして、決して朝命に抗せむとしたるにあらず。此一事以て安政四年以後に於ける朝廷幕府間の關係を知るに足る、明けし外交の權當時既に朝廷に遷れるや。單り外交の權のみにあらず、吾儕の見よる所を以てすれば、内政の權亦夙に朝廷に復したるもの、如し。見よ朝廷屢、内政の事に關して命令を幕府に下し、或は武備を警め、或は



民政を屬まし、甚しきは則ち某を以て將軍後見職と爲し某を以て政治總裁職と爲すべきの命を下したるにあらすや。若し幕府たるもの内政の權を有すること從來の如くむと、朝廷固より此の如きの干涉を試むることなかるべく、幕府亦決して之を甘受することなかるべきなり。然かも幕府常に唯々として此勅命を奉ず、明けし當時内政の權も亦既に幕府の有にあらざりしや。凡そ此の如くにして内治外交の權漸次朝廷に復歸し、幕府の實力日に益々盛る。後ち元治元年將軍家茂入朝し、朝幕の感情自ら融和するに及びて、朝廷改めて諸政を家茂に委任すと雖も、尙ほ『但國家之大政大議者可遂奏問事』との條件を附す。即ち幕府の權は未だ必しも全然消散するに至らずと雖も、少くとも國家の大政大議を專決するの權は明かに之を喪失したるものなり。後ち慶應元年夷情焦眉の急に迫り、爲に家茂表を上て軍職を辭せむことを乞ふに及びて、朝議之を允さざりしと雖も亦大に幕府の權を殺けり。當時幕府へ下したる朝命の末節に云ふあり『外夷一條者衆議を盡し其外諸大名同被

仰出等は朝廷於兩役取扱自餘之儀は召之諸侯上京之上御決定可有之夫迄之處支配地市中取締等は先此迄之通にて追而可有御沙汰候事』と。此令に由て之を觀れと、幕府の專斷以て施行するを得るの政治事項幾何も餘さず。施政の權概ね皆な遷て朝廷の有に歸す。加之 天皇頗る輿論公議を重せられ、斷して幕府の例規を破て汎く言路を洞開し、草莽處士の言議も採て以て施政の資に供し、公卿外藩及幕府に諮て當世の要務を處し給ふ。幕府の權爲に益々盛らざるを得ざるなり。嗚呼誰か云ふ慶應三年に及びて王政始めて復古せりと。幕府受托の政權は、安政より慶應に至るの間に於て大半既に朝廷に歸せり。後年に及びて幕府公然表を上て政權を奉還したるが如きは、是れ單に名義形式たるに過ぎざるのみ。徒らに名義形式に拘泥して實體を忘れ。此捧表の事あるに至るまで幕府依然として其祖家康以來の權力を更めずと云ふが如きは、是れ豈淺見にあらすして何ぞや。然りと雖も復古の大業真正に完成せるは實に明治の時代に在り。不幸にして 天皇の寶算甚だ永か



らず、爲に此美果を見るに及をずして已み給へり。故に之を約言すれ  
を、天皇は王政復古の基を啓き給ひ、而して今上陛下此業を大  
成し給へるものなり。然りと雖も安政より慶應に至るまで、現に政権  
の朝廷に復歸せること上述の如きものあり。故に吾儕は敢て斷言せむ、  
『天皇は單り復古の基を啓き給へるのみにあらずして、亦現に大半其業  
を遂行し給ひたり』と。嗚呼、政権授受の際之を兵力に訴ふるは往々にし  
て免るべからざる所、而して天皇乃ち談笑の間に幕府の權を殺さ、  
幕府をして其三百年間固持し來れる政権を擧げて不知不識之を朝廷に  
奉還するに至らしめ給へり。是れ豈に天皇の天徳克く神明に感應  
し又人意に適順するの致す所なるにあらざるなきを得ひや。之を奈何  
ぞ夫の流血慘慘以て僅かに革命を爲すものと日を同ふして語るべけん  
や。

## 五、孤憤

借ら當年の廟廊を通覽するに、眞個國事を慨するの意氣經綸を有する  
公卿僅々數輩に過ぎず。故に天皇の慈愛は普ねく諸公卿に及ぶと  
雖も、共に國事を談し給へる者は唯、此數輩あるのみ。之を聞く外國の  
事起るに及びて、天皇痛く宸襟を惱ませられ、屢、憂國の朝紳を禁  
中に召し、深夜密かに宴を賜ふて當世の要務を諮ひ給ひたりと。蓋  
し天皇常に笙を好み給ひ、又御心を歌道に寄せ給ふ、故に此宴や  
装ふに詠歌音曲の會を以てし、君臣圍坐して詩酒奏樂の間に國事を密  
議し、東天紅を告ぐるの交に及びて始めて寢所に入り給ふ。後年國難  
益加はるに及びて、此の如きの酒宴連夜絶へず、而して當年内外の  
大計一に此宴席の密議に決したりと云ふ。敢て問ふ當時何故に公然政  
を廟廊の上に議せざりし乎、曰く幕府の嫌疑を避けむと欲してなり。何  
故に汎く他の朝紳と共に之を議せざりし乎、曰く酒々たる執綉子共に  
事を與にするに足らざれをなり。何故に酒と笙と歌とを議政の席に和  
したる乎、曰く姑らく装ふに尋常無意味の宴たるを以てし、以て廷吏宮



人をして之に留意することなからしめ、以て密議の外に漏るゝを防がむと欲してなり。嗚呼是れ宛然當年の無禮講に似たり。後醍醐天皇嘗て之を以て建武中興の基を開き給ひ、天皇亦之を以て禦侮正名の大計を定め給ふ。古今聖皇の舉措一に出づること概ね此の如し。

蓋し 天皇造次頓沛にも未だ嘗て國事を忘れ給ふことあらせられず、故を以て前項詩酒會の外時あつては俄かに朝紳の參内を命じて國事を諮問し給ふことあり。微を蒙るの朝紳、女装徒歩して人の視目を避け、密かに宮闕の裏門より入りて以て御前に進みたりと云ふ。

當時愛國の僧某あり、天皇密かに之を信じ給ひ、間々祈禱に託して之を宮中に召し、以て天下の大勢當世の要務を訊ひ給ふ。某常に天皇と朝紳との間に介して以て双互往復の使命に服す、後年國難益加はるに及びて、某の禁中に出入すること率ね虚日なかりしと云ふ。夫れ 天皇の御胸中夙に成見あり、然かも且つ區々僧侶の意見に御耳を傾け給ふ、天皇の人言を重し給ふや蓋し此の如きものあり。

天皇屢宸翰を有志の朝紳に賜ふて國事を諮はせらる。夫れ君側必らず侍臣あり、容易に政談を試むへからず、謀議の外に漏るゝを恐るれをなり。故に有力の朝紳入朝して 天顔に咫尺し奉つることありと雖も、天皇御口つから國事を下問し給はずして、多くは宸翰を以て聖旨を通じ給ふ。而して宸翰を賜ふの事亦之を侍臣に知らしむべからず、天皇大に此に苦慮あらせられ、力めて侍臣に秘して之を授け給ふ。故に朝紳間、恩賜の菓子折中より宸翰を得たることありと云ふ。想ふに其宸翰や、深夜人定まるの交、若くは侍臣側を去るの時、寸隙に乗して匆卒秘かに認め給ふ所ならむ乎。果然其運筆章句の迹自ら起草、嗚呼 天皇内外多事の時に際して六合に臨ませられ、顧みて左右を看れを滔々たる執綉子多くは、用に堪へず、僅かに二三の繼を得て之と共に密かに大事を議し給ふ、當年宸衷の御苦辛果して如何ぞや。蓋し當時宸翰を拜受したるの朝紳、多くは幕府の讒を怖れて之を焚き、



後年戊辰の變に際して亦兵燹に罹り、爲に宸翰の現今に存するもの幾何もなし。會近日に及びて曩きに近衛氏に賜ふ所の宸翰百餘通を二條城の庫裡に得たり。(近衛家二條城の倉庫を拜借して宸翰を藏したるなり)其宸翰に存する所、多くは皆な慷慨憂世の 大御言ならざるはなく、當時痛く國事を憂慮し給へるの迹歴々として徴するに足る。嘗て 天皇に奉侍したる某公卿、頃日悵然として人に語て曰く「吾輩魯鈍、多年禁中に出入して常に 天顏に咫尺することを得たりと雖も、天皇の國事に御心を注かせ給ふこと甚だ深かりしを知らず、爲に誤り認めて以て尋常の君主と爲したり。今に及びて近衛氏に賜ふ所の宸翰を拜誦し、始めて 天皇の痛く宸襟を國事に惱まし給へるを知ると共に、又始めて其不世出の英主たるを知り得たり。吾輩唯自ら己れの凡眼を愧るのみ」と。嗚呼是れ語る者の衷心に出つ、又以て當年 天皇の御苦心を知るへさのみ。夫れ奉侍の臣を以てするも、天皇の御行爲詳かにする能はざりしこと此の如し、何ぞ況や遠く江湖に在る者をや。然りと雖も隠るゝものは必らず願はるゝの期到らざるを得ず、果

然 天皇の聖徳は今や漸く將に宇内に明かならむとす、是れ亦以て聖世の美事と爲さるへからず。

當時國事を慨するの朝紳其數既に多からず、眞に重任に堪ふる者あるに至りては幾と稀なり。蓋し聞く青蓮院宮後ち中川宮又賀陽宮又久邇宮及び近衛忠烈三條實萬二公の如きは、天皇の厚く信頼し給へる所なりと。敢て問ふ 天皇爾く此三人者に信頼し給は、何か故に會て之に永盤居若くは落飾を命し給ひし乎安政六年の事、嗚呼是れ深く奇しむを要せず、當時皇族公卿を黜陟するの權一に幕府に存したるを以てなり。夫れ幕府唯、私門を慮るに急なり、故を以て皇族公卿にして苟くも幕政に抗する者あれば、直ちに 天皇に迫て之を要地より排斥す。青蓮院宮近衛三條二公及び鷹司公父子の如き、共に意氣技能を有して痛く當世の事を憤慨し、天皇を輔弼し奉て以て幕政と相反するの議を献替す。此を以て幕府痛く之を嫌忌し、遂に 天皇に迫て



之を政局の外に擯けしむ。天皇常に厚く此等の皇族朝紳に信頼し給ふ、之に嚴譴を加ふるは固より欲志にあらざるなり。然かも當時幕府の威權尙未だ衰へず、故に朝廷其不逞の提議を擯くる能はざるは眞に已むへからざるの事情に出づ。是に由て之を觀れば、天皇其信任する所の臣を遠け給へるの事、以て當時の御苦衷を恐察し奉つるべく、決して聖徳の累を爲すに足らざるなり。天皇爾く聖意に反して其信任する所を遠け給ふ、此を以て宸翰若くは御沙汰を賜ふて之を慰め給ふ、當時近衛公に賜ふ所の宸翰尙今日に存す。其大意に曰く「朕卿を以て股肱と爲す。而して幕府敢て朕に迫て卿を遠けしむ、是れ眞に恐ぶべからずと雖も今日の情勢亦之を奈何ともすべからず、故に姑く枉て卿と絶たむ、乃ち絶つと雖も朕の卿に信頼するは依然として異なる所なし。想ふに天運循環後日豈に再會の期なからむや、卿夫れ自愛して以て時機の到るを俟て」と。又曰く「嗚呼朕何ぞ不幸なる、既に全く股肱を失し、端なく孤立の人と爲る、今より以往、將た誰と共にか議せむ、卿夫れ少

しく朕が衷情を掛め」と、辭氣何ぞ慇懃剴切にして且つ悲哀愴悽なる、苟くも人心ある者、誰か敢て當年の御心緒を恐察し奉りて數行の涙を催さざるを得むや。

願ふに公卿の柔弱爲すなきは古今一なり。天皇の時亦免れず。黒船來航の説始めて國內に流布せるの時に方りて、雲の如きの公卿皆な歌舞管絃に耽り、天下國家の事凡て武臣の任と爲して毫しも之を省みず、既にして後年國難益加はるに及びて、此柔弱の公卿亦奮然として起ち、布衣匹夫に伍して偏へに神州の安を圖らむとす。蓋し公卿の奮起して國事に其力を盡せるは、歴史あつてより未だ曾て先朝の時の如く盛なるはあらず、是れ皆な天皇の風を聞て起つものならざるはなし、聖皇の徳化亦大なる哉。

## 六、撫御



攘夷討幕、兩者事態に輕重あり、故に之を決行するの時期亦自ら緩急なき能はず。幕府の無能にして且つ不臣なる、一日之を存すれを則ち國家一日の不利ありと雖も、然かも對外の事件彼が如く急なるの日に際し、敢て争鬪の端を牆内に啓くか如きは、其國家を禍すること固より夫の幕府を存するの害と日を同ふして語るべからず、故に先づ外事を處して而して後に内政に及ぼさむとは實に、天皇御慮のあらせらるゝ所なり。而して外事を處するに方りては、舉國其力を戮するを以て策の上乗なるものとす、若し上策不幸にして行ふこと能はずむと、少くとも朝廷の力を分ち割かざるを要す、若し夫れ朝廷其力の一半を攘夷に用ゐ、他の一半を討幕に費さむ、愚策蓋し之に過ぐるものなし。故に、天皇の御志、公卿と幕府と外藩と處士とを問はず、協心戮力以て外侮を禦かむことを期し給ふ。抑も、天皇の天資英明なる、夙に幕府の無能不臣なるを看破し給ふ。然かも忍むで公武一和の議を容れ給ひ、且つ聖意に反して拵けて皇妹を大樹に降嫁し給へるが如きは、實

に國內合同の力を以て外事を處せむと望み給ふこと太だ切なりしを以てなり。不幸にして幕府往々にして一和の實を擧げず、然かも、天皇敢て之を討することを爲し給はず是れ實に外國の事目前に存するの日に當りて國內徒に紛擾を醸すの不可なるを信し給へるを以てなり。蓋し幕府を存するの不利なるは畢竟其無能なるを以てなり、之を詳言すれど、幕府無能にして政權を弄するを以て、乃ち爲に内治外交を過て國家を禍するに至る、故に其政權を奪て之をして徒らに虛位を擁するに止らしめむ、依然幕府を存するも敢て必しも非常の害を見ず。願ふに若し當時全然幕府を討滅するの舉に出ては、則ち朝廷其力を岐分せざるを得ず、若し依然政權を幕府に委任せむ、國家將に無能なる政治機關の害を蒙らむとす、二者共に善く目前の外國事件を處理する所以の道にあらざるなり。天皇夙に御慮を此點に注がせ給ひ、敢て全然幕府を討滅するの舉に出で給はずして、努めて漸次其權威を削り給ふ、此を以て朝廷其力を岐分するに至らず、而して國家幸に無能なる幕府



の害を免る、其計圖亦遠大ならずや。抑も亦幕府二百餘年來持續せる政權を奪收せられて毫も怨望する所なかりしは、即ち 天皇の撫御實に其道を得させられたるを以てなり。

此の如く幕府既に恃むべからずと雖も 天皇巧みに之を駕取し給ひ、亦有力の諸侯に頼て内外の大事を處決し給ふ。而して當時 天皇と諸侯との關係を見む、亦以て 天皇撫御の術に長し給へるを知得するに餘あり。

天皇の信賴し給ふ所のもの、外藩に在りては島津氏の如き蓋し其最たり。是れ敢て其門葉の貴くして且つ大封を擁したるが故のみにあらず、齊興齊彬久光父子兄弟相嗣て勤王の赤心を持し、其意氣技能眞に王佐たるに耻ぢざるを以てなり。按するに當時 皇室と諸藩と直接來往贈答するは幕府之を禁ず、故に 天皇島津氏に下問する所あらせられむとすと雖も、若くは島津氏 天皇に以聞する所あらむとすと雖も、直ちに顔相對し書相通ずるを得ざるなり。幸にして近衛忠烈公の

在るあり、公は 天皇の股肱にして、其家世々婚を島津氏に通ず、故に公常に 天皇と島津氏との間に介して以て音問聯絡す。安政元年春島津齊彬江戸に趣き、途京都を經近衛氏に頼て意見を奏す、今其何の事たるを詳にする能はずと雖も 天皇之を嘉納し給ひ、翌二年春近衛氏を經て宸翰と勅詠とを賜ふ。其勅詠に曰

武士もこゝろあはして秋つすの

國はうこかすどもにね佐め舞

右勅詠と共に下し賜ふ所の宸翰今傳らずと雖も、之を前後の事實に察し、之を諸他の文驗に徴すれば、宸翰の大意之を指示するを得べし。蓋し幕府當時譜代腹心の徒を派して京都を守護せしむ、是れ名は外夷に備ふと云ふと雖も、實は 皇上及公卿を束縛して其行動を監察するの趣旨に出づ。 天皇具さに幕府の隱謀を洞見し、深く之を憤り給ふ。島津齊彬に賜ふ所の宸翰は、實に此間の消息を叙して有時の日に頼らむことを望ませ給へるものなるべく、且つ夷類掃蕩の事及び幕政刷新



の事、亦宸翰の包含する所なりと云ふ。願ふに當時幕府の威權尙未だ衰へず、若し此宸翰授受の事一たひ其探知する所とならば、島津氏たる者遂に幕府の嚴詰を免れず、此を以て齊彬固く之を秘し。安政五年正月元旦始めて一門重臣をおつめて陰かに之に示し、一藩の力を擧げて京都を守護するの策を決したりと云ふ。而して同年七月齊彬卒するに臨み、侍人に遺命して宸翰を燒棄せしむ、是れ子孫をして後患を免れしめむとの、微意に出てたるならむ。故を以て現今勅詠單り存して宸翰遂に傳らず。乃ち信らすと雖も久光能く齊彬の遺志を嗣き、赤賊を擧げて之を王事に竭したるを以て、天皇の信頼依然として前日に異らす、屢内勅を賜ふて撥亂の大事を委托せられ、久光亦屢心事を密奏して宸襟を安し奉る。後年維新の事業、島津氏の方多きに居る、是れ實に、天皇の異數なる御信任に感激して之れに報い奉らむとするの念常に其君臣の胸中に來往したるに由るべきなり。

長藩亦、天皇の信頼を蒙り、夫の文久三年八月十八日の事變起るに

至るまで、其朝廷に於ける權力極めて熾なり。長藩初め首として公武一和の論を唱へたりと雖も、後ち幕府の到底爲すあるに足らざるを知り、朝廷に勤めて漸次幕府を疎せしめ、遂に大和行幸醜夷親征の議を上つるに至る。此を以て幕府の長藩を忌むや特に深く、廷臣諸藩主亦幕府に黨して長藩を疎する者あり、且つ長藩に恩怨なき者と雖も、親征の頗る重事にして俄かに之を決するの失計たるを認め、痛く長藩の言議を排斥す。此の如くにして遂に八月十八日の變と爲り、長藩空しく矯勅の汚名を蒙りて其朝廷に於ける勢力此より全く消ゆ。後ち長藩の使者屢上京して其冤を訴ふと雖も朝議省せず、使者遂に敢て禁門に向て砲を發つに至る。幕府及び幕府に黨するの朝紳諸藩共に好機乘すへしと爲し、此よりして長藩問罪の議を生ず。夫れ長藩士の砲を禁門に加ふるの事、其暴戻固より惡むへしと雖も、然かも其意一に我敵の君側に在る者を掃はむとするにありて大不敬を聖上加へ奉るの念毫頭も存せざるや論するなきのみ。天皇夙に其衷情を看取し給ふ、故に寛典



以て長藩を處せむとするは實に叡慮の存する所なり。然かも幕府の長藩に嗾む所太だ深く、爲に朝紳及諸藩を嗾して朝議を動かし、敢て聖旨を奉して問罪の師を起し。師を出すこと一たひにして尙飽かず再ひ之を弄するに至る。蓋し長藩の衷情眞に憫むへしと雖も其舉動頗る暴戻に渉る、故に一回の征討は遂に已むへからず、其再應に及ぶか如きは實に當年の一大失計なりと云はざるへからず。按するに慶應二年正月廿二日徳川慶喜入朝して長藩處置の案(毛利氏の封を削り藩主父子を幽する等の事)を奉呈するや、天皇宣ふらく「從來長藩の國事に力を盡すこと多し、今次の事宜しく寛典に従ひ以て將來の忠勤を促かすへきのみ、此案の錄する所の如きは少しく酷に失す、宜しく之を再議に付して進止を俟て」と、慶喜奏して曰く「此れ幕議の既に決定せる所今にして之を改めは紛議必ず之より生せむ、伏て願くは枉て勅裁を賜へ」と。天皇已むことを得ずして之を聽し給ひ、而して長藩此命に服せずして遂に第二次征長の役と爲る。嗚呼外國の事目前に存するの日に方り、

徒らに藩内に争鬪の端を啓くこと既に非舉たり、況むや幕府の私怨を以て夫の衷情の諒すへき長藩を征するをや、常に國內の一致を望ませ給へる。天皇の御苦辛當時果して幾許ぞや。

水戸の如きも亦。天皇の密かに信賴し給ふ所なり。夫れ水戸は幕府の宗族にして亦其臣僚たり、故に其政治意見宜しく之を幕府に建言すべきなり。然かも其祖先已來勤王の心頗る厚く、爲に幕府を越て密かに策を朝廷に献したり。天皇深く其世忠を嘉みし、常に密かに之に信倚し給ふ。嘗て勅を賜ふて攘夷を委任し給へるが如きは、元と浪士の建言に出でたりと雖も、亦實に御意の豫め向はせられたる所なり。然りと雖も、天皇或は幕府と水戸と相軋するに至らむことを軫念し給ひ、御心水戸に倚り給ふと雖も之を包み、以て幕府の悪感を避け給ふ。主義を異にするの二家幸に非常の軋轢を見るに及ぶざりし所以のもの、實に。天皇の撫御其宜しきを得させられたるを以てなり。天皇復た會津侯松平容保を信賴し給ふ。抑も會藩は幕府の支封にして、



亦實に其腹心なり。常に幕府の不臣を惡み且つ其無能を悟り給へるの  
天皇にして敢て會藩主に倚り給へる所以のものは何ぞ、夫れ會藩主元  
と尊王愛國の義に厚く、徒らに幕府に盲從する者にあらず、即ち之を  
して設ひ幕府の腹心ならしむるも何ぞ之を舍つるを要せむや。且つ  
天皇の之に倚り給へるは他に大に説あり。夫れ薩長二藩固より勤王の  
心を持すと雖も、然かも二百年前關ヶ原の事永く忘れず、乃ち此遺恨  
を幕府に漏さむとするの念時に或は其懷に萌すことなくむをわらず。  
天皇の明達なる、夙に此に聖慮を注がせ給ふ、其會藩に倚頼し給へる  
は、蓋し或は以て薩長を牽制せむとの大御心に在せられたるにあらざ  
るなきを得むや。之を聞く後年薩長の二藩の野心漸く其幾微を露はすや、  
一日 天皇密かに勅を容保に賜ひ、詳かに薩長の心事を説て以て深  
く會藩に倚頼するの叡慮を告げ給ひたりと云ふ。既にして 天皇崩  
御し、二藩錦旗を擁して關東に下り、以て幕府不臣の罪を問ふ。時に  
幕府直ちに恭順を表すと雖も會藩頑として應せず、近傍同志の諸藩を

糾合して以て王師に抗す。容保の意蓋し以爲らく「薩長二藩敢て 皇  
上を挾で兵を關東に進む、是れ名は幕府の不臣を討すと云ふと雖も、實  
は以て我私慾を逞ふせむとするの野心に出づ、 先皇の嘗て詔を手に  
下し賜へるは實に今日の事あるを以てなり、予請ふ身命家門を擲て以  
て 先皇昔日の知遇に報い奉らむ」と。夫れ王師に抗する者は即ち朝  
敵たり、容保豈に朝敵の不義たるを知らざらむや、知て而して之を敢  
てしたる所以のものは、實に 天皇の深厚なる御信頼を空ふするに  
恐びざるを以てなり。之を要するに容保深く 天皇の附托に感激し、  
薩長の跋扈を惡むこと頗る切なり、即ち敢て王師に抗して朝敵の汚名  
を辭せざりし所以ならむ、若し夫れ幕府の存續を希ふが如きは蓋し其  
目的の主たるものにあらざるなり。而して 天皇の容保に倚頼し給  
へる所以のもの、固より幕府の存續を望み給へるか故にあらず、實に  
以て薩長の跋扈を制し、且つ以て内國の治安を維持せむことを望み給  
へむなり。嗚呼 天皇陛下、汎く諸藩を包容して國事を諮問あらせ



られ、其長所は巧みに之を利用し、其害所は敵藩の力を以て之を制し給ふ、本項論ずる所以て其一端を見るべし。

要するに當時幕府の存亡を省みずして力を王事に効さむとするの諸藩陸續輩出す、願ふに幕府遂に重任に堪へずして而して朝廷亦微力なりしこと彼れか如し、故に朝廷たるもの宜しく有力なる外藩に頼て以て内外の大事を處すへきなり、天皇實に外藩に頼り給ふ、然りと雖も一北條氏を亡はずと共に第二の北條氏を生したるは實に建武中興の蹉跌したる所以、天皇深く之に鑑み給ふ。故に御心厚く外藩に倚り給ふと雖も、敢て其一二に偏信することを爲さず、汎く共同の力を利して以て内外の大事を處し給ふ。嗚呼當時若し一二強藩にのみ偏頼し給へば、蓋し或は第二の徳川氏を生せむ、否すむは或は他の諸藩の嫉妬を醸して爲に内訌を來さむこと亦未だ知るへからず。天皇の深謀遠慮、豫め此の患害を防ぎ、諸藩をして共に喜むて力を王事に盡さしめ給ふ。此を以て朝廷其力を内治に割くに至らすして、能く舉國一致

以て外國に當ることを得たり。天皇の撫御其道を得させられすむは烏そ能く此の如けむ。

### 七、豁達

天皇陛下の廣く管路を開き給へるは、寔に帝國の史上に一大光彩を添ふものにして、後世の所謂立憲政治なるもの、以て之に尙ふるなし。

恭て按ずるに、天皇陛下汎く衆民の公論に聽て以て内外の大事を處せむとの叙慮を懷き給ふと雖も、當時君側の有司敢て、聖意を矯めて民庶を違けたることなきにあらず。其然る所以のものは、蓋し處士をして言議を朝廷に捧ぐるを得せしむるか如きは、即ち國安を紊り皇威を傷くるものなりとの謬見に出つへしと雖も、尙他に一大原因の存するを知らざるへからず。抑も嘉永癸丑以來、國論端なく派を分ち、或



は攘夷を唱ふる者あり、或は開國を説く者あり、或は勤王論に  
 る者あり、或は勤王佐幕論を兼ねる者あり、各其信する所を是として  
 敢て譲らず。而して民間に於ける此等の論議は施て廷上に及び、君側  
 の有司亦概ね黨争の渦中に溺れ、其行事自ら偏私あるを免れず。此輩  
 有司往々我に便益なる説を虚構して聖聽に達し、國論の真相は努めて  
 之を壅蔽するを以て、若し志士の入朝を許して自ら其説を奏するを得  
 せしめば、我前言の虚構たること直ちに暴露したす、是れ其志士の宮  
 闕に近くを禁し其言議を二三にしたる所以なり。此の如くにして當年  
 京都に集るの志士、空しく赤誠を持して之を國事に注ぐことを得ず、爲  
 に往々にして朝廷の處置を怨望する者あるに至る。然りと雖も是れ決  
 して 天皇の叡志にあらす、 天皇切に民論を聴かむことを望み給  
 ふ、有司敢て 聖旨を矯めて以て志士の言議を抑ふるのみ。嗚呼耳を  
 民論に傾くるの君主上に在しまして有司漫に之を蔽ふ、是れ古今嘆を  
 同ふする所、豈に單り 天皇の御宇をのみ然りと云はむや。

然りと雖も時勢益切迫するに及びて、 天皇宸斷以て舊來の陋習を破  
 り、嘗て上下の間を隔てたる溝渠を撤して衆と共に國事を處するの道  
 を開き給ふ、公議輿論の政是より漸次其嫩芽を萌し來る。  
 幕府變きに勅旨に逆ふて條約を結ぶや、此に先づ人心離反の端を啓く。  
 次て朝廷屢詔して攘夷を促すと雖も幕府脚踏して應せず、徒らに一日  
 の安逸を偷ひて百歳の長計を忘る。幕府の威權此に全く地を掃ひ、世を  
 舉げて概ね王政を望まざるはなし。幕府遂に恃むへからず、こゝに於  
 てか四方志士論客の京師に赴く者途に絶へず、皆な公卿の門を叩て交  
 る遊説し、朝廷の力を以て斷然醜夷を掃攘し、併せて幕府を覆して王  
 政を古に復せむことを期せざるはなし。然かも時可ならず、有司漫に  
 志士の行動を箝束し、其宮闕に近くを禁するのみならず、亦公卿をし  
 て此輩に面接するなからしむ。是に於てか志士熱情の激する所端なく  
 進て過激の暴舉と爲り、刺客横行、七首京師に交る。 天皇宸襟安か  
 らず、謂らく是れ言議の路を杜絶するの致す所なりと、遂に文久三年



二月詔して大に言路を洞開し、諸藩臣及草莽布衣の徒をして學習院に出で、忌憚なく忠言を上らしむ。令一たび出づるに及びて志士争ふて學習院に赴き、各々意見を吐露して上裁を仰ぐ。而して言路一たび通じてより志士の暴舉頓かに止むことを得たり。

從來の制度、陪臣たる者天顔を拜する能はざるは論なきのみ、其正殿に出入するも亦之を禁ず。故に士庶の上言は必ず侍従の臣を經由せざるべからず。士庶既に此道を盡して意見を奏す、天皇其奏聞を閲し給ひ、進むで其次を知らむことを望み給ふ、是れ亦侍臣を介して勅問を賜ふ。士庶亦侍臣に倚て之に奉答す、此の如くにして往復幾回空しく數日を費す。此の迂遠の事、固より當年危急の際に處する所以の道にあらず。是に於てか新たに一字を殿外に設け、以て庶民の建言を聽き給ふ。其宇を名けて『御假建』と云ふ。御假建の制、玉座を一室に設け、玉座を隔つること一二室にして應接の席を設け、筆墨紙を其席に具へて以て志士の來り上言するを待つ。是れ一は以て陪臣の殿内に入るを

禁ずるの先規を守り、一は以て汎く民論を容納せむとするの大御心に  
出づ。此より厥の後、士庶若し上言する所あらむと欲せば、先づ御假  
建に往て侍臣に面し、料紙を請ひ得て意見を具載し、侍臣に倚て之を  
執奏せむことを請ふ。此時、皇上既に玉座に在り、侍臣輒ち直ちに  
其書を奉呈し、皇上直ちに之を閲覽あらせらる。若し再三勅問を下  
し給ふことありと雖も、席僅かに一二を距つるに過ぎざるを以て、瞬  
間にして事を辨すべく、有志の布衣宛かも、天顔に咫尺して意見を奏  
聞するも異ることなかりしと云ふ。嗚呼古の明君嘗て鐘を懸け匱を設  
けて汎く民人の言を容る、是れ今日に傳へて以て千秋の美談と爲す所  
願ふに天皇の特に御假建に御して布衣の政論を聽き給へるの事、何ぞ  
敢て夫の懸鐘設匱の治に譲らむや。上下悠悠々二千五百年、凡そ此の如  
き美談は歴史あつて已來未だ匹を見ざる所なり。

御假建の就るや、始めて出で、意見を奏したる者を久留米の人眞木和  
泉と爲す。和泉料紙に對して沈思良久しく、倭筆を染めて『勢』の一字



を大書し、次て楷行草幾多の字體を以て『勢』字を書し、全紙復た些の空  
間を存せず。和泉乃ち應對の侍臣に云て曰く『臣の意見實に此の如し、  
幸に執奏することを得ん』と。侍臣其或は不敬に涉らむことを畏ると雖  
も、固より其執奏を拒むべからず、則ち往て御前に拜跪し、謹んで之を奉  
呈す。天皇展覽多事、遂に之を嘉納し給ひ、龍顏特に麗しかりしと云  
ふ。願ふに和泉の爲す所頗る奇矯に失し、至尊に奉對する所以の禮に  
あらざるに似たりと雖も、其事固と忠厚の至情に出づ。而して天  
皇の浩量なる、其非禮を舍て、其心衷を探り、『勢』の一字を以て内外諸般  
の事を断せむと企て給ふ。宜へなり當時士氣鬱然勃興して人皆な君國  
の爲に其赤誠を捧げしや。

草莽の微臣すら意見を奏上するの允許を得たること此の如し、何ぞ況  
や爵位を朝廷に拜受するの侯伯をや、凡そ政權の武門に歸してより、汎  
く侯伯の意見を徴したること先朝の如きは未だ曾て有らざる所なり。  
按ずるに徳川氏の制度、侯伯の没に京都に入るを許さず、是れ其或は

朝廷を擁して我に抗するあらむことを恐れてなり。故を以て嘉永以來  
國家日に多難に赴くと雖も、諸侯伯親しく意見を奏聞する能はず、僅  
かに縁戚知己の公卿に頼て執奏を請ひ、若くは天皇密勅を下して  
之に頼り給ふに過ぎず。然りと雖も危機日に益切迫するに及びて、到  
底此無益有害の障壁を置くべからず、此を以て文久二年の交、天皇  
断して此陋習を破り、詔して諸藩主の上洛を促し給ふ、徴に應ずるの  
藩主陸續參内し、親しく天顏に咫尺して勅問に拜答し奉る。此の如  
くにして從來、皇室と各藩との間を遮りたるの障壁全く仆れ、各藩  
主自由に禁中に出入して意見を奏聞することを得るに至る。爾後内外  
の政治悉く諸藩主に諮訊して上裁し給へるは皆な人の知る所なり。  
嗚呼誰れか立憲政治を以て後世泰西より輸入せる制度なりと爲す者ぞ、  
天皇の御宇、未だ所謂立憲なる文字あらずと雖も、其爲政の迹を見れ  
ば毫も立憲政治と異らず。夫れ外國の事起りてより、幕府の権力は漸  
次、皇室に歸す、然かも、天皇敢て諸政を専裁なし給はずして、必



らず公卿諸侯を會して讜議を盡さしめ、且つ草莽布衣の建言を参考し、一に輿論の嚮ふ所を察して以て國是を定め給ふ、即ち之を評して立憲政治の實ありと云ふも亦何の不可あらむ。且つ夫れ正式の憲政を施くの國、固より公議を重すと雖も、未だ個々私人の建言を許すが如きに至らず。然かも、天皇公論を重じ給へるや、單り公卿諸侯を集めて組織體の會議を開き給へるのみならず、併せて個々私人の奏聞を許し、且つ努めて之を獎勵し給ふ。凡そ此の如く汎く民言を容るゝの立憲政治、果して何れの世何れの國にかある。故に曰く、天皇の汎く言路を開き給へるは後世の所謂立憲政治なるものにて之に尙ふるなし。

## 八、忍耐

封建制度の成りてより、努めて供御の料を慥みて其制限を嚴にしたる

は列世武臣の常に把持したる一大政策なり。中に就き其太甚しきものを求むれば、足利氏及徳川氏の如き蓋し最も、皇室を蔑視したるものと爲す。足利氏の事は今言ふを要せず、徳川氏の時に及び、間々名將賢臣の關東に出づるをわかれ、則ち少しく供御の料を増納して以て尊王の意を表したることなきにしもあらずと雖も、然かも當時朝廷の財用は區々小諸侯の財用にだも若かず。吾儕今に及びて當年の事を回想し、轉た朝廷の御困厄を恭察し奉ると共に、併せて幕府驕僭の罪を惡むの念層一層を加へざるを得ず。

恭て按ずるに、天皇の御宇は禁裡の財用最も乏きを告げたるの時なり。然れども是れ敢て當時幕府の奉事從來に比して特に薄かりしと云ふにあらず、時勢實に此の如きの結果を生じたるを知らざるべからず。姑らく平人の家政に就て之を論ずれば、父祖一たび産を破りて後、其子孫たる者所謂無理算段を以て家政を行は、縦令其収入の額は父祖の時と異ること無しと雖も、然かも子孫の困難は年と共に増加し來る。



今平人の事を以て之を皇室に比し論ずるは、蓋し、或は倫を失するに似たりと雖も、然かも此理能く、皇室財政の年と共に欠乏を告ぐるを説明するに足る。夫れ幕府世々臣道を盡さるよりして、列代常に供御の費に乏し、此御困厄の事情久しきに亘て繼續し、陵夷して、天皇の御宇に至る。故に幕府上る所の供御の料は前後假令其額を等ふすと雖も、天皇御宇の禁裡財用の乏しきこと自ら甚しきを加へざるを得ず。况むや當時内外多事にして内廷の費多々益々増加するに於てをや。而して、天皇の天資英明拔群なる、能く内廷の此困難を忍はせられ、屋漏衣弊の際に處して縦容内外の大事を断し給ふ。其忍耐の徳、豈尋常君主たる者の能く及ぶ所ならむや。請ふ以下少しく當時供御の實情を説かむ。

當時宮城痛く荒廢せり。殿宇は傾き障壁は破れ、庭前の草徒らに秀て茫々漠々たり、財用の乏しくして之を修理する能はざりしを以てなり。後年京都に集りたる四方の志士、盛に討幕論を唱へたる所以のも

のは、親しく禁裡荒廢の狀を見て一段の慷慨心を高めたるの致す所なりと云ふ。

御膳の菲薄なるは實に想像の外に在り。京都由來魚類に乏しく、其新鮮なるもの容易に得へからず、故に御膳の上に陳するもの亦通常一般の魚類あるのみ。而して大膳職の費途固より豊かならざるを以て、珍味を供し奉らむと欲するも得へからず、且つ其量は少く、其數亦多からざりしと云ふ。鯛の如きは京都に在りては人の賞味する所にして、大膳職亦常に之を用う。然かも過度に之を熟煮するを以て、糜爛して其形を失し、且つ吏員具さに之を檢して後に之を御前に薦むるを以て、割烹のもの悉く冷却して復た食ふに堪へず。此を以て内侍特に雜魚蔬菜を集めて之を一鍋の中に投し、俗に所謂「寄せ鍋」の如きものを作りて之を進め参らすこと往々にして之れありたりと云ふ。

天皇稍酒を嗜み給ひ、酒量亦少からざりしと云ふ。然かも供御の料豊かならざるを以て、禁中常に薄酒を用ひ、何ぞ況や酒味を助くべき佳



肴あらじや。大抵膳上の副食物を以て酒肴に充て、内侍若し寄せ鍋を進むる時は、其一半を以て酒味を助け、他の一半を以て副食物に充て給ひたりと云ふ。嗚呼之を聞く者果して如何の感をか惹く、古嘗て一食萬金を擲ちたる者は姑く論するなきのみ、今日都鄙庶民、一寄せ鍋を以て酒食兩味を助けて甘しと爲す者果して之れある乎、然かも万乗の君を以てして飲食の非きに堪へ給へること此の如きものあり、嗚呼此一事以て當年禁中の御窮状を知るべきにあらすや。

爾く供御の費乏しくして甘味容易に得べからざるを以て、公卿往々にして其縁戚の諸侯より得る所の國産を献上し、諸侯亦縁戚の公卿に頼て之を献上す、而して其献上の物頗る微と雖も、天皇必ず常に之を珍賞し給ひしと云ふ。嘗て久我家より鰻魚若干を献す、天皇之を嘉納あらせられ、尋て宸翰以て其厚意を謝し給ひ、且つ將來再び此珍味を得るあらを(久我家其縁戚の諸侯より得たる鰻魚を献上したるなり)復た之を割愛せよと望ませ給ひたりと云ふ。又嘗て某諸侯(利氏)より鹽鮭を献す、天皇以て美味と爲

し、賞玩具さに至る。既にして侍女御膳を撤せむとす、膳上尙ほ一片の鹽鮭を剩す、天皇宣ふらく、殘片含つるなかれ、以て晚酌の佳肴と爲むと。當時御飲食の非きと概ね此の如し。

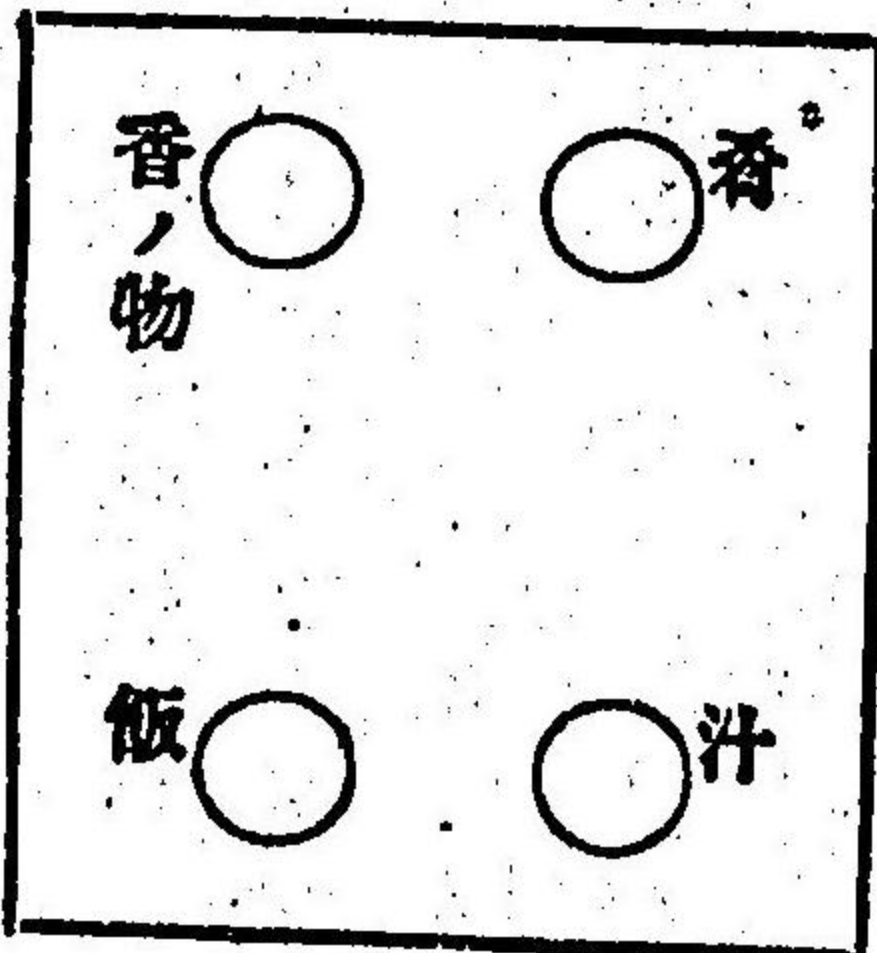
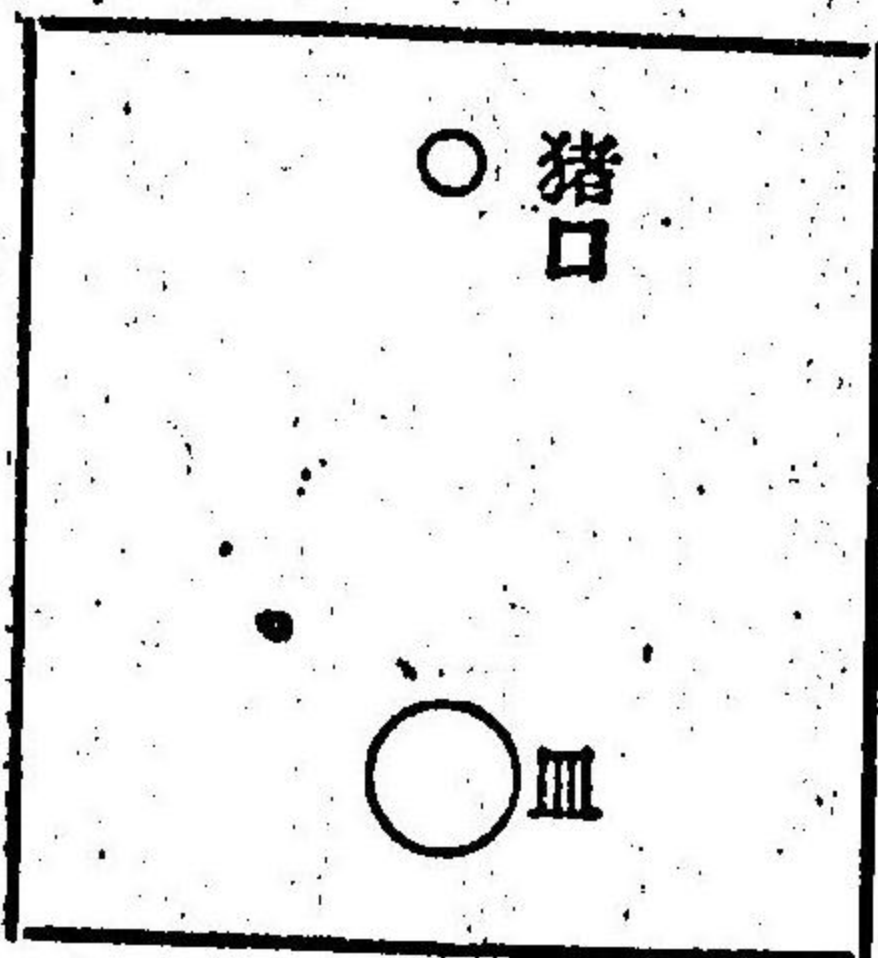
供御の酒其品質頗る劣等なりしと云ふ。一談あり、嘗て酒井若狹守忠義京都所司代たりし際、廷吏御料の酒を忠義に示し、且つ云ふ此稀薄のもの公等能く飲む乎と、之を驗すれば水分七分にして酒氣唯其三分を占むるに過ぎず。忠義の臣三浦某見て涙を流し、忠義に勸めて私かに純酒を献せしむ。天皇酒を嗜み給ふと雖も、從來僅かに粗酒を以て悶を遣り給ひしに過ぎず、後ち忠義の純酒を献するに及びて、天下復た此芳醇ある乎を驚かせ給ひ、三浦某に物を賜ふてこれを賞し給へりと云ふ。願ふに御料の酒、常に七分の水を混するにあらざるへしと雖も、財用に定限あるよりして自ら粗品薄價の物を選び、爲に此水分多きを占むるの酒を捧ぐるに至れるのみ。御財政の困難亦悲むべきにあらずや。



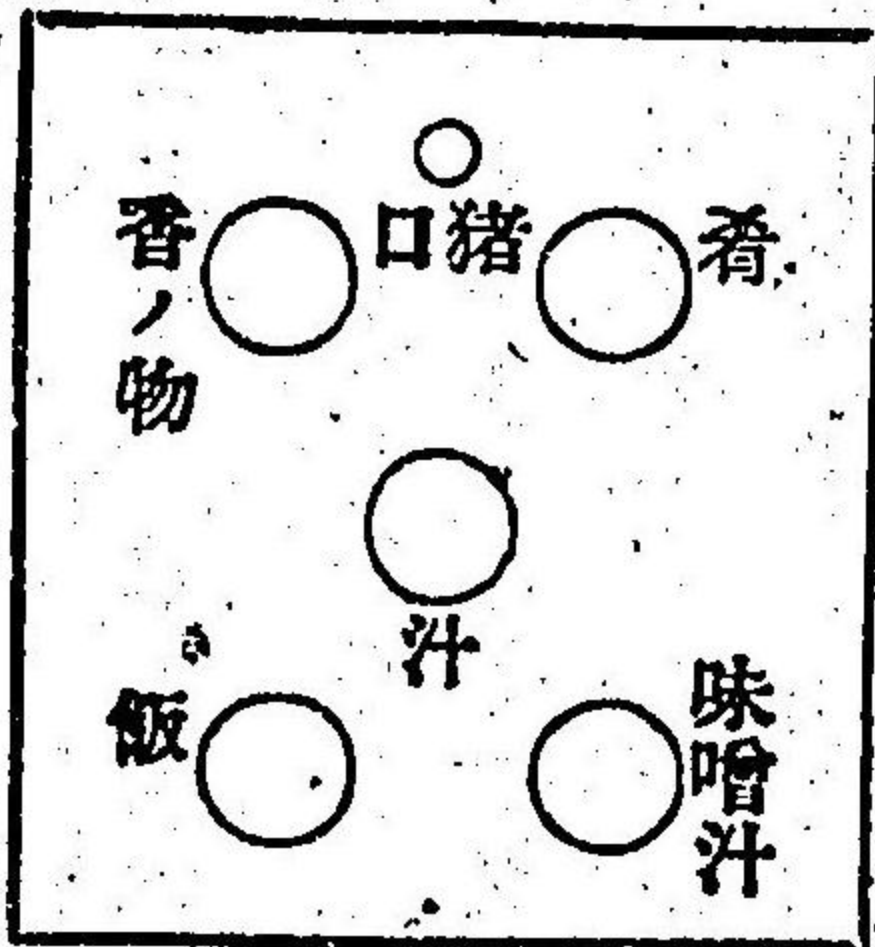
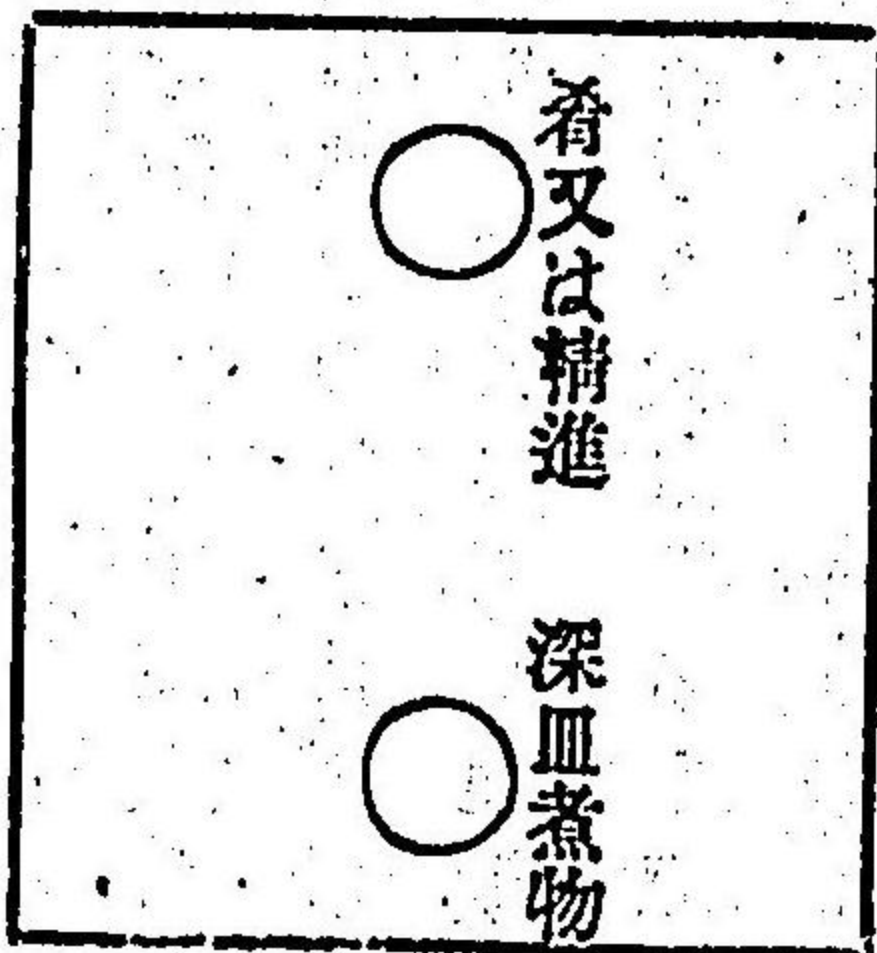
故岩倉具視常に朝廷財用の乏しきを感み、痛く幕府の不臣を憤る。一日所司代忠義を禁中に召し、對話多時、既にして食時至る、乃ち特に箸を昇ふ、忠義之を喫せむとすれば膳上の魚類腐爛して復た口にすべからず。具視此に於て禁中財用の實狀を語り、極力幕府不臣の罪を詰責す、忠義慚愧背に汗し、退て之を幕府に陳し、爲に稍定制を改めて供御の料幾分を増すに至りたりと云ふ。

禁中平生の御膳御献立は左圖の如くなりしと云ふ。

朝晩



晝



『本途直段』なるものあり、今の所謂豫定價格の義なり。禁裡要する所の飲食衣服其他凡百の物品、悉く本途直段を豫定し、厘毛も其額を越ゆることを得ず。凡そ實際の支出は寧ろ豫算に超ゆるあるも決して之に減することなきは其常なり、況むや逼迫せる財政を力めて運用するの時に於てをや。且つ夫れ其豫算をして僅かに二年三年若くは五六年以前に定めたるものならしめむ、其支出の超過蓋し甚だ遠からず。然かも烏んぞ知らむ、天皇時代に於ける禁裡の本途直段なるものは、遠く安永年間に豫定せる所なるを。安永の嘉永安政を距ること凡九十年、



九十年前の豫算を以て今日を律せむとす。當時禁裡財用の欠乏之を想像するに餘ありと云ふべし。物價は概ね年と共に益々騰貴し、到底本途直段を以て支辨する能はず。然らば則ち本途直段を改めむ乎、之に應ずべき財源の空しきを奈何せむ。此に於てか依然として従來の本途直段を存し、品質の劣悪なるもの若くは容量の輕少なるものを需めて僅かに用を辨す。一例を舉ぐれば、鯛一尾の本途直段銀三匁と定む、京都固と魚類に乏しく、當時三匁の銀は未だ以て普通の鯛を購ふに足らず。然かも已むべからず、此を以て其中最も小なるものを購ひ、若くは大なるもの、半身を購ひ、若くは或は日數の經過して味の既に損するものを購ひ、之を割煮して僅かに献立を作る。單り食物のみならず、本途直段豫定の結果は万事皆な此の如し。

特に最も臣子たる者の血涙に堪へざる一事あり。上來列記するか如く、供御の料頗る輕微なるを以て、日常御坐用の金錢すら往々にして欠乏す、此を以て 天皇屢宸翰を近衛公(忠熙老公)に賜り、一時金錢貸

借を望ませらる。而して其要め給ふ所を問へば、僅かに八兩若くは十兩の少額に過ぎず。是れ此儘少の金錢すら御自由なる能はざりし事實を説明するに餘りあり。凡そ唯、此一事を以て之を推せば、他何の記するを須むずして當年禁裡の御實情を知るべきなり。嗚呼一天万乘富天下を有つ御身を以てして、僅々十兩以下の金錢を臣下に求めて日常の窮を救ひ給ふ、臣子たる者誰れか敢て爲に一滴の涙を注かざるを得ひや。

當時幕府より上納する供御の料僅かに三萬石に過ぎず、而して禁裡御臺所の費用は銀七百四十五貫目(凡そ今の金一萬圓)と定む、其他禁裡要する所の費途一にして足らず、加ふるに内外事多くして物價亦益々騰貴し、到底三萬石の料を以て收支相償ふ能はず、爲に禁裡の財用にも益々欠乏に赴く。後ち外國の事起るに及びて、諸藩相踵て上洛し、親しく禁裡財政の現状を見て皆な涙を流し、金穀を獻して以て急を救ひ奉らむとすれば、幕府乃ち先例の無きを辭として之を退め、勤王の諸



藩をして空しく拱手して禁裡の御困難を傍觀せしむ。後ち時勢益切迫するに及びて、始めて島津氏公に米一萬石を獻し、尋て毛利氏亦金一萬兩を獻す。爾後諸藩之に倣ふ所あり、幕府遂に之を咎めず。而して將軍家茂亦入朝して禁裡の財政に感ずる所あり、爲に米十五萬俵を獻納するに至る。爾かく幕府諸藩の獻納ありと雖も、未だ以て多事時代の急に應ずるに足らず。現に 天皇崩御の翌年即ち慶應三年の如き、經費益多くして收入の道有らず、爲に禁裡一錢を貯へずして僅に新年を迎へたりと云ふ。時に舊幕府敢て王師に抗するを以て乃ち鎮撫總督を諸道に派す。夫れ總督の出征に際して之に錦旗を授くるは古の制なり、然かも當時其價頗る不賤にして之を製せむとするも得へからず、已むことを得ず緞子の御旗を作りて之を總督に授く。是れ 今上陛下登極當時の御有様なりと雖も、亦以て維新以前朝廷の御究狀を推知するに足らむ。

九、仁愛

天皇陛下内外多事の日に丁りて此國を治しめし、日夕 聖慮を國事に勞し給ふて未だ曾て事所に逸めらず、聖躬爲に衰疲を催すに至る。加之深く臣民を愛撫し給ひ、一民若し其所を得ざる者あれば則ち自ら省みて咎を引き給ふ。抑も 天皇仁愛の聖徳は幾多の敕詠を拜誦して之を窺ひ奉ることを得へし。敕詠に曰く  
ぬは玉の夜すから冬のさむきにも

つれて思ふは國民のこと

仁愛の氣紙上に躍如たり、一詠唯感泣するのみ。

加茂行幸の際神明に詠進めらせられたるもの二三謹て左に録す。上加茂にて詠し給ふらく



すまし得ぬ水に我身はしつじども

濁しはせしな四方の民草

下加茂にては乃ち

心をはこめてうたへよ神樂人

かゝりける世をしるもしらぬも

雨にれもひ風にこゝろをくたく哉

民のしはさのたゝ安かれと

同社祈禱の際敕詠に

民の爲いのるしるしをあらしまし

わけいかつちの名にもひゝきて

位山神の心やいかならむ

れろかなる身はをるもくるしき

之を聞く 天皇頗る和歌を嗜み、深く斯道に達し給ふと。恭て勅詠

を拜誦するに、概ね時事を慨し民生を憂ひ給ふの什ならざるはなく、徒

らに花月風光を吟誦せるか如きもの多く之を見ず。前掲二三の御製の如き、直ちに胸臆を據て之を文字に托したるもの、而して其愛國の意氣歴々として徴するに足る。嗚呼徒らに華麗の文字を駢へて無用の吟誦に耽るか如きは自ら是れ歌人の事、而して歌人ならざる者の歌は能く其人の意氣資性を表す。天皇の御製を拜誦せば以て 天皇の仁徳を知悉するに餘ありと云ふへし。

當時禁裡財用の欠乏せることは別章記する所の如し、此を以て文久二年島津氏玄米一萬石を献納す。叙旨之を諸臣に頒ち賜ふ、其之を配當するや頗る公平汎博にして、上は皇族攝家大臣清華より下は女官属吏及び六十餘州に散在せる朝廷直轄の官司福宜輩に至るまで、一人として此恩典に漏るゝものなく、爲に朝廷の得分著しく其額を減す。爾後幕府若くは諸藩より金穀を献するに方りて、毎に之を諸臣に頒ち賜ふを以て、献納の總額は尠きにあらざと雖も、未だ以て禁裡の財用を助くること能はざりしと云ふ。嗚呼禁裡の窮乏彼れが如く甚しく、而し



て 天皇自ら其窮を忘れて他の窮を恤み給ふ、其仁徳亦至れる哉。特に其分配の公平なるに至りては、眞に後世百王の模範と云はざるべからず。

天皇常に公卿侍臣の窮乏を扶け給へるは論を要せず、或は黄金を散して全國の窮民を恤み、若くは以て西高瀬浚渫の工事を助け給ふ、此の如きの美迹一にして足らず。若し當時内廷の財用をして豊ならしめむ則ち已む、然かも時に或は八兩十兩の金錢に窮を告げ給ひたるにあらずや、而して民の窮を恤み給へること此の如く夫れ急なり、天皇の仁徳眞に測るべからざるものあつて存す。

天皇の仁恕なる、諸臣若し過あれを諄々として之を誨へ、未だ曾て一たびも激怒し給へることあらず。此を以て諸臣皆な喜びて奉公を勵み、赤誠を捧げて鴻恩に酬ひ奉らむことを期せざるはなし。嘗て文久三年三條公等七卿の長州に脱走するに及びて、朝議直ちに七卿の官爵を削り、永く其入朝を禁ず。然りと雖も、天皇の御心深く三條公等の衷

情を感み給ふ。後年島津久光に下し賜ふ所の宸翰の一節以て聖慮を窺ふに足る、其意に以爲らく「實美等の爲す所頗る過激に失すと雖も、固と忠君愛國の至情に出づ。然りと雖も國に典刑あり、情誼を以て之を枉ぐべからず、故に姑らく實美等を罪して典刑を正し、他日之を召還して大議に參せしめざるべからず」と。不幸にして、天皇早く國を捨て給ひ、爲に御在世中三條公等を帝都に召還せらるゝに及むずして已みぬ、天皇の御遺憾果して如何ぞや、遮莫あれ條公等苦忠を竭すと雖も朝廷の省みる所と爲らず、却て他邦に流寓して空しく幾歲月を累ぬ、此を以て時に私かに怨嗟の情を催すことなきにあらざりしと云ふ。既にして局面一變して王政維新の大業成り、條公擢てられて台鼎の位に上る。公一日、天皇の宸翰を見る、是れ實に前記島津氏に賜ふ所のものなり。公之を拜誦して始めて、天皇の夙に我衷情を諒し給へるの事を知り、之を是れ知らずして曾て流寓中怨嗟の情を抱きたるの過を悔ひ、嘆嗟感激次々に涙を以てし、爲に言の發する所を知らざり



十、雜事

天皇の孝徳は今一々之を舉示するを須ひざるべし、唯此に特筆すべきは大御心を山陵修補に注がせ給へるの一事とす。蓋し政權の武門に移りてより、皇室益々式微爲に歴代の山陵の如きも亦自ら荒廢に歸し、徒らに牧童樵夫の履み去るに委す。時に慷慨の士あつて熱血を此に瀝さたりと雖も、機運未だ熟せずして修補の業を大成するに至らず。既にして嘉永安政の交に及びて、外舶の我に通ること益々急にして、國內亦幾多の論派を生じ、幕府之を收拾するに苦む。此に於てか命を大小の侯伯に下し、以て今日に處するの策を問ふ。時に宇都宮藩主戸田忠恕幕命に應じ建言して曰く、今日の策、人心を一途に歸するに若く

はなし、人心を一途に歸せむと欲せば、先づ忠孝を勵まざるべからず、克く下民の忠孝を勵まざるべしと欲せば、宜しく列聖の山陵を修補して以て則を天下に示す所なかるべからずと。幕府徒らに此議を可とし、て然かも之を實にせず。後ち忠恕建議の事叙聞に達す、天皇大に之を嘉賞し給ひ、直ちに命じて山陵修補の官を置き、柳原光愛廣橋胤保及び戸田忠至を以て之に補す。(忠至は忠怒の族なり、忠怒時に年尚幼なるを以て特に忠至を擧ぐ)命を拜するの吏員致々として事に従ひ、數年を出てすして、神武天皇以來、仁孝天皇に至る迄百有餘代の山陵盡く修補の事を終る。願ふに是れ元と戸田氏の建言に出つと雖も、抑も亦、天皇の孝徳厚きに由るにあらすむは鳥を能く此の如けむ。天皇爾く山陵修補に大御心を傾け給へるを以て、特に其一身を此事に委ねたる戸田忠至を眷寵し給へること頗る渥く、或は賞を賜ひ、或は俸を加へ、之を諸侯に列し、又之に大和守の爵を授く。時に松平大和守直克幕府の政事總裁たり。凡そ重臣の爵號を避くるは幕府の例なり、故



に忠至亦大和守の稱を辭せむことを朝廷及幕府に請ふ。蓋し 天皇特に忠至を大和守に叙し給へる所以のものは、其 神武天皇の山陵を修補せるの功を錄せむとの大御心に出づ。故に忠至辭爵を請ふと雖も之を許し給はず。幕府亦之を厭過せり。後年幕府戸田氏を忌み、事に托して其封を移さむとす。天皇之を聞召して忠至の勤功を空ふするを惜ませられ、他日將軍家茂の參内するに及びて、親しく戸田氏移封の不可を論し給ひ、家茂遂に命を拜す。凡そ徳川氏執政已來、朝命を以て諸侯移封の議を中止したるは前後唯、此一事あるのみ。亦以て天皇の山陵修補に大御心を注かせ給へるの厚かりしを知るに足るべきなり。既にして 天皇崩御す、忠至特に尊骸を拜し奉つるの榮を辱ふす、武臣にして此榮を辱ふしたるもの一忠至あるのみ。忠至爾く殊恩を蒙り、感泣措く能はず。此に於て議を朝に獻して山陵復古を唱へたり。蓋し近世佛法盛行はれ、列聖の御遺骸概ね皆な九輪法塔の下に埋め奉る、忠至曰く「佛葬は古法にあらず、天皇の葬は必ず山陵を

興さるるへからず、況や 先皇の逮孝なる、至誠以て歴代の山陵を修補し給ふ、乃ち其葬儀何ぞ之を浮屠氏に委すへけむや」と。當時上は皇族大臣より下は幕府武將に至るまで、概ね以て不可と爲す。忠至屈せず、連日連夜泣て之を争ふ。朝議爲に遂に忠至の言を容れ、山陵を涌泉寺境内に興して以て 天皇を葬り奉る。古禮此に始めて復することを得たり。

天皇頗る古實を重し給ふ。中廢せる古典にして、天皇の御宇に及びて再興したるもの尠からず。是れ本書年譜の章に於て詳かに之を錄せり、宜しく就て看るべし。茲に唯、一の例を舉示せむ。安政元年皇居焼失し、天皇假りに桂宮に遷御あらせらる。既にして翌二年皇居新築工を竣り、其十一月を以て還御あらせらる。此際特に有司に勅し、行幸の式一に古典に則らしめ給ふ。蓋し武臣の權を弄してより、朝廷の財用著しく乏を告げ、爲に諸般の儀式多くは簡略に従ひ、古禮の行はれざることを凡そ數百年、天皇始めて古典再興の教旨を抱き給ひ、爰に



行幸の古典を再興すべきの詔を下す。蓋し桂宮の皇居を距る遠からず此を以て特に迂回の路を取り函海肅々として新營皇城に還御あらせらる。路傍塔の如き庶民、且つ拜し且つ泣き、相顧みて王朝の盛儀復た行はるゝを慶す。然りと雖も、天皇の復古せむと望み給ふ所のもの豊獨り典禮のみならむや。此典禮の附帶すべき王權をして古に復せしめむとは實に、天皇宿昔の御希望なり。果然、天皇大に其規模を畫し給ふて美果遂に嗣帝の御宇に結ぶ。故に吾儕は敢て斷言せむ「行幸の古典再興は即ち他年大政復古の徵兆なり」と。

天皇の剛毅に渡らせ給へるは今古稀に見る所あり。請ふ一二の例を示さむ。

安政元年九月露艦大阪灣に入る。是より先き外船の我邦に航するもの比年絶へすと雖も、其京畿の近海に侵入したるは實に之を始となす。報一たび京師に達するや上下大に驚き、概ね皆な交戦の開始近きにありと爲し、市民或は負担して立つ者あるに至る。此に於てか九重勅座の

譏端なく廟廊に生ず、一侍臣奏して曰く「夷賊京畿を犯す、禁闕の安危未だ知るべからず、陛下宜しく叡山に幸し、以て始らく變を避け給へ」と、天皇斷して之を擯け給ふ、曰く「百官あり、有司あり、防備の道復た遺漏なけむ、朕斷して宮闕を去ること一步せず」と、泰然動さ給はさりしこと盤石の如く爾り。既にして露艦直ちに去り、上下始めて安むす。

元治元年七月長藩士京師に闖入し、宮闕に向つて發砲す。變匆卒に起り、人皆な色を失ふ。時に公卿百官を送り來るの徒士與丁叢りて禁門の裡に在り、雜話以て閑を消す。適、砲聲を聞くと共に驚愕爲す所を知らず、草鞋を脱するに違わらずして争ふて正殿に攀ち、御座を経て背後の庭上に下り、凹所樹陰に隠れて以て變を避く。公卿百官亦概ね色を失ひ、或は與丁等の爲す所に倣ふて庭上に逃る者あるに至り其混亂名狀すべからず。天皇時に泰然茶を喫して動さ給はす、諸臣の狼狽するを見て徐るに之を制して宜ふらく「世豈に禁闕を侵すの賊子あらむ



や」と、茶器を手にして自若たり。諸臣心癢く安むす。既にして諸藩討て長藩を斥け、宮闕幸にして事なきを得たり。

願ふに前記二事の如き、實に以て天皇の膽識に富み給ふを証明して餘あるにあらずや。凡そ布衣の匹夫、具さに艱難を苦め來る者と雖も、一朝不虞の激變に遇ふに及びては、爲に狼狽疑懼して少しく舉措に迷はざるを得ず、況むや深宮の内に生長したまへる高貴の御方に於てをや。而して天皇の沈勇剛毅實に此の如し、世間懦弱の輩、

天皇の風を聞て起たさらむと欲するも豈に得むや。

天皇と朝紳との間、私情頗る密、天皇は朝紳を慈しみ給ひ、朝紳は天皇に親しみ奉り、穆々蕩々として和氣常に其間に緩く。古の所謂君臣水魚の實、先朝に於て現に之を見る。聞く當時屢々朝紳を禁中に召して之に宴を賜ひ、其献酬の狀、毫も平民の爲す所と異らずと。且つ食物授受のこと屢、行はれ、大膳職若し珍味の食物を調理せば。天皇特に命じて之を朝紳に頒たしめ、朝紳亦必ず此の如くす、和樂の情

以て見るへし。特に朝紳に下し賜ふ所の宸翰を拜覽するに其言句宛かも同等の交際の如く、而して攝關耆老に對させられては蓋し師父の禮を以て之を遇し給へるもの、如し。(宸翰の體、御名は小書低書し。宛名は大書高書す、且つ關字擡頭の體に依り給ふ。)爾く禮を重し給ふと雖も、書辭懇懇懇切、君臣輯睦の狀想見するに餘りあり。嘗て近衛公に賜ふ所の宸翰中「年初の宴卿と共に雉酒を酌まむことを樂む、而して卿今病に臥して來り朝せず、遺憾何を堪へむ。希くは迅く病を瘳し來れ、雉酒二十盃以て俱に嘉儀を祝せむ」との文意ありと云ふ、和氣掬すへきにわらずや。(因に云ふ、雉酒とは雉肉に漉きたる酒を云ふ、朝禮に之を用ゆ。當時朝廷窮乏、雉肉を得ず、假りに焼豆腐を以て之に代用したりと云ふ。)

文久二年十月、天皇特に三條實美姉小路公知の二卿に詔し、關東に赴て攘夷を促かさしむ。兩卿俱に執綉子中得易からざるの才なり。然りと雖も當時年尙壯にして才能未だ外に露れず。而して天皇早く



既に之を衆人の中に擡ぎ、命するに勅使の重任を以てし給ふ、鑿職を具ふるにあらすむは鳥を能く此の如けむ。姉小路卿不幸にして兎人の毒手に斃れたりと雖も、條公後年輔翼の任を負ひ明治中興の偉業を大成す。願ふに條公の聲望は一世を傾け、朝野等しく欽仰の念を寄せざるはなし、然りと雖も後に其徳を頌するは前にその才を知るに孰與れそや、天皇の天錫聰明なるは唯、此一事以て之を知るべきなり。聞く、天皇毎日必らず日記を認め給ひ、其記し給ふ時頗る詳密を極む。侍臣の奏する所、若し少しく前日の言と異なるあれを、則ち直ちに之を追問し、必らず眞確を得ずむを已み給はず、侍臣爲に辭塞りたること往々にして之れありと云ふ。是れ蓋し日記の効のみならず、恐くは記憶の力衆に拙て給へるの致す所ならむ乎。願ふに、天皇の御日記なるものを拜讀することを得む、單り探て以て維新歴史の材料に供するを得るのみならず、天皇の國事に憤慨し給へるの情況歴々掌を指すが如きものあらむ、惜むべし崩御の後朝臣概ね之を燒棄したりと云ふ。

と云ふ。

天皇は頗る魁梧偉大に在ましたりと承る。當時の朝紳中川宮の如き應司公の如き近衛公の如き、亦皆な偉大にして群に超ゆ、然かも、天皇と列ひ行けは、其頂は恰かも御肩と均しかりしと云ふ、亦以て天皇の御體格頗る偉大なりしを知るへし。蓋し聞く御府藏する所の應神天皇の玉冠を戴て適したる者、歴代中獨り、後三條天皇あるのみと、(後三條天皇以後の事は之を審にせず) 嗚呼古より大事を爲し給ふの英君は、其體軀よりして既に凡に超ゆるものある乎。天皇言語明瞭、舉措活潑、多難の時に際して毫も幽鬱の態を見ず。爰に御幼少時代の一逸事を録せむ。御年十二三の時、一日東久世保麻呂(今の通稱伯)を伴ふて庭上に出て、側ら在る所の長柄の鎌を取て戯れ給ふ。偶々床机を跳り越へむとして誤て鎌を踏み、大に御足を傷け給ふ、鮮血淋漓たり。保麻呂直ちに振袖を以て御足を握り出血を止む、滿袖悉く紅なり。既にして宮女來て此態を見、大に保麻呂を責む。儲君具



さに事情を語て之を解慰し、毫も苦痛の體を示し給はざりしと云ふ。凡そ天皇の縦容迫らざるの御氣象は、御幼少の時既に此の如く、而して御舉動の活潑なるは御壯年に及びて毫も踰ることなかりしと云ふ。

昭和十六年十一月廿六日  
東海道列車中ハ一讀了

小牧安貞 敬宗

感銘するところ多し  
再讀せし但一閱  
慈植ありは言を要す

### 孝明天皇御遺徳終

明治三十年二月十八日印刷  
明治三十年二月二十五日發行  
明治三十三年六月七日印刷  
明治三十三年六月十日發行

定價金貳拾五錢

著者

工藤武重  
東京市麹町區中六番町二十五番地

發行者

西澤之助  
東京市京橋區築地二丁目二十一番地

印刷者

河本龜之助  
東京市京橋區築地二丁目二十一番地

發行所

國光社  
東京市京橋區築地二丁目二十一番地

印刷所

國光社印刷部  
東京市京橋區築地二丁目二十一番地





●●●●●新刊廣告●●●●●

# 日本教育

菊版 全一册

定價郵稅共金貳拾五錢

郵券代用一割増

從來教育に關する學術的の解説及訓練管理の細目と詳述したる著書は多けれども**國家の特性**本質に鑑みて**國民養成の大綱**を示せるものは甚乏しが如し**本書**は此の**缺乏**を補はむが爲に**我が日本の教育**といふことについて論述せるものにして當今教育界に於ける**諸國流行**の**寄せ集め**の弊を矯りて**邦家千載の教育主義**を明にせしむるものなり

## 目次

- 緒言 ●我が教育の根本主義 ●既往及現今 ●特殊の経緯 ●學制 ●教育の基礎 ●特殊の性質 ●文化の本源 ●基礎と建築
- 第一章 ●歴史上の基礎 ●國史 ●我が國史の特質 ●國史の基礎 ●根本の破滅 ●倫理書の缺陷 ●當今教育者の倫理思想 ●理想の本源 ●舊習所と大學 ●本末顛倒 ●高等師範學校の基礎 ●愛國心の減退 ●教育者の精神 ●國史の本質 ●學問の大綱
- 第二章 ●地理上の基礎 ●自然と人類 ●文明發達の基礎 ●機運の變遷 ●太平洋の未來 ●日本國の互射 ●實業教育の基礎 ●今日の實況 ●智力と體力 ●延擱の原因 ●日本人の祖先 ●選擇の效果 ●體育の根本的要義 ●我が國の風光 ●日本美術の淵源 ●我が國民の特有 ●地理的勞働と大和魂 ●美神の降化 ●美心の培養 ●現代教育上の不注 ●社會上美心の欠乏 ●特殊の用意
- 第三章 ●倫理上の基礎 ●固有道義の心髓 ●大和魂 ●道義不滅の信念 ●日本魂の源流 ●信念の動搖 ●唯物論巧利論 ●觀念論 ●意思訓練 ●倫理教育の二種 ●教育者の要務 ●精神教育の品性陶冶
- 第四章 ●國家天職上の基礎 ●文明進歩の妙機 ●國家の天職 ●仁國と勇國 ●仁義の國 ●國民の特性 ●近世國の旨義 ●國民教育の要義
- 第五章 ●結論 ●教育の經營方針 ●眞善美 ●陰陽晦昧
- 附錄 ●學問の基礎 ●(勝安房) ●文明の意義 ●(東久世通禧) ●我が國史は道德の經典なり ●(副島種臣) ●國体に關する理想

## 發行所

東京市京橋區築地 三丁目廿一番地

國光社



副島蒼海  
老伯講話

# 精神教育

紙二百五十頁  
洋金六拾錢  
郵税八拾錢  
和製五拾錢  
錢稅六錢

近時教育倫理の著書世に出づること日に愈多し。雖も國民の特性を發揮し人心の傳神感化の妙用を説くものは實に絶無に屬せり。是識者の夙に慨歎せる所たり。此の書収むる所、**教導、感化、日本の教育、日本の歴史**、伯獨得の**哲理**に及び、簡明平易すべて講話の**唯一**なる倫理の教育書なる亦**心學の明鑑**なり。附録**詩文**は心に世道**清概**を清國に奉して、**滿廷を屈服し英露獨佛米蘭**の公使**下風**に拜せしめたる**征韓論、臺灣征討**等の實話に及び、**奮起踊躍**のあり今や**東邦の危機**に切迫し、**士氣**は愈屏息に歸せんとす此の時に當り、我が國民の此の書の出づる豈偶然ならむや。

國光社發行 專賣所 東京京橋區築地二丁目廿二番地 靜思館

# 國光

## 本誌要領

東亞累卵の形勢は、日に切迫すれども、人多くは、牛李の排擠、黨同伐異を事として、元氣の銷沈、風俗の頹廢、殆底止する所なし。邦家將來の事、果して如何、冀くは、本誌をして、惰眠社會に於ける、半夜の警鐘たらしめしむ。

- 皇道の大義を恢弘し、國體の精粹を顯彰す。
- 士風を勵まし、品性を教らし、勤儉力行の實効を擴充せしむ。
- 國家教育の改善を圖り、及び、其の要義を説明す。
- 政治、法律、經濟、軍事等の各問題を講評し、正義の伸暢、富強の増進を期す。
- 世界列國の商工業、及び、教育軍事等の情況を稽査し、國民をして觀念振起せしむ。
- 字内列國の形勢を審査し、東亞大陸の經綸を指示す。

發行所 每月三日、十八日發行一冊定價金拾錢十二冊前金壹圓拾錢郵稅不要  
東京市京橋區築地二丁目二十一番地 (電話番號) 國光社  
新橋八八



紀元節

臨時發行

# 國光

第百八十八號

社説 ◎世界に於ける日本の地位及び其の現勢 英露、獨

米、列國の海外政策を詳叙し、其の内面に於ける強弱長短の秘密を披露して、東亞の天地累卵の現勢に及び、我が日本國の地位、現勢、燃然として掌に指すか如く、一讀悚然、蝸牛の角上の小紛争、小利慾心を蠲脱して、猛然省察、國家のために奮起するに至らしむる大文章なり。

◎日本教育の大本 我が國、今日の教育は、諸國流行の寄せ集めに於て、國家本來の特相に倫理上、國家の天職上より、日本教育の基礎たるべき要目を列擧し、以て、世の熱誠なる教育者に質さむことを期せるものなり。

◎此の風俗の頹廢を奈何 風俗矯正は、政治の本源なることを論じ、當今の世風頹廢、奢侈淫靡の原づく所を指摘して、その實の歸する所を痛言し、直地、開臣、元勳、文武官吏、議員、紳士、紳商、學者、學生、文學者等の大反省を促し、憂世慨時の識者は、此の際、大に世道維持に盡瘁せられむことを企望せる痛論苦言なり。

◎劍光 以下各欄には、再、本社的主義精神を發揮すべきもの、みを収録せり。日暮れ途遠し、徒に、虚名を列らねて、一時の歡を迎ふるに違なければなり。

●拜金主義と道德 (東久世) 舉世、陷々金錢の奴隷となりて、道德の傳 (渡邊) 人の決心を喚起せられたる文字。 ●憲政完美の要訣 (今井) 現時憲政擾亂の本原に遡

指摘し、法律と道德とは、其の根本に於て必 (國武) 分離すべきものに非ることを就きての詳論。 ●師弟の情誼と現行法律 (浦太郎) 師弟

情誼は、精神教育の立脚點なることを述べて、現行法律 (宗) は、師弟の情誼を毀壞濯滅せしむる者なるに及ぶ。 ●古今教育主義の難點 (邦彦) 教

主義の、教育に於ける難點、並に、科學主義の教育に於ける危險を摘發し、精細の評論、銳利の斷案を重ね (主) て、日本教育の基礎に及び、痛快明瞭の文字、すべて、三十八節、以て、世の歐洲學說に盲從せる教育者の

惑を解くに餘あ (申) ●獨逸海外政策に感あり (宮島) 最近十年間、世界に於ける獨逸勢力 (申) 詳論して我が國民の狂省 (田) ●日本の國富と人民の負擔 (宗) 我が國力の甚薄弱なる (宗) 熱察を促せる大々文字、●告農家之有志者 (魯一) 農家負擔の、漸次増加するは必然の勢なるこ

示して、華奢政治家 (魯一) ●蒼海先生 (魯一) ●偶話 仁と智 (元且) 於ける老伯の偶話にして、言々句々、神機を寓し、用意深切、餘韻嫻々、

●忠本論畧 (大川) ●人世禍福の岐路 (樺田) ●倫理 (天) ●機言 (三) ●養心論 (重陽) 以上の五篇は、其の名の示すが如く、何れも皆、人間の崇高なる靈性を本 (主) 人に説き及びたる切論なり。



旨とせる立言なり。文章平易、論義該博、歸趣高妙、紙數十餘頁にも及べるものもありて、各別に、一冊子として、永久に傳ふべき價値ある文字なり。

**鏡影** ●**德川齊昭傳** 東亞の風雲愈急に、城内の人、概皆、識短膽小、元氣殆銷沈せるを汚し奉れるは、臣子の本分として遺憾に堪へざる所なり。この鏡面に映するものは、以て、汚點を洗滌し、更に、大に、國史の光輝を發揚せるものなり。文章優雅、字句清高、青年の讀みものとして、忠愛心の養成に最有

**太史の研究** 此の篇、即ち學者の爲めに、光明を示せる者。●**琉球語研究資料** (利三郎) 研究せざるべからざる意を惹起せるもの、獨り語學者のみならず、荷も、世に志あるもの、必讀せざるべからざるもの也。

**和歌** ●**詩文** 精を抜き、粹を蒐め、紙上の金玉自

**八瀨の炭竈** (堀内) 天正年間、忠臣不仕、二君可、以托三尺孤、等の要目、剛健幽雅にして、且、洒落な

**昔時の熟と舍今日の寄舍宿** 及下宿 古の狀態の變遷を

**此の他** ●**畸人傳** ●**名勝誌** ●**佳話** 撰せる、地方の通信中より精

深長の文字一束。

(本號紙數二百六十頁一冊定價郵稅共金參拾錢)

發行所

東京市京橋區築地貳丁目廿一番地

國光社

從六位内藤耻叟序  
故正五位文學博士栗田寛著

天朝正學

菊版 全壹冊  
美本

定價金參拾五錢

郵稅金四錢

郵券代用一割増

我が神聖の大道は振古以來、天祖の神勅のまゝに天地の間に燦然として千萬世を経て嘗て浪滅することなく忠孝の大義永く人心を陶鎔し來りて宇内無比の國體をして益尊嚴ならしめたり然るに鎌倉以後名分明かならず降りて戰國に至り天下大に亂れ人々大義の在る所を知らざるに至る水戸の源義公夙に皇道の振はざるを慨し國典を修め神聖の大道を宣揚し烈公又大に之を發揮し以て明治の隆運を開くに至る其の功實に偉大なりといふべし栗田先生は水藩の碩學にして夙に義烈二公の遺意を奉體しこゝに此の書を著はし皇道の淵源より二公が闡明の功業を述べ大に二公の本志の在る所を明にし世人をして本末を明にし學ぶ所を知らしめらる今本社之を活刷して世に公にし我が國家の臣子たる本分を全うせんことを忠愛の諸士に望み併せて史學文學者の參稽に資せんことを企望す



# 女 禮

神州固有の女教を顯彰し、祖先の遺範を祖述し、至貞至淑、よく節を守り、よく操を盡し、以つて、日出國々民の母たり、妻たり、兄弟姉妹として耻づるところなく、文運進歩の世に處して、女子の本分を完うせしめむことを期するもの、是れ、女鑑の本領なり。

所掲の各欄を舉ぐれば

- 女鑑 ●論說 ●精華 ●家政 ●學藝
- 漫錄 ●樂園 ●文林 ●雜報 ●教の庭

(毎月三回五日廿日發行定價一冊前金拾錢六冊前金五十五錢十二冊前金壹圓全國無遞送料)

發行所

東京市京橋區築地二丁目二十二番地

(電話番號)

新橋八八

國光社

臨時

# 女 禮

發刊

**女鑑** 如何にして女子の品位を高めべきか ▲是れ方今焦眉の問題 厚く説く 筆を用ひて之を解釋して餘蘊なし

**論說** 今切實の問題あるもの必ず二讀せざるべからず

**精華** 博愛 ▲箕曲瀨の義女 ▲前者は平易の文にて、丁寧に博愛の義を説明し後者は流麗の筆にて義女の性行を盡せり

**家政** 訪問の心得接待の心得 ▲日常緊切なる事項を親切に訓へ諭せるもの

**漫錄** 恩賜の御女史をおもふ ▲我國女子著述の一斑 ▲よき會話家 ▲國語統一案 ▲そいろがき ▲妻たる者の心得 ▲夢のあと ▲曲亭馬琴が眼中に映する女性を論ず ▲女子の書翰文 ▲迷の雲霧 ▲總べて徳風を奨め世道 ▲小説朝がは ▲愛情の過度其の愛孫の方に益する好文字 ▲向を誤らしめ可憐淑順神女の如きの少女をして遂に狂せしむるに至る其の徑路精緻巧妙の筆にて寫し出せり

**教の庭** 副島種臣公自ら戒むる詞 ▲東久世通禧公選文章所感 平和、わがつとめ、なつかしき者と羨しからぬ者と

▲黒田清綱公選和歌慈悲の心をよめる、花を待つ、菅原道真

是本社が厚く賞をかけ汎く江湖に募り朝野に推重せらるゝ諸公に選を乞ひたるものにして諸嬢が終始服膺すべき箴戒朝夕詠誦すべき歌文也(本號限金貳拾錢)



# 女 禮

神州固有の女教を顯彰し、祖先の遺範を祖述し、至貞至淑、よく節を守り、よく操を盡し、以つて、日出國々民の母たり、妻たり、兄弟姉妹として耻づるところなく、文運進歩の世に處して、女子の本分を完うせしめむことを期するもの、是れ、女鑑の本領なり。

所掲の各欄を舉ぐれば

- 女鑑 ●論說 ●精華 ●家政 ●學藝
- 漫錄 ●樂園 ●文林 ●雜報 ●教の庭

(毎月三回五日廿日發行定價一冊前金拾錢六冊前金五十五錢十二冊前金壹圓全國無遞送料)

發行所

東京市京橋區築地二丁目二十一番地 (電話番號 新橋八八)

國 光 社

# 女 禮

臨時 發刊

**女鑑** 如何にして女子の品位を高むべきか ▲是れ方今焦眉の論說 ▲今切實の問題志あるもの必ず一讀せざるべからず

**精華** 博愛 ▲笑曲 ▲義女 ▲前者は平易の文にて、丁寧に博愛の義を説明し後者は流麗の筆もて義女の性行を盡せり

**家政** 訪問の心得接待の心得 ▲日常緊切 ▲漫錄 ▲恩賜の御女史をおもふ ▲我國女子著述の一斑 ▲よき會話家 ▲國語統一案 ▲そいろがさ ▲妻たる者の心得 ▲夢のあと ▲曲亭馬琴が眼中に映する女性を論ず ▲女子の書翰文 ▲迷の雲霧 ▲總べて徳風を奨め世道樂園 ▲小説朝がは ▲愛情の過度其の愛孫の方に益する好文字 ▲向を誤らしめ可憐淑順神女の如きの少女をして遂に狂せしむるに至る其の徑路精緻巧妙の筆にて寫し出せり

**教の庭** ▲お伽断少女と蟹 ▲滑稽の間におのづから徳を高うせしむるもの ▲副島種臣公自ら戒むる詞 ▲東久世通禧公選文章所感 ▲黒田清綱公選和歌慈悲の心をよめる、花を待つ、菅原道真

是本社が厚く賞をかけ汎く江湖に募り朝野に推重せらるゝ諸公に選を乞ひたるものにして諸嬢が終始服膺すべき箴戒朝夕詠誦すべき歌文也(本號限金貳拾錢)











西村茂樹翁序 三輪田眞佐子著

# 女子處世論

## 五版

● 定價金貳拾錢  
● 郵税金四錢  
● 郵券代用一割増

三輪田女史の婦人教育に於ける其の薰陶化導の良績夙に女子教育社會に推重敬服せらるゝは敢て贅言を要せざる也先に女史我が國婦女子に本分の在る所を示さんとして女子之本分の著ある本社之を世に公にするや七版忽ちに賣盡し八版の成るを告げたり世間の高評知るべきなり女史又本書を著述し女子處世の心得を説く温厚着實を旨とし其の理義を丁寧反覆す世の婦女子たる者坐右一日も缺く可らざる良書たり今や四版賣盡し五版成るに至る冀くは世の婦女達及父兄并に女子教育に重大なる責務ある教育家諸士の一讀を望むや切なり、今左に其の目次の大略を掲げぬ猶詳細は本書に就きて見られよ

第一章	緒言	第十三章	忍耐
第二章	自然のまゝ	第十四章	精神の修養
第三章	徳の光	第十五章	文弱の弊害
第四章	智の値	第十六章	節儉と勤勉
第五章	立志の基	第十七章	迷の心
第六章	健康	第十八章	安心の道
第七章	容態と舉止	第十九章	長所の養成
第八章	世のすがた	第二十章	樂しき家風
第九章	婚姻及婚姻の後	第二十一章	人の心腹
第十章	行為の標準	第二十二章	禍福のわかれ路
第十一章	身のもつめ	第二十三章	われらはいづこの女子
			結論

伯爵副島種臣題字

堀内文麿編

再版

# 家庭の鑑

菊全 定價金拾八錢  
美版一 郵税金四錢  
本册 郵券代用一割増

本書は章を親子、兄弟、夫婦、繼母、嫂、養子、師弟、主従、朋友、寡婦の十章に分ち明治の現代に於ける忠孝節義友愛貞操等の事實を詳叙せるものにして句々血を吐き言々人の肺腑を貫き讀むものをして感奮興起感極つて殆泣かしめむとするものあり書中收むる所のもの或は勅定の縁綬褒賞を賜り或は地方の美事として旌表せられたるものなれを皆是人の子弟婦妻の模範に供すべき事實なり之に加ふるに婉麗哀痛の筆を以て事實を精密に寫したれを其情味の津々たる實に小説を讀むが如く身恰其地にありて其境に臨める感あり今や刻成りて出版す世の教育家父兄及子弟婦妻の坐右には一日も此可憐の書冊無かる可らず家庭及學校にも亦必此種の冊子を備へざる可らず



杉谷正隆編

修身百首

菊版 美本 全一冊

定價金貳拾錢 郵税金四錢 郵券代用一割増

この書は我が國古來の和歌の中につきて修身の訓誡となすべきもの一百首を擇びこれに深切なる義解を附して一讀人をしてその本義を了得し而して大に發明する所あらしむるものあり我が國道德の標準は之を古人の言行にとりて是非善惡の歸を明にするを學者の要務とす。淑女諸子乞ふこの篇を讀みて其の德器を養ひ給へかし。

肝付海軍大佐 題辭  
小笠原海軍大尉 序文及作歌  
伊東海軍中將 手翰  
木村海軍大尉 校閱  
西本衛佐美 合著

訂正三版

新 海軍遊戯法

菊版美本 全一冊 詳圖入

定價金貳拾錢 郵税金四錢

(一) 日本は海國なり故に兒童の時より先海軍思想を養成せざる可らず

(二) 兒童は身体發達の旺盛なる時期なり故に最體育に重きを措かざる可らず

(三) 兒童は興味を惹く事甚しきものなり故に機に應じて其快樂な正情に導かざる可らず

本書は右三者の目的を達する一助として著者か多年或は兵營に徴し或は海軍將校に質し許多の實驗幾多の考案を積みて裝葛を費し漸編成したるものなり、本書によりて以上の目的を養成せんか世上幾百萬の少年子弟精神乍ち活潑勇壯と化し國家一朝事あるに際しては巨艦に駕し怒濤を蹴り赫々の偉勳を建て優に海國の臣民たる名に負かざる刮目企足して俟つべきなり、世の教育家父兄諸士の猛省を促す。



武井義述

# 執中 考

武井義述

和裝半紙本  
全壹冊  
定價金貳拾錢

# 執中 考 附言

和裝半紙本  
全壹冊  
定價金貳拾錢

この兩書は、著者、多年、蒼海副島先生に從學し、儒教の蘊奥たる、執中の義を講究し、普く、經典の中に於て、執中の義に干係せる法言を指摘して、中説の脈絡を正し、一々、師説によりて、その本旨を詳述せられたるものなり、修辭謹嚴、一句苟もせず、卷首に曰く、

吾好讀儒書、受教蒼海副島先生、益尊信斯道、而今者竊有所感焉、因草執中  
考、孔丘曰、知我罪我者、其惟春秋乎、我於此篇亦云爾、  
以て、著者深意の存する處を知るべし。

此の書を繙く者は、親く、蒼海先生の高妙深邃なる講話を聞くの思あらむ、  
又、これよりて、最、精粹幽微なる、孔孟哲學の根本的要義を窺ふ事を得べし

## 發賣所

東京築地二丁目二十一番地

國

光

社

(電話新橋八八番)

品川彌二郎  
平田東助 合著

# 信用組合提要

● 一部定價金五錢  
● 郵送費金貳錢  
● 郵券代用一割増

商業家の道徳を進むるは、商業の發達を計る所以の根本なり、信用組合は、今後殖産興業の上に於いて、大に普及せしめざるべからず、信用薄弱なる、商工業は、完全なる結果を收むること、甚難し、是兩氏が此書を著されたる主旨なり、我が社彙に本書を刊行して、同志間に頒ちたりし、部數に限ありしを以て、悉希望を満すこと、能はざりき、爾來我が社に向て、之が發行を望まる、諸彦日として、踵を躡せざるなし、今回我が社は、大に之が普及を計り、同志の希望に應せんため、更に刊行すると、なせり、冀はくは、是より四方同志諸彦に、また遺憾なからしむる事を得んか



2R-98

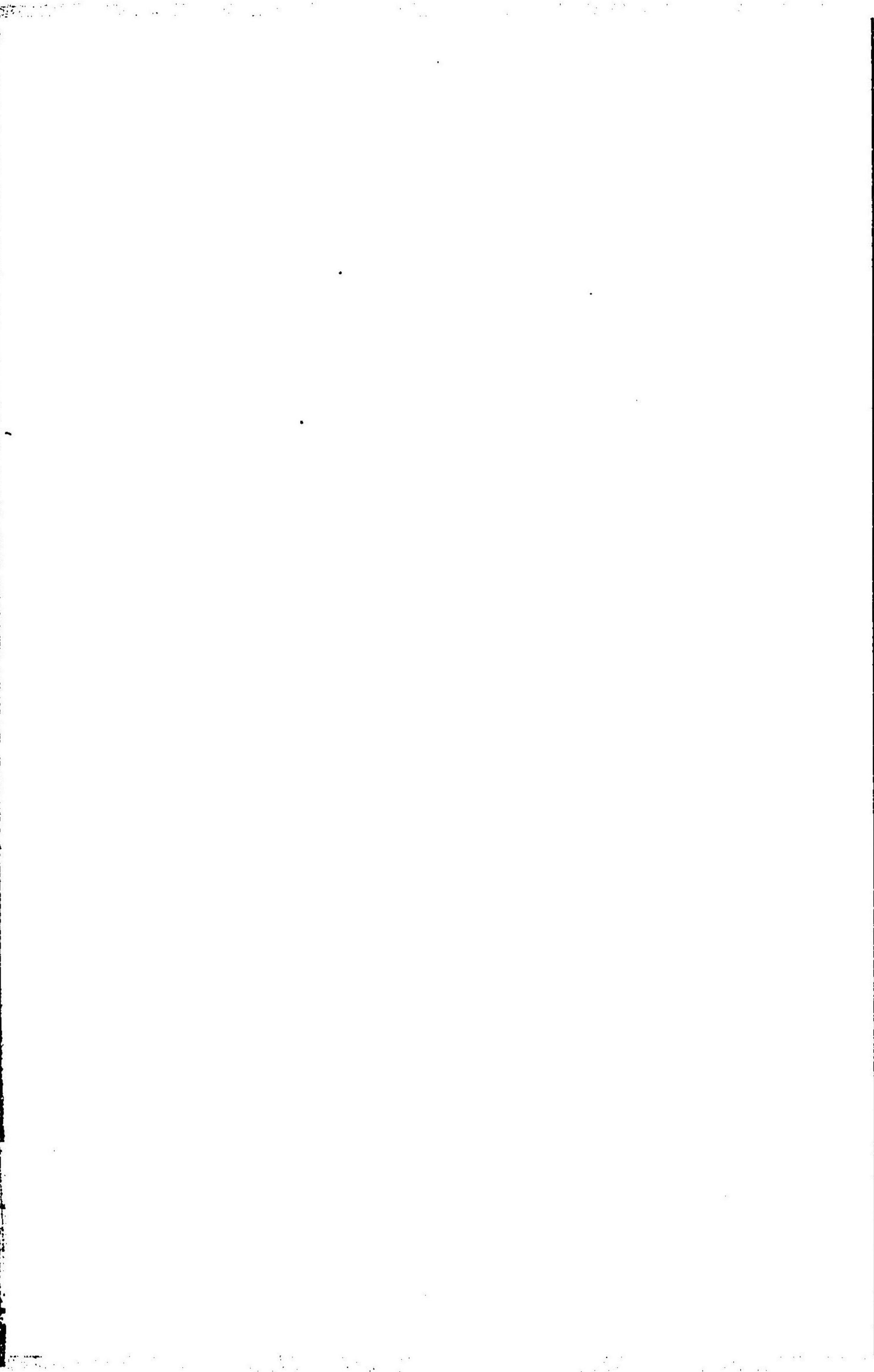
題辭樞密院副議長從二位東久世通禎伯●全樞密院顧問官從二位勝安房伯●序文從二位松方正義伯●全  
 從二位品川彌次郎子●全內務大臣從二位野村靖子●全大藏大臣從二位渡邊國武子●全貴族院議員正四  
 位富田鐵之助君●全農商務次官從四位金子堅太郎君●全樞密院書記官長正五位平田東助君●全日本  
 銀行總裁從四位川田小一郎男●獨逸國大博士ウヰルム、ロッシェル氏著●子爵品川彌次郎君校閱●  
 平田東助君●平塚定次郎君●武内常太郎君●湯川寛吉君共譯

三 版  
 商 工 經 濟 論

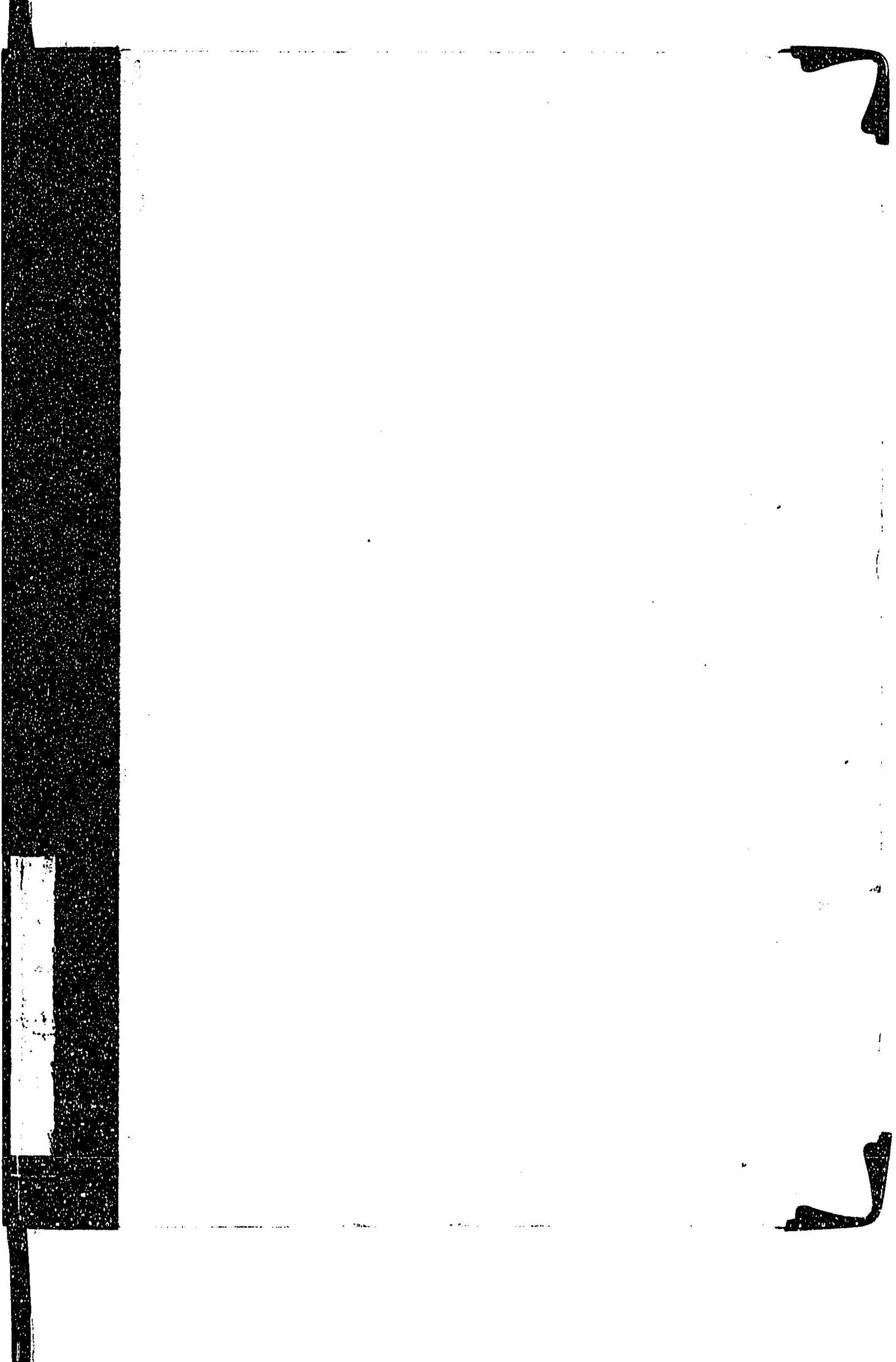
定價金二圓六十錢(上冊金二圓四十錢 下冊金二圓二十錢)  
 第四種郵便送り 上巻二十錢 下巻十八錢  
 郵税 小包郵便送り 十里迄九錢 百里迄十錢 六錢 百里以外三十二錢

近時博士ロッシェル氏の經濟學に於ける固より定評あり本社先に全國實業家並に學者の渴望に副ひ本書出版の成を告ぐるや直に初版并に再版賣盡し今や三版發賣するに至れり本書上下二編二千頁に及ぶ大部のものにして其全文翻譯の精到なる一字を漏省せし處なし刻下經濟社界亂調の際に處して大に商工業發達進歩の點に心を致し力を盡くさんとする志士の一讀を望むや切なり











288.41  
K0563K2k

国立国会図書館

006160-000-3

288.41-K0563K2k

孝明天皇御遺徳

工藤 武重/著

M30

ACJ-0247





